

予算常任委員会

平成20年3月11日

午前9時00分 開会

於 斑鳩町第一会議室

議 長

中 川 靖 広

委 員 長

木 澤 正 男

副 委 員 長

浦 野 圭 司

出 席 委 員

宮 崎 和 彦

伴 吉 晴

嶋 田 善 行

木 田 守 彦

理 事 者 出 席

町 長

小 城 利 重

副 町 長

芳 村 是

教 育 長

栗 本 裕 美

総 務 部 長

池 田 善 紀

総 務 課 長

清 水 建 也

総 務 課 参 事

瑤 田 昌 敬

企画財政課長

2 卷 昭 男

税 務 課 長

山 崎 善 之

住民生活部長

西 本 喜 一

福 祉 課 長

西 川 肇

健康推進課長

植 村 俊 彦

環 境 対 策 課 長

乾 善 亮

住 民 課 長

清 水 昭 雄

都 市 建 設 部 長

藤 本 宗 司

建 設 課 長

加 藤 保 幸

観 光 産 業 課 長

佃 田 眞 規

都市整備課長

藤 川 岳 志

都 市 整 備 課 参 事

今 西 弘 至

教委総務課長

野 崎 一 也

生 涯 学 習 課 長

清 水 修 一

上下水道部長

谷 口 裕 司

上 水 道 課 長

植 嶋 滋 継

会 計 管 理 者

浦 口 隆

会 計 室 長

清 水 孝 悦

監 査 委 員 書 記

佐 藤 滋 生

議会事務局職員

議会事務局長 藤原伸宏 係 長 峯川敏明

(午前9時00分 開会)

○木澤委員長 皆さん、おはようございます。

それでは、きのうに引き続きまして審査を行ってまいりたいと思いますが、その前に、資料差しかえの申し出がありますのでお受けしたいと思います。

池田総務部長。

○池田総務部長 済みません。予算関係参考資料の7ページにございました固定資産税の土地でありますけども、面積の表現、数字なんですけども、一部間違いがございましたんで、本日、差しかえ分をご提示させていただいております。最後の合計欄は合っているんですが、途中の余分な数字が入っておるということでございます。差しかえをさせていただきます。

(「内容」と呼ぶ者あり)

○池田総務部長 差しかえの箇所ですけども、地積の山林の欄の合計欄、計の欄の1436と入っておりますけども、これがゼロであります。それと、その隣が1624532入っておりますけども、1623096に変更させていただいております。それと、雑種地の計の欄です。3186という数字入っておりますけども、これは928であります。隣が574951と入っておりますけども、572693。最後の合計欄は1676の8、あとの面積はそのままでございます。同じです。以上です。

○木澤委員長 そうしましたら、土木費の質疑のところから始めたいと思います。

予算に関する説明書の114ページから125ページまでで、質疑、ご意見等ございましたらお受けしたいと思います。

伴委員。

○伴委員 116ページの第13節、道路維持管理システム更新業務委託料なんですけど、この内容についてちょっと説明よろしくをお願いします。

○木澤委員長 加藤建設課長。

○加藤建設課長 道路情報管理システムの更新の関係でございますけども、このシステムにつきましては、国より譲与を受けました法定外公共物、水路、里道でございますけども、この既明示資料についてパソコンにデータ処理いたしまして、処理をするというシステムでございます。国から譲与を受けた資料につきましてはペーパーでいただいておりますので、そのペーパーについてかなり劣化してきているという状況でございます、

永久的な保存が必要なことから、そういったパソコンに入力をし、データ処理をするということでございます。このことで、事務の効率化及び情報の高度利用並びに住民へのサービス向上に資するものというふうに考えておるところでございます。具体的に申しますと、窓口業務の中で、既明示の書類の写しを発行する場合に倉庫に保存しております資料、ペーパーを出してきまして、それをコピーして渡すという手間がございました。そうしたものをパソコンでシステム処理することによりまして、迅速に対応できるものというふうなことでございます。この作業につきましては、本年度で完了する予定でございます。この後、更新業務の委託料と申しますのは、そのシステムにつきまして、里道、水路、さらに既明示等追加、出てくるものがございますので、そういったものの更新を行っていくという委託料でございます。以上でございます。

○木澤委員長 伴委員。

○伴委員 今の説明でよくわかりました。

次、117ページの一番下の橋梁維持工事なんですが、今、耐震化っちゅうのが非常に言われてるときなんですけど、町の管理する橋梁について、今どのようになっているのでしょうか。

○木澤委員長 加藤建設課長。

○加藤建設課長 まず、そこに組まさせていただいております予算につきましては、竜田川にかかります河蕨橋の塗装を行う計画でございます。町の今おっしゃっていただいております橋梁につきましては、道路パトロール等で維持管理についてはその都度確認は行っておりまして、そういった塗装なり、今おっしゃられた耐震、それから損傷はないかどうか、そういった確認をして、随時維持管理に努めているところでございます。あわせて、町ではないですけど、国の方で、近々竜田川の高欄について耐震補強、車両対応の高欄に更新されるということは聞いておるところでございます。

○木澤委員長 伴委員。

○伴委員 了解いたしました。

次は、121ページの上から2つ目の耐震診断支援補助金の件なんですが、これは診断された方が後また補修工事とかされてるのか、事後調査とかはどのようになっているのでしょうか。

○木澤委員長 藤川都市整備課長。

○藤川都市整備課長 耐震診断ですが、１８年度、１９年度と診断をされてきております。
今ご質問をいただきました、事後どういった対応をされるかということにつきまして、
平成２０年度におきましてアンケート等で事後調査をやっていききたいというふうに考えて
ございます。

○木澤委員長 伴委員。

○伴委員 次、同じ１２１ページの４目の公園費なんです、これは非常に遊具による事故が全国的に多発してると思うんですが、そのあたりは大丈夫でしょうか。

○木澤委員長 藤川都市整備課長。

○藤川都市整備課長 遊具の点検です。委員おっしゃいましたように、昨年度いろいろこの遊具におきます事故が話題になったところでございます。斑鳩町といたしましても、平成２０年度におきまして遊具施設安全点検業務ということで、平成２０年度に専門家によります遊具の点検、これを毎年非破壊の検査ですね、これを１回、それとあと保守点検を１回ということを経営者に委託をして安全点検をしていこうと。今日まで職員の目で年２回点検をしておったわけですが、それに加えて、そういった点検で安全の確保を図っていききたいというふうに考えております。

○木澤委員長 伴委員。

○伴委員 今後ともそのあたり、重々事故のないようによろしくお願ひしたいと思います。

次のページの１２２ページ、一番下の第７目、景観保全対策事業費なんです、これは法起寺周辺でのコスモス栽培が主な事業と聞いておりましたんけど、以前に比べちょっと華やかさが無いように思うんですが、そのあたりはどのようなものでしょうか。

○木澤委員長 藤川都市整備課長。

○藤川都市整備課長 今、委員ご指摘いただきましたように、このコスモスの栽培なんですけれども、長年ずっと続けておるところでありまして、その中で連作等の関係で若干咲きの悪いところ等が出てきたり、近年しております。その辺につきましては、場所をできるだけ変えていただいたり、あるいは種をまいていただく時期の調整も試験的にやっていたり、あるいはまき方につきましてもいろんな方法、北部農林の専門の方々に相談しながら、地域の方々とも相談をしながら、できるだけ改良をしてきれいに咲くようにという努力をしております。それで、それを毎年繰り返してできるだけ何とかちょっとでもようなるようにというふうに考えております。

○木澤委員長 伴委員。

○伴委員 せっかくやられるんですから、ぜひ価値のある事業にさせていただくようによろしくをお願いします。

○木澤委員長 ほかにございませんか。

木田委員。

○木田委員 117の一番下の橋梁維持費という項なんですけども、富雄川の高安地域にある旧業平橋ですね、あれはもう新業平橋できたときにどうしようかということで、まずトラクターちゅうんですか、農機具なんかが通行できるようにということで残っておるということなんですけれども、それはあの状態で大丈夫なんかね。やっぱりヒューム管立てて、それをつないだような橋脚であんなになってんの、今いろいろと橋脚については耐震補強がどんどんとされておるのに、あの橋については見るからに心配が起るような橋脚なんですけれども、それについて、それ自身業平橋できて以降、町はどのようにしようと思っておられるのかね。高安の人があそこを農機具とか使うのに、高安西団地のもうちょっと西の方にある田とかいうところで使うためにあこを利用しておられるのが多いということなんですけれども、やはりだんだんとそれ以後も古うなってるから、それをどうしようと思っはるのかね。これはもう富雄川の改修につれてそれをなくすのか、あるいはまたかけかえようと思っはるのか、その点についてお聞かせ願いたいと思います。

○木澤委員長 加藤建設課長。

○加藤建設課長 おっしゃるようなあの橋につきましては、新業平橋ができた段階でやはり、今おっしゃられた農耕車等の通行の利便性とかいった部分で残してるということでございますけども、今後のそういった橋脚についての改修なりになりますけども、今、国の方で市町村における橋脚の安全点検についていろいろ取りまとめを、町も含めて行っているところでございます。一つにはそういった点検業務について、職員がそういった目視確認等できるような体制づくりを進めていこうということもございますけども、そういったことも踏まえまして、国の動向も踏まえまして、町の対応も考えていかなければならないかなあというふうに思っておるところでございます。

○木澤委員長 藤川都市整備課長。

○藤川都市整備課長 済みません、ちょっと補足になります。先日から、今、建設課長が

申しましたように、国土交通省の方では近年の橋梁の耐震、安全性につきまして、どういった点検をしていく必要があるんやというところ辺につきまして、今現在そういう指針なり、職員がどういう形でチェックをしていくことができるんかといったところ辺のルールづくりを今、国の方でされております。そういったことも国の方からも先日町の方にもいろいろアンケートといいますか質問等に來られてまして、その辺をできるだけ全体、橋梁の安全を確保していきやすいようにという考え方で今、国の方も現在動いてるということをつけ加えさせていただきます。

○木澤委員長 木田委員。

○木田委員 あの橋ができてから、大体どのぐらいの年数を要しておるのかね。橋については、強固な橋やったら１００年ぐらいはもつやろうと思うんやけども、あの橋についてはどれぐらいの年数になってるんですかな。

○木澤委員長 加藤建設課長。

○加藤建設課長 申しわけございません。年数については把握いたしておりません。申しわけございません。

○木田委員 それは後で結構なんですねんけど、あの橋ではやっぱり安心して渡れないように思いますねんけどね。だから、その補強を要するのであれば、それに合うような耐震補強をやっぱりしてもらわなければね。あの状態でずっと置いておいたら、ほかの県道、国道の橋なんか、耐震補強工事が進められておるのに、それに合うような橋ではないので、何か事故が起こればね、やっぱり町にその責任が回ってくると思うので、できるだけそういうことのないように対策を講じてもらいたいということをお願い申し上げます。

○木澤委員長 小城町長。

○小城町長 今、木田委員のご指摘のように、これは高安大字が農機具等の関係で残してほしいということですが、耐震補強どうのというのは、もう恐らく奈良郡山土木も、あるいはまた奈良県、あるいはまた国土交通省もそういうことは認めていかないと思います。やっぱり一番問題になるのは、こういうときに事故が起こったらい、だれが責任とるということで、やっぱり今新しい、高安の問題もありますけども、特に今、目安から河合に行く潜水橋ちゅうのもこれもご存じのように、必ず問題になるんです。なるけれども、一向に解決しようとしな。また必ず通行される方はこれを残してほしいと。

やっぱり増水時にはもう一番心配やから、絶対にそれはもうという話もありますから、我々にとったらそういう安全性の確保ということが一番大事ですからね。橋起こってしまったら、これはもう何ぼ便利だとかっていうことになりますから、そこらのところが今一番、国土交通省も、恐らく今、竜田大橋の関係工事で言ってますね。

国土交通省は耐震の関係もありますけども、あの福岡で起こった飲酒運転の事故で、欄干が壊れて子供さんが3人亡くなったと、2人か。そういう関係で、やっぱり橋について皆、国土交通省は調査をさせたんですね。そしたら、またこの竜田大橋にもそういう関係等が出てきたというところから、耐震も含んで、もうするんだったら欄干の関係等については安全性を、昔はやっぱり欄干ちゅうのはちょっと飾りつけるもんですから、軽度なものであったという感じしますから、やっぱりそういう車が当たったらもうあかんというような感じですね、今またそういうことを見直してきたということでもありますから、今、木田委員のご指摘のように、起こってしまたら、これはもう取り返しつかないですから、そこらはやっぱりこれから国土交通省、あるいはまた奈良県の郡山土木等、協議をしながら、地元ともそういうことで、もう撤去するのか、あるいはそういう関係でやっぱり新業平橋がついたわけですから、そういうことも踏まえてしていかなかったら、便利になるということでもせんだって吉野議員から一般質問あったように、大和川へおりの昭和団地のところでも、あれは恐らく真っすぐはもうスロープは絶対に大和川工事事務所はだめだと言うと思います。はわせてずっと行くんだったら、100メートルぐらいずっと行くと。そしたら、またその通る人がもう必ず100メートルも歩くんやったら、もう真っすぐ降りるんやったら楽やけど、斜め方向に行くんだったらこれかなわんということで、これも恐らく大和川工事事務所と相談すればそういうことになってこようと思いますし、そういう点が理解されるといいんですけど、そこらを十二分に考えんと、やっぱりどうも今、すべてがバリアフリーやバリアフリーやいうことで便利さにならされてますから、そこらのことを十分考えていかなかったら、その橋っていうのもやっぱり非常に難しさがあると思います。

そういう点では、今ご要望があったように、我々としては地元高安大字と、あるいはまた国土交通省が示される、そういうものについて十分協議をしながら、安全性の確保というのか、そういうことになると、もう橋の撤去になってくるわけですから、これも十分考えていかなければいけないなと思ってます。

○木澤委員長 木田委員。

○木田委員 それはよろしくその対策方をお願い申し上げます。

それと、122ページの開発指導調整費というんですか、その中の19項目の中に、郡山土木事務所管内建築開発調整連絡会負担金とかいうのがありますねんけど、それに関係するんやけども、うちの前のあの清水建設が倒産されたときに、あれ今、今度、建具屋さんとそれと福井工務店が競売で落札しはって、それで今、工事にかかってはる。長いこと2年以上のあの状態なんですねんけど、あそこが使ってはったなにが地目ちゅうんですか、それが調整区域のままやったということで、落札されてからまた新たに開発申請をせられて、それがなかなかおりなかったということで、これももう2年以上、何かことしの5月ごろには建築確認もおりるような話を聞いてますねんけど。だから、長期にわたってそういう状況にあって、それが業が行われておったと。それに対して、町はやっぱりA級業者ということで、公共施設なんかの工事をどんどんとさせておったちゅうふうにあるからね、それはやっぱりおかしいの違うんかなというふうに思いますねんけども、それについて、もう当時のなにからいうたら、何年もなんねんけども、その建物、今残ってる建物自体についても、開発申請も受けておらないとこに建っておるのかね、その辺のどこを教えてくださいなと思いますけど。

○木澤委員長 藤川都市整備課長。

○藤川都市整備課長 今、木田委員おっしゃっていただいたところですけども、これは市街化区域の中のございまして、以前、土地利用がなされてたところですけども、平成17年ですかね、こういった申請があったと思います。あくまで開発ということで手続をなされてるわけですけども、この手続につきましては、ちょっと日、済みません、今、何月何日ははっきりわかりませんが、開発の許可はもう既におりて、大分たっております。その後、こういった形で事業をされるかというのは、もう申請者の方にゆだねられてるところでございまして、かなり申請許可があった後、確かに長期にはそのままなってるんですけども、そこは町の方で早くしなさいと言ったりいうところのかかわりは持つ部分ではないかというふうに認識しております。

○木澤委員長 木田委員。

○木田委員 何ですやんか、それやったらね、何であの周辺の隣接地の判を押してほしいというふうに、その開発業者ちゅうんですか、その人らが言うてきはったんかなと。だ

から、やっぱり調整区域の、あのあこは準工地帯やいうことで、わしらは当然そういうふうには農転とかいろんな面においては遵守されておったと思うてたのに、やっぱりその開発に当たってはですよ、水路をつけないかんとか、今になってそういうことが起こってきて、かなりやっぱりこのななが長引いておるような状況でね。あそこに来られた以上は、できるだけ早いこと営業してもらって、町のためにもやっぱり幾らかの税金でも納めてもらうのがそれは筋やと思うんだけどね。なかなかそれがスムーズにいったないということはね、何かあそこに障害があったんと違うのかなと思いますねんけども、やはり町が準工地帯やいうてそないして企業を誘致しておる以上は、排水路も何もつけんと、そういうことの中で、そのためにあれ、道1メートルほど水路つけはったがために、あれ寄附採納はしてもらわはったんか、ちょっとそういうふうにするんやけどね。そのために道路が広がったということはありがたいことやねけども、結局それも買うてきはった人が皆負担しておるというような状況でね。やっぱりこれ、企業を誘致するとか何かいうたら、ある程度何かそういうことはきちっとしておかなければいかんのと違うかなと思うんやけど、その地域地域ばっかし決めても、今年の初集会の中で一遍言うといてくれと言われたことがあるんですねんけども、三井地域のところでスポーツゾーンちゅうんですか、あれ指定ちゅうんか何かされておっても、ゴルフ場と天満池のグラウンドか何かあるだけで、あとそういう施設がないというふうなことを一遍だけでもいいから言うといてくれって、こういうふうに言われたんですねんけどね。そういうふうはこの地域とか、そのような工業地帯とか住宅地帯とか、いろいろなことを決められても、それに合致したまちづくりが行われてないというのはやっぱりおかしいのではないかなと、私はそういうふうにするんやけども、もうとにかくそれ企業が来られたら、その企業が全部負担せなならんのかね、その辺のところが企業を誘致する場合やったら、その便宜を図るためにもそうした水路、水路についてもよその水路使われへんから自分とて個人でまたそないして負担しててつくらはたいうような状況が、やっぱり後々響いてくるの違うかなと思いますねん。それについて、町は考え方としてどういうふうを考えておられるのかね、それについてお聞かせ願いたいと思います。

○木澤委員長 藤川都市整備課長。

○藤川都市整備課長 ただいまおっしゃっていただいておりますように、市街化区域におきましては、町としては計画的に市街化を進めていくべき地域であるというふうな位置づけ

をしておるところでございまして、各土地の土地利用を図られる中で、当然必要な水路であったり道路であったりというところが必要になってきます。確かにおっしゃっていただいてますように、市街化区域内に排水路や道路、これを計画的に全体的に整備をできればいいんですけども、当然のことながら各土地の形、土地利用の形態それぞれ皆様個々によるものでございまして、画一的に町で設置をするということも難しいところであろうかと思えます。その中で現状の水路であったり、水路のないところについては、必要な水路を各その開発者が確保される中で土地利用を図られるというふうな状況になってるところが現状でございまして。

区画整理であったり計画的な面整備が起こる中では、当然排水あるいは道路は計画的には設置をしていくことも可能であろうかと思えますが、そうでない部分について計画的に排水路等の設置をしていくことは現実的ではないかなというふうに思っておりますので、当面の間はやはり開発なり土地利用をされる中で、必要な部分は設置をしていただくということはどうしても避けられないかなというふうに考えております。

○木澤委員長 木田委員。

○木田委員 今までからね、排水について、やっぱりいろんなトラブルが発生しておると思いますが、あそこの場合も、清水組さんの場合は、河口木工さんの工場の敷地の下を通させてもうてはったちゅう、それは工事のしてもらはった中でそういう話でまとまってたと思いますねんけども、それがやはりこの新しく来られた、近藤さんの場合は、そういう話を持っていかなかったのかどうか知りませんが、それによって新たにその水路を道路側につけんらんような状況になって、すぐにそれが仕事にできないような状況になってしもてですよ、そんなん水路をわざわざつけんなん、がでも何百万とかかかってると思いますねんけどね。だから、そういうふうな形が、要るときはどんな水でも欲しいけど、要らんときはもう一滴の水も要らんいうような状況の中で、そんなん来はった人はここに裏に水路あって、西の方に流れていってるからそれ使ったらええというふうに思うて、それは買うてきはったと思うんやけどね。ここは私有地で、うちの水路やとなったら、そういうことがそれが使うてもろたら困るというように状況になってしもてですよ、そんなんでもたそのために2年以上もそのままの状態で置いとかれるというようなことになるからね。その辺について、もうちょっと町の方かて何か指導ちゅうんか、何かを上手にやっていただいたらええのと違うんかなと思いますねんけど。

もうそれは民間ちゅうんか、民民の話やったら、それはもうお互いが話をしてほっとく
というようなことで今までからきておるんかね。やっぱりその解決の努力は、町もあ
のままの草生えとるような状態をほっとくのかね。やっぱり今ちょっときれいにしはっ
たけど、2年の間には草ぼうぼうとなっておったような状態もあるし、そういうことの
ないようにもっと指導も何もしてもらいたいなと思いますねんけど、それについて、あ
その場合はこないして5月には何か建物建てるとか言うてはるから結構なんですねん
けども、やっぱりそういうことのないように、町として行政力を発揮してもらいたいな
と思いますねんけども、どうですかね。

○木澤委員長 暫時休憩します。

(午前9時29分 休憩)

(午前9時43分 再開)

○木澤委員長 再開いたします。

藤川都市整備課長。

○藤川都市整備課長 各開発等、土地利用を図られるときには、開発指導要綱に基づいた
指導なりのときには、近隣の方々にも十分説明をするようにと、誠意を持って説明をす
るよにということとで事業者にも指導をしながら、全町的に同じような形で指導をして
いきたいというふうに思っておりますので、ご理解を賜りますようよろしくお願いいた
します。

○木澤委員長 ほかにございませんでしょうか。

浦野委員。

○浦野委員 120ページの第13節、都市計画マスタープラン策定業務委託料270万
の件ですけども、平成22年に今のマスタープランが期限が来るということで進めてい
くということだと思っておりますけども、この平成22年以降のマスタープランの策定のや
っていき方がいいですか、方針いいですか、今のわかってる段階でちょっとお聞かせ願え
ますか。

○木澤委員長 藤川都市整備課長。

○藤川都市整備課長 都市計画マスタープランでございますけれども、現在の都市計画マ
スタープランは、今、委員の方のお話にありましたように、平成22年度を年次目標と
いうことになってございます。これで新たにマスタープランを策定するということで予

算計上をさせていただいてるところですけれども、平成20年度、21年度、22年度とこの3カ年、3年をかけまして、今回、斑鳩町総合計画も同時期に見直しをされるというところがございますので、総合計画と一体的になる部分については、当然一体的に調整をさせていただきながら、この3年間をかけて新たな計画を策定していきたいというふうに考えております。

○木澤委員長 浦野委員。

○浦野委員 大きな変更ありますか、見直しいうか、今お考えのところはあるんですか。

○木澤委員長 藤川都市整備課長。

○藤川都市整備課長 この新しい都市計画マスタープランの内容につきましては、平成20年度に今の現状ですね、現状の問題点、かなりいろいろそれを調査をさせていただいて、その上でどういった計画をしていくかということを今後検討をしてみたいというふうに思います。

○木澤委員長 ほかにございませんでしょうか。

嶋田委員。

○嶋田委員 先ほど委員からご質問ありました116ページの道路情報管理システムの更新業務委託料なんですけども、これは法定外公共物が斑鳩町に移管になったときに、そのときに500万をかけてそのシステム構築するということで一たん出たと思うんですけども、ある委員の方がそんなん必要ないやないかということで削られたことがありましたけれども、それを複数年度に分けてやっておられるということなんですか。

○木澤委員長 加藤建設課長。

○加藤建設課長 おっしゃられてるとおり、2年前、平成17年か18年ぐらいに予算計上させていただいたんですけども、その中で、システムを運用していく上で、下水道なりもそうしたシステムを構築してきてますし、そういったものと当然連携していかなければならないというふうなことから、さらに調査研究は必要やろうということから、今に至ったというところがございます。

それと、当初は法定外公共物以外に町道につきましてもシステム化していくということで考えておりましたけども、予算的なこともございますし、そういった部分を含めて順次できるものはやっていこうということで、まず法定外公共物を19年度でやらせていただいたと。この後、引き続き町道についてもそうしたシステム化を図っていくと。

今現在、ペーパーで道路台帳というものがございすけども、そういったものについてもシステム化を引き続きやっていくべきではないかという考え方で現在進めているところでございす。

○木澤委員長 嶋田委員。

○嶋田委員 そしたら、これは平成20年度初めてやられるということなんですね。

○木澤委員長 加藤建設課長。

○加藤建設課長 平成19年度でシステムが整備できましたので、平成20年度から実施していくということになります。

○木澤委員長 嶋田委員。

○嶋田委員 そしたら、これ将来町道の方も含めてということなんですけれども、トータルで費用としては幾らほどかかってくるわけなんですか。

○木澤委員長 加藤建設課長。

○加藤建設課長 町道も含めてという費用につきましては、当初見込んでおりました額よりもかなり少なくできるんじゃないかということで考えておりますけど、具体的に幾らぐらいという数字は現時点では出せない状況でございす。

○木澤委員長 嶋田委員。

○嶋田委員 それはそれで結構なんですけどね、一括してやって、分割してやって、それは当初予算少なくなるというのはちょっとおかしい気はするんですけど、私自身はこのシステム構築は結構なことだとは思っておりますんでね、一応確認させていただいたということです。

それと、117と118ページのところなんですけども、117で、19節ですか、地元施工に係る舗装事業に対する補助金、また118ページの地元施工に係る水路改修及び浚渫事業に対する補助金と。これはどういう補助金なんですか。

○木澤委員長 加藤建設課長。

○加藤建設課長 まず117ページの地元施工に係る舗装事業に対する補助金でございす。これにつきましては、現在、公共の用に供されております町道以外の道路について、地元で施工、維持補修、維持管理、舗装される場合に町も負担していこうということで、補助金の交付規定に基づきまして、負担するものでございす。

それから、118ページの地元施工に係る水路改修及び浚渫事業に対する補助金。こ

れも同じような内容でございまして、公共の用に供されている水路について、地元が浚渫なり水路改修した場合に、町が補助していくというものでございます。

○木澤委員長 嶋田委員。

○嶋田委員 そしたら、これ、今までこの補助金を出されたことはあるんですか。

○木澤委員長 加藤建設課長。

○加藤建設課長 両方の補助金とも適用したことがございます。今年度も水路につきましては、現在、堂山自治会から要望をされております。毎年わずかでございますけども、改修の要望が出てきております。

○木澤委員長 嶋田委員。

○嶋田委員 これは行政でするよりも安いということで、割とテレビなんかにも取り上げられてると思いますので、もうちょっと啓発ですね、こういう事業もありますよ、補助金もありますよということで、啓発もよろしくお願ひしたいと思います。

それと、１２３ページなんですけども、委託料ですね、２号線都市計画決定資料作成業務委託料ということで上がってるんですけども、都市基盤の委員会のときにもこれはお聞きしてましてんけれども、これ今、地元説明会は終わられたんですか。

○木澤委員長 今西都市整備課参事。

○今西都市整備課参事 この２号線につきまして、地元説明会終わったかどうかということなんですけども、今現在、計画しておりますいかるがホール北側の都市計画道路から駅前広場に向けての道路、農地部分について、平成１９年度も実施測量させていただいて、詳細設計に取りかかっているところでございまして、その中で農地の部分について、今月末になりますねんけども、２９日ぐらいに地元と調整しているところでございまして、まだちょっと時間的な形は決定しておらないですけども、そういったことで今後、その資料あるいはこの資料作成後についても市街地部分についても地元の説明していこうという考え方でおるところでございます。

○木澤委員長 嶋田委員。

○嶋田委員 この２号線は、基本的にはホールからＪＲ法隆寺駅まで直線の道路ということで、農地以外の部分、北側ですね、住宅地があるんですけども、そこら辺の説明はどうなってるんですか。

○木澤委員長 今西都市整備課参事。

○今西都市整備課参事　ただいま申し上げましたように、農地部分について測量していったと。その件について、形状も変わることがございますので、まずとりあえずその分についてこの末に説明しようという形でございます。それと、今回上げさせていただいておりますこの資料についてですけれども、ざっと計画当初といたしまして、総括図あるいは計画図、計画書の作成を行いまして、今おっしゃっていただいております駅前広場、これを交通広場としてこの2号線と合わせた形のまちづくりといたしまして進めていくことと思っておるところでございます、この資料を作成後、その市街地についても説明等を行ってまいりたいと考えております。

○木澤委員長　嶋田委員。

○嶋田委員　わかりました。

それと、その下の方に、工事請負費で1号線、5号線整備工事ということで、1号線は駐輪場ですか、等を廃止して、道路拡幅という形はわかるんですけども、この5号線についてはどうなんですか。

○木澤委員長　今西都市整備課参事。

○今西都市整備課参事　5号線におきましても、19年度において、駅北口から踏切までの4の1号線として整備を行ってきたところでございます。そして、今この5号線につきましても、19年度におきまして測量並びに支障となる家屋の調査を実施させていただいております。そのことにつきましても、この3月に成果品が上がってくる予定といたしております、その資料に基づいて、今後、地権者ともお願いに上がりたいというふうに予定はいたしております。

○木澤委員長　嶋田委員。

○嶋田委員　まだ地形図ができてくるだけで、これ工事請負費でしょう。

○木澤委員長　今西都市整備課参事。

○今西都市整備課参事　済みません。この5号線の整備工事につきましては、ロータリー部分の施工を考えておりまして、その分についての工事費として計上させていただいております。

○木澤委員長　嶋田委員。

○嶋田委員　そしたら、ロータリー部分や北口広場の中での話ですか。そしたら5号線は関係ないん違いますの。

○木澤委員長 今西都市整備課参事。

○今西都市整備課参事 とりあえずその以前に、用地買収一部しておるところがございますので、その部分もあわせて検討していきたいという形で、5号線全く関係ないという形ではございませんで、北口広場、駅舎と自由通路の広場は歩道なり整備しているものの、5号線と交差するロータリー部分について整備したいというふうに考えておりますので、ご理解の方をよろしくお願いします。

○木澤委員長 嶋田委員。

○嶋田委員 わかりました。5号線については地元でいろいろ話もされておられますので、慎重に地元説明なりやっけていただいて、後々、地元から反対の出ないような説明をお願いしたいと思います。

○木澤委員長 ほかにございませんでしょうか。

木田委員。

○木田委員 116の道路の維持費の中の15節の道路工事請負費ですわな。これで、今うちの前の町道の中の米寿橋のところの右岸側の渡り切ったとこと大一工業前のところで10センチとか15センチぐらいもう舗装がばあつとめくれたんがありますねんけど。これも道路をパトロールしてくれてはるということで、どれぐらいたったらこれきんのかなと、ずっとこれ見てんのやけど、まだ一向にそれ補修というようなことされてないんですねんけど。その道路のパトロールというのは、どういうふうに行われて、ほんでそれを見つけて、どれぐらいの期間がたてばそれが補修されるのかですな、かなりもう2月前からそういうふうな状態なっても、一向にまだそれが直されないということは、道路パトロールしていただいておりますのに、何らそれ気づかれないんかなと。反対にわしの方から先にもうこないなつとるでと言う方がええのかね。それともやっぱり、せっかくそないしてパトロールしてくれてはるのな、そなんむだになるようなことしてもうたっていかんからね。その辺のそこをどういうふうにご考慮されるのかね。

○木澤委員長 加藤建設課長。

○加藤建設課長 まずパトロールですけども、職員によるパトロールにつきましては月2回、定期的に行っております。それと、今おっしゃっていただいておりますように、パトロールだけでは十分フォローし切れないというところがございますので、職員の通勤等でも確認をしていただいて、何かあれば当課の方へ連絡していただくような連携は図

っております。また、当然近隣の方々からのそういった状況を確認していただければ、すぐに連絡をいただいて対応していったらということでございます。ただ、今おっしゃっていただいている米寿橋の部分については、もう一度確認をいたしまして、早急に対応するようにしてまいりたいというふうに考えております。

○木澤委員長 木田委員。

○木田委員 前からですね、私、町内各地域から職員の方が役場へ勤めておられるということで、できるだけやっぱりこの町の施設とか道路に対しては気配りして、やっぱり公共物の傷んでたら即直していただけるように目配りもしてほしいということを頼んでおったんですけどね、これやっぱり周辺の人が見つけて言う方がええのか、それとももうパトロールの人に任せておく方がええのか、ちょっとその辺がわし、ちょっと気になってね。やっぱりそんなんパトロールしてもうて、全然そんなんわからへんなら、それやる意味もあらへんと私はそういうふうに思うんやけどね。そんなんばあっと思いきり走ってるわけやなかったら、パトロールいうたらゆっくり走って、それを確認しながら走ってるわけやからね。そういうことが発見できないいうのもまたおかしいなと思うんやけども、とにかくそれについては、早いこと補修をしていただきたいなと思います。

これだけに限らずにですね、いろんな面においてやっていただきたいなと。新業平橋の欄干のところで、何か橋の銘板ちゅうんか、それが傾いとったんも、どれぐらいたったら直るのかなと思うとったら、それは直していただいたということで、よろしいねんけどね。やっぱりすべてそうして町民の負託にこたえられるような、やっぱり職員として頑張ってもらいたいということをお願いしておきます。もうそれで結構です。

○木澤委員長 ほかにございませんでしょうか。

宮崎委員。

○宮崎委員 119ページのちょっと教えてほしいんですけど、1節で旅館及び遊技場建築審査会委員報酬とあるんですけど、これはどういうことをされてるんでしょうか。説明していただきたいと思います。

○木澤委員長 藤川都市整備課長。

○藤川都市整備課長 これは旅館及び遊技場建築審査会というのが条例で設置をすることになっておりますが、必要な事案が出た場合、それを審査をするという必要が出てきま

すので、そのための審査会ということでございまして、必要なときに委員さんの方を決めていただいて組織をすると、こういったものでございます。それを一応、今事案があるわけでは当然ございませんが、予定として予算計上をさせていただいてるところでございまして。

○木澤委員長 宮崎委員。

○宮崎委員 あと、もしそれなければ、この計上されてるやつはゼロということになるんですか。

○木澤委員長 藤川都市整備課長。

○藤川都市整備課長 そのとおりでございます。

○木澤委員長 宮崎委員。

○宮崎委員 わかりました。

あと、116ページの13節の草刈り業務委託料、これ600万と、あとちょっと細かいところいろいろあるんですけど、121ページの草刈り業務委託料438万6,000円ですか、出てるんですけど、これは委託されてるということは入札じゃないですかね。その辺ちょっと、どういうふうに委託されてるのか、教えていただきたいんですが。

○木澤委員長 藤川都市整備課長。

○藤川都市整備課長 委託料ということで、草刈りの業務委託ということで予算計上はさせていただいてますが、その事務事業によりまして入札あるいは随意契約という方法を選択をしていくことになります。現在のところ決まってるわけではございません。

○宮崎委員 わかりました。終わります。

○木澤委員長 ほかに。

浦野委員。

○浦野委員 もう1点お願いします。117ページの橋梁維持費80万ですけど、先ほど、たしか河蕨橋の塗装とおっしゃったと思うんですけども、その欄干の取り付けしてます、欄干の支柱が立ってますコンクリートの角がかなり角張ってまして、車両通行するときに、カーブするのに橋に上っていくのに、ちょうど安本の方へ向けて西向きですか、に上っていくときに、その角が出っ張ってるために膨らんで通行せんといかんというふうなコンクリートが出っ張ってるんですけど、あの辺は改良できませんやろか。

○木澤委員長 加藤建設課長。

○加藤建設課長 今現在、予算組ませていただいてる分につきましては、欄干の塗装工事ということでございますけども、今、コンクリートの部分につきましては、申しわけございません、確認をさせていただいて、補修ができるものであればしますけども、今、どういう状況で出っ張っているのかということもあろうかと思えますので、その辺の確認をまずさせていただきたいと思います。

○木澤委員長 ほかにございませんでしょうか。

そうしましたら、1点だけちょっと私の方からお尋ねしたいと思います。

121ページのいかるがパークウェイについてですけれども、先日、週刊誌でこのパークウェイについて記事が載っていたというふうに思うんですけれども、週刊誌のことですからどこまで信憑性があるのかちょっとわかりませんが、費用対効果の面で一定の基準の数字が出ていて、示されているよりも効果が見込めないという記事が載っていたと思うんですけれども、それについて、たしか交通量調査をしていただいているその基準が、平成11年の交通センサスであったかと思うんですけれども、その調査というのが、11年にしていただいても10年近くたつわけですけれども、その後、この調査というのはもう行われる予定はないのでしょうかね。

藤川都市整備課長。

○藤川都市整備課長 交通量調査と申しますのは、先ほど委員長おっしゃいましたように、交通センサスということで、確実に定期的ではないんですが、国の方、県とともに調査をやられておりますので、平成11年度以降、16年でしたかな、17年でしたか、は実施はされていると思います。今後も国の方では当然そういった調査を引き続いて、ある時期をもって調査は実施されるという予定になっていようかと思えます。

○木澤委員長 そうしますと、その調査をしていただいている部分というのは、今のパークウェイの計画には内容は反映させていただいて、その数字を出してもうてるということになりますよね。

藤川都市整備課長。

○藤川都市整備課長 当然、何年かおきに調査はされるわけですが、この道路事業と申しますのは、計画をする段階で、例えば30年後等ですね、いう交通量を予測をされます。それのもとになるのが、先ほどお話ございましたけれども、例えば平成11年度をもとに、将来の交通量予測をした計画で計画を進められていくということになります。

すけれども、その交通センサスのもとにその計画を見直して、それを公表されていかれるかどうかというところ辺はちょっと今確認はできません。

○木澤委員長 国の方の事業になりますので、町の方としてどこまでその状況がわかるのかという問題もありますけれども、長期に係る計画ですので、計画をつくるときには当然その調査をもとに計画を立てますけれども、やはり何年か、10年とか20年とかいう単位で情勢が変わっていくと思うんですよね。交通、車の台数等も、今でいうたら人口も減ってきたりとかいうて、減ってきてる状況があるという、町民さんの中からもそんな声があって、またあんな記事が出たことから、またいろんな混乱が生じるのではないかと、やはり今の情勢に合った実態を反映してこそ、税金も有効に使われると思いますんで、今後、国の方にやはりそうした実態を反映させて、町民さんにもわかるような資料等をぜひ示していただきたいと。町の方からもそうした実態の反映ということ国の方におっしゃっていただきたい、要望していただきたいというふうに思っている。

小城町長。

○小城町長 私はやっぱり今をとらえてというか、私も昭和42年に都市計画道路ができたわけですから、それからずっとこれ来てるわけですから、その過程をやっぱり皆さん方が議論しなきゃならないです。60年の論争というのは、そういうところじゃないですか。60年に起こったとき、1985年、まさに昭和60年のときに、いろんな問題があったんです。しかし、それをやっぱり道路問題、都市計画道路検討委員会というものを発足させた、そういう経過っちゃうのは十二分に考えていただかんと、やっぱり賛成も反対も、あるいはそういう座長を交えてやったんですから、一定の成果を野呂民平さん評価したんですよ。こんなことできるのかって評価したんですよ。そのことからやっぱり20年がたった中で、我々は議会としても、予算これじゃいかんということで、県にも国にも陳情を申し上げて、県がようやく平成10何年に重点項目として国に上げたんです。このシステムちゃうのは、県が上げなかったら、国はどないもならないですよ。そのとこまで行って、現時点でこういう状況になってくる。そのことばっかしをとらえて、今国土交通省が道路財源の問題でこうして起こったというよりも、この経過はまさに当初は路側帯もあったんですよ。そのときに、議員さんが、2車線が4車線になったらいかんということから、歩道を大きくしようということで、それだけのやっぱり6メ

ーター50の歩道を両脇に確保しているんです、両脇に。いろんな経過を踏んでるわけです。もっと早くできてたら、こんな問題は起こらないんですよ。

しかし、こういう過程を経てから、そういう問題あるけども、私が一番大きな問題は、この南北線の関係で、東西線の関係で、25号線だけで必ずしもこれでええんかと。これからやっぱり地震の問題とか考えたら、必ずそういう問題は、やっぱりその道路横断ちゅうのは必ずもう一つの東西線も必要であろうということは、この南北線の間でも、やっぱり交通事故が多いちゅうことは道路変化があるんですよ。あの25号線でも、あの事故が起こる笠町周辺は下がってるんですよ。また、斑鳩の高田斑鳩県道も、興留のあのところから南都銀行の出張所のあこは下がってるんですよ。下がるということは、やっぱりそれだけのことが車のスピードがあると。そして、渡るときの交通禍、去年もことしも事故はあるけれども、去年、おとしはもう高田斑鳩で1人づつ死んでるんですよ。ことしももっと激しい、19歳ぐらいの学生がこないだも2月ごろにえらい事故あったんですよ。もう大学受験するような子が。やっぱりそういうこともあるんです。

そういうことを踏まえて、交通安全対策として県と国がこういう問題をおこしていったと、そういう過程を経ていかなかったら、今現時点を見詰めたら、こんなぜいたくな道路がどうかという問題よりも、だれだってやっぱり車乗ったら、快適な安全な道を走りたいわけです。また、歩いたら、立派な歩道欲しいわけです。また、家やったら、閑静な住環境を求めて、静かな閑静音も鳴らない静かな町を求めたいです。だれでもそうなんです。しかし、やっぱり車に乗った以上はもう車放せませんよ。奈良県内で免許比率が一番高いんです。それほどやっぱりこれだけのことを考えていたら、将来的にこういう議論をしてきた中で、私が今一番残念なのは、国道25号線の方々はもう当初はとにかく早う町長つくれつくれという、やかましいそれもブーイングですよ。また片一方は反対は反対ということで、そしたら今になってきたらもうできてきたら、もうあと勝手にできるやろうということになってきてる。やっぱりそういうことでなしに、斑鳩町の全体的な都市計画として認めていかなかったら、これはなかなか私は進んでいかない。だから、そういうことの間接関係をただ数字的に、あるいはフライデーに載ったからどうかという問題よりも、我々としては今もあの岩瀬橋の工事までかかっているわけですから、もうあとまた稲葉車瀬の方々もう協力求めたんですから、全部。今はそれはもう道路工事ができるわけですから、ただ今発掘やってますけども。私はやっぱり高田斑鳩県道か

ら早く三室の交差点まで、三室の方々住友住宅の方々、一日も早く買ってほしいと、買い上げてほしいということばっかしですよ。私は責任問われてるんですよ。あのときにやっぱり早くしてほしいと。今もうずうっとそんなんです。買い上げ買い上げしとるけども、今2軒ほど買い上げしましたけども、もうこれ特に今、国土交通省の奈良国道事務所は一生懸命やっていただいてるんですよ。だから、私もやっぱり高田斑鳩からその三室の交差点でも早く開通すりゃ、本当にやっぱりこれ斑鳩町の交通体系というのは非常に変わってくるんじゃないか。特にまた法隆寺線が入ってきたと。そういうことをやっぱり皆さん方、議会も皆さん方、そういう気持ちで都市計画検討委員会、道路促進協議会ちゅうのが、そういう中でもうその都市計画委員会ちゅうのを発足されたいう経過もあるわけですから、やっぱり今、木澤委員長がおっしゃるように、ただそういうことばっかし論じるよりも早くやっぱりもう高田斑鳩から三室までできていくことが我々にとって一番大事じゃないかと。そして、交通安全という面を考えたら、25号線あるいは高田斑鳩の関係等については、興留の周辺の方々は横断するのに非常に怖いと思いますし、そういう状況で今、信号機の設置もやかましく言われてるわけですから、そういうことを踏まえて、我々としては皆さん方の努力、地権者の方々も協力をいただくんですから、そういうことも踏まえて、できるだけやっぱり皆さん方とともに、議会とともにこの関係等については努力をしていきたいということで、頑張っておりますので。

○木澤委員長 町長、冒頭に野呂議員のことをちょっと言われましたけど、私、その当時のことはわかりませんので、それについて、それを認めたとか、賛成したとかいうことについては、今どうこう、僕の立場からどないもこないも言えませんが、確かにその当時のいろんな経過があって今に至ってるわけですけども、だからこそ賛成も反対もあって、いまだにやっぱり反対の方がいらっしゃるという方にも理解をいただくためにも、町長、今言っていただいた安全の確保等、いろんな町が思ってることをお話しして、理解をいただかないと、私はこの道路というのは完成しないと思ってますし、さらに斑鳩町としてもやっぱりマスタープランをこれからまた10年間、このマスタープランをつくっていこうという時期でもありますしね。その都度、その都度、斑鳩町でもやっぱり10年スパンでそういう計画を見直して、町民の皆さんに理解を得ながら事業を進めていくということに当たっては、特に何十年と続いているパークウェイについても、その時々々の情勢を反映させていかないと、それも住民の理解を得られることはできないとい

うふうに思うんです。

だからこそ、私は何もフライデーへのったからどうこうということよりも、交通センサス11年に基づいてやっていただいているけれども、今はだから町が出して、町は出してないね、国土交通省がつくったいかるがパークウェイの資料ですね。それ見ても、交通量調査の結果が近々のものではないと。そこまでいうと、近々のものではないとは書いてなかったと思いますけれども、やはりそうした最新の情報を載せて、どんだけの効果が見込めるのかというところは住民さんにちゃんとお知らせをして、事業を、町は促進の方向でいってるとするのは、私もそれはわかってますから、町の姿勢については、僕の立場としては住民さんの意見をよう聞いて、住民合意を得ながらというふうに思ってますけども、今、私はそういうふうには、いわゆる住民合意が完全にやられてるとは思ってないですから、それについては住民の理解を得られるようにということで、今の情勢をしっかりと計画に反映させるべきだということで意見を申し上げてますんで、11年以降も交通量センサスやっていたらということですから、それをやはり町民の皆さんにもわかるように、今の交通状況に。そして、近々の交通量調査をしていただいた将来の見込みについて、どういうふうになっているのかというのは、やはり住民さんにしっかりお知らせをしていただきたいと。国の方にもそういう要望をしていただきたいというふうにお願いをしたいと思いますけども。

小城町長。

○小城町長 今回の交通センサス、交通量調査そのもの等については、もう毎年、促進連絡協議会がやっております。それすらでも台数が出てこないんですよ。新聞でもね。というのは、もう木澤議員、申し上げます。毎年やっても、この25号線だけの状況で、もう飽和状態なんですよ。現実には、今もう走ったかて、これ王寺まで20分かかりますよ。昼でもですよ。そういう状態で、もう飽和状態なんです。これ西名阪道路がもし何か起こったときには、もうここで切ったら、大型トラック通ったら、もうほとんど走りませんよ。おっしゃってるんですから。役場まで来るのに、紅葉ヶ丘の方でも、あるいは笠町の人も20分かかりますよと、役場まで。それぐらいの交通、それも裏道来てですよ。裏道来て、そうなんですよということですから、やっぱりよっぽどそれは斑鳩町の場合考えると、あそこで今、安心と安全を考えてる中で、地震が起こったときに、私もうズタズタになると思いますよ。

そういうことを考えますと、やっぱり議会も皆さん方と一緒に、一日も早くやっぱりこの道路の関係等については早く整備をしなきゃいけないということはもうわかつとるわけです。それ以上に一番変わったのは道路ですから、社会福社会館があそこへ行ったんですから。それがいかるがパークウェイができたから行ったわけですよ。それほどかわってくるんですよ、やっぱり。それは皆さん方がようおっしゃるように、あこは土地が安いと、こうおっしゃってるんですから、野呂さんが。そういう現状がやっぱりあるんですから。そういうことを考えていかんと、斑鳩町のこれやっぱりマスタープランでもいろんなこれからの考え方、いろんなことがやっぱり出てくるんですよ。今までこれ25号線中心としてやったから、役場庁舎とかここへ固まっちゃいましたけど。そういうこともやっぱり考えていかなかったら、いろんな面で関係してきますから、そこらを十二分に精査しなかったら、やっぱり議会も、あるいは理事者側もともに力合わせながら、この都市計画決定されたいかるがパークウェイの関係等についても、一生懸命やっぱり取り組んでいただくと、私はやっぱり評価をしていかなかったら、これはもう中断するということはなかなかできませんからね。やっぱりこれは斑鳩町としては進めていきたいと思っています。

○木澤委員長 この議論はここまでにしようと思いますけれども、町長おっしゃってるように、その25号線が飽和状態やと。ほんで混むからと、その近隣に住んではる方の声も僕も聞いてますし、もちろんそれも住民の方ですから、やはり町民全体に理解を得られる、この100%というのは難しいですけども、それでもやっぱり町民全体に理解を得られる計画、事業であるべきやと思いますんで、先ほど要望いたしましたことをぜひ国に対しても上げていただきたいというふうに思います。

藤川都市整備課長。

○藤川都市整備課長 今、委員長おっしゃっていただきましたように、できるだけ近々の新しいデータをもとにということで。済みません、ちょっと先ほど申しわけございません。ちょっと11年の後ですね、交通センサスがやられてますの、平成17年に交通センサス、調査がされてます。国ではそういったことも含めて、今、道路の方の検討をなされているというふうなところが、国土交通省のホームページの方にも掲載されておりますので、ちょっと参考にご報告を申し上げます。以上です。

○木澤委員長 そしたら、ほかにございませんでしょうか。

ないようですので、これをもって第7款土木費に対する質疑を終結いたします。

10時40分まで休憩いたします。

(午前10時22分 休憩)

(午前10時40分 再開)

○木澤委員長 それでは再開いたします。

次に、第8款消防費についての審査に入ります。

理事者の説明を求めます。

池田総務部長。

○池田総務部長 それでは、第8款消防費につきましてご説明を申し上げます。座ってご説明をさせていただきます。

消防費につきましては、本年度は総額3億2,473万8,000円を計上いたしております。前年と比較して、346万2,000円、1.1%増となっております。一般会計予算書の125ページをお願いいたします。

初めに、第1目常備消防費についてであります。本年度は西和7町で構成してる西和消防組合の運営負担金として、第19節で負担金補助及び交付金で2億8,320万2,000円を計上しております。前年度と比較して、121万6,000円、0.4%の減となっております。予算の財源内訳はすべて一般財源となっております。

次に、125ページから127ページにかけてであります。第2目非常備消防費についてであります。本年度は2,216万1,000円を計上しております。前年度と比較して、5万3,000円、0.2%の増となっております。予算の財源内訳はすべて一般財源となっております。主な予算の内容につきましては、日ごろから町民の安心と安全、生命、財産を守っていただいてる町消防団の活動等に対する費用と自衛消防団の支援、県防災ヘリコプター運営協議会及び県防災行政無線運営協議会への負担金などとなっております。初めに、町消防団の運営では1,844万6,000円を計上いたしております。その内訳でありますけども、第1節の報償のうち、消防団員の報償等1,090万8,000円、126ページにお移り願ひまして、第11節需用費のうち消耗品費等115万9,000円、127ページの第19節負担金補助及び交付金のうち、分団運営費等527万2,000円となっております。次に、自衛消防団の支援では、第19節負担金補助及び交付金で自衛消防団補助金100万円を計上いたしております。

本年度は20団体に補助を予定いたしております。次に、県防災ヘリコプター運営協議会及び県防災行政無線運営協議会への負担金では、同じく第19節負担金補助及び交付金で、県防災ヘリコプター運営協議会の負担金86万円、県防災行政無線運営協議会負担金27万5,000円などを計上いたしております。

次に、117ページから128ページにかけての第3目消防施設費についてであります。本年度は938万5,000円を計上いたしております。前年度と比較して、48万5,000円、5.4%の増となっております。予算の財源内訳はその他で12万円、一般財源で926万5,000円となっております。主な予算の内容につきましては、消防コミュニティーセンター、法隆寺消防センターなどの消防施設に係る維持管理に要する費用と消防施設整備に対する補助金、防火水槽の整備に要する費用などとなっております。

初めに、消防施設の維持管理では549万7,000円を計上いたしております。その内訳でありますけれども、第11節の需用費で光熱水費等133万円、第12節の役務費で通信運搬費等147万9,000円、第14節使用料及び賃借料で244万8,000円などとなっております。次に、128ページをお願いします。消防施設整備に対する補助金であります。第19節負担金補助及び交付金で消防施設整備事業等補助金150万円を計上をいたしております。消防施設等の整備を促進、充実に図るために、自治会が行われる消火栓の設置や器具格納庫の工事等に対し支援してまいります。次に、防火水槽の整備では、第19節負担金補助及び交付金で、防火水槽設置工事費負担金120万円を計上しております。消火困難地域の解消に向けまして、竜田ネオポリス地内で平群町が実施する防火水槽整備工事に対し、本町負担金を交付してまいります。

次に、第4目水防費についてであります。水防出動等に要する費用として29万6,000円を計上しております。予算の財源内訳はすべて一般財源となっております。

次に、128ページから129ページであります。第5目災害対策費についてであります。今年度は974万4,000円を計上いたしております。前年度と比較して、414万円、73.9%の増となっております。予算の財源内訳はすべて一般財源となっております。主な予算の内容につきましては、地区別防災訓練の実施、災害物資の備蓄、避難所施設の充実、災害時救助工具の整備、防災情報メールの発信などに要する費用となっております。また、大きく増額となった主な要因でありますけれども、新たに災害時

救助工具の整備、防災情報メールの配信などの事業に取り組むことによるものでございます。次に、１２８ページをお願いします。地区別防災訓練につきましては、１２万９、０００円を計上いたしております。その内訳は、第１１節需用費のうち、消耗品費１２万９、０００円となっております。引き続き地域密着型の地区別防災訓練を実施してまいりたいと考えております。次に、災害物資の備蓄では２８０万円を計上いたしております。その内訳でございますけども、第１１節の需用費のうち、消耗品費で２８０万円を計上いたしております。次に、避難所施設の充実では、第１８節の備品購入費のうち、庁用備品で２５０万円を計上いたしております。発電機や照明器具、仮設トイレなどの避難所運営のための災害対策備品を計画的に備蓄してまいります。次に、災害時救助工具の整備では２７０万円を計上いたしております、その内訳につきましては需用費で消耗品費７万９、０００円、１８節備品購入費のうち庁用備品で１万９、０００円となっております。次に、防災情報メールの配信では１３０万円を計上をいたしております。その内訳につきましては、第１３節の委託料で７万６、０００円、第１４節の使用料及び賃借料で防災情報メールシステム使用料５万４、０００円となっております。

以上で、第８款消防費につきましてのご説明とさせていただきます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○木澤委員長 第８款消防費についての説明が終わりましたので、これに対する質疑を受けいたします。予算に関する説明書の１２５ページから１２９ページまで。

浦野委員。

○浦野委員 済みません、１２７ページの真ん中あたり、自衛消防団補助金１００万円の計上ですけども、これのちょっと内訳について教えてください。

○木澤委員長 清水総務課長。

○清水総務課長 今現在、自衛消防団を組織しておられ、可搬式のポンプを持っておられる自衛消防団が２０団体ございます。その２０団体につきまして、その維持費等に係る費用といたしまして、年間１団体ごと５万円支給してます。その２０団体で１００万円となっております。

○木澤委員長 浦野委員。

○浦野委員 この２０団体は、斑鳩町に届けをされて、設備として、例えばポンプとかい

ろいろな消防器具がありますけども、その辺が整ってるものに対して認可するというようなことになっておりますか。その辺ちょっと。

○木澤委員長 清水総務課長。

○清水総務課長 先ほど申し上げましたように、自衛消防団を組織されて、その中で可搬式ポンプを設置、常備されてる団体について、その維持管理等に要する経費の一部として交付をしてるということでございます。

○木澤委員長 浦野委員。

○浦野委員 それと128ページですね、一番上に書いてます防火水槽設置工事120万、竜田川ネオポリスということで、私、一般質問させていただいたんですけども、平群町と協議されて、斑鳩町分担金が120万ということなんですけど、平群町はちなみに費用はお幾らだったんでしょうか。

○木澤委員長 清水総務課長。

○清水総務課長 これ、今委員がおっしゃったように、平群町との分担の中で本町が負担するものでございます。総事業費800万円を見込んでおりまして、そのうち竜田川ネオポリスのうちの住居割といいますか、その割合が大体15%になるということで、平群町との協議の中で当町は120万円、平群町は680万の負担金ということでございます。

○木澤委員長 浦野委員。

○浦野委員 設置場所はどちらになりますか。

○木澤委員長 清水総務課長。

○清水総務課長 平群町側に、竜田川ネオポリスの一番北側に公園がございます。この公園の内側で設置をしたいというふうに考えております。

○木澤委員長 浦野委員。

○浦野委員 同じページなんですけども、防災、例えば先ほど来、地震の話がよくありますが、大地震が起こったとしたときに、役場としてはどういった行動いたしますか、実際とられるのか。ちょっとよくわかってないんですけども、地震が起こったときの流れいたしますか、ちょっと簡単に結構ですんで教えていただけますか。

○木澤委員長 清水総務課長。

○清水総務課長 地震に対し、起こったときの対応方法でございます。役場職員、震度4

以上ありましたら、自動的に職員が参集する形になっております。それが地域防災計画等でうたわれておることでございますけども、一たん被害あった場合は対策本部、自動的に設置することになります。本部長としては当然町長でございますけども、そうした体制を組むってということと、対住民の方々に対しましては、その情報収集を行う中で、適切な処置を行うというのが主に大きな流れでございます。ここであっております予算書の128ページでございますが、災害対策費の中の13節委託料79万6,000円とその次の使用料及び賃借料50万4,000円につきましては、先ほど来、総務部長の方から説明がございましたように防災情報メールの発信ということで、まず災害が発生が予想をされる場合、それと災害が起こった後の二次災害を最小限に食い止めるといことで、メールに登録をしていただく必要がございますけども、そこに情報を発信していくといったことで、避難場所でありますとか、避難経路でありますとか、そうしたことも含んでそういう情報を発信してまいりたいというふうに考えております。以上簡単でございますけども。

○木澤委員長 ほかにございませんでしょうか。

木田委員。

○木田委員 125ページの消防費の中の常備消防費という分なんですけれども、現在、西和消防職員の人数とそしてその費用ですわな、7町村で出してる総費用の合計と、それとその中に占める人件費がどのぐらいになるのかね。私、議員させてもうた時分は1億8,000万ぐらいうったと思うんやけども、これがその間に2億8,000万ぐらいいふえてきてる。これはある程度、人件費がだんだんと上がってきたからそういうふうになって、消防職員は若い人が多いから、だんだんと年齢の加算によってふえてきてると思いますけれども、それとか機械設備の充実とか、いろんな費用の面でもふえてきてると思いますけれども、来年度は121万6,000円減となっておりますけれども、それらについて、職員数とか総費用、7町の負担金の合計ですわな。それとその中に占める人件費なんかについて、わかれば教えていただきたいと思います。

○木澤委員長 清水総務課長。

○清水総務課長 まず一番最初の西和消防組合の消防職員の人数でございますけども、配付しております予算関係参考資料の56ページ、一部事務組合の概要という表がございますが、その8番目、下から2番目ですね、そこに西和消防組合とございますが、こ

こにも書いておりますように、１９年４月１日現在では１６６名ということとなっております。これは前年の４月１日と付合するものでございます。

平成２０年度におけます西和消防組合の予算でございますが、歳入歳出総額、歳入も歳出も同額でございますが、１６億１，４００万円。再度申し上げます、１６億１，４００万円でございます。対前年度でこれはもう６，０００万円上がってると、前年の予算より６，０００万円上がってると、予算規模はそういうことでございます。その中に含まれる人件費の割合でございますが、ちょっと私が今すぐあれですけども、記憶に間違いがなければ８割から９割程度の人件費が含まれてるといった状況でございます。平成２０年度予算、歳入が１６億１，４００万と申し上げましたが、そのうちの各町、７町の分担金は１５億４，０８６万円となっております。再度申し上げますと、各町の分担金の総額は１５億４，０８６万円となっております。そのうちの当町が２億８，３２０万２，０００円ということでございます。

先ほど人件費の割合、８割から９割というふうに申し上げましたが、１８年度の決算におきましては８５．３％という割合になってございます。以上でございます。

○木澤委員長 木田委員。

○木田委員 かなり人件費でふえてきてると思いますねんけども、これは定数ちゅうんですか、その職員の数というのは、これは何かで決められておるんですかね。人口とかそういうふうなんで。この７町で人口が何人やから職員数は何人というふうな、取り決めちゅうか何かあるんですかね。

○木澤委員長 清水総務課長。

○清水総務課長 たしか西和消防組合の条例によって、定数条例がございまして定められておるものでございますが、その定数につきましては、今委員がおっしゃいましたように、人口、大体、西和７町で人口１５万と言われてますけども、それと区域の面積等々からそういった数字が導き出されているというふうに聞いております。

○木澤委員長 小城町長。

○小城町長 やっぱ一番大きな比重は、救急車の関係だと思います。救急車等は、西和消防本部にもございますけども、安堵、上牧、平群、大体一つの屯所そのものが１４名配置をしなきゃいけませんから、もうこの救急業務だけで１４名ちゅうことは、今３つの支所がありますから、これだけで５０人近くとられますからね、実際の消防と関係し

てるのは100人足らずということだと思います。やっぱりこの救急業務だけは大変な状況で、救急救命士を配置しなければいけませんし、非常にこれからそういう点では、それから今、県が統一的に一つをまとめようということで、西和消防は西和消防なんですけども、一つの消防体として何とか広域関係の關係に今、整理をされてますけども、なかなかそやけどそういう關係についても難しい状況であろうと考えてます。

○木澤委員長 木田委員。

○木田委員 それとね、これ見たら、一般財源だけやねけど、これ国とか県ではそういう補助ちゅうんか、そんなんはないんですかな、これ。結構、各自治体に対してはかなりの出費やと思いますねんけど、国もやっぱり安心、安全な国づくりとか言うてる割合からしたら、ちょっとでもやっぱり補助金とか交付金の中に入ってくるのかわからへんけど、それらについて何か、これ見たら町の一般財源からこれ全部出してるような状況の中で、そういうふうななにはないですか。

○木澤委員長 清水総務課長。

○清水総務課長 この常備消防費等々につきまして、当町につきましては、基準財政需要額に応じた形で地方交付税算入されております。

○木澤委員長 木田委員。

○木田委員 それ何ぼぐらいか。これはさっき言うてはったやつから引いた分が交付金の中入ってるということでのんか、またちゃいまいのんか。何ぼぐらい。

○木澤委員長 2 巻企画財政課長。

○2 巻企画財政課長 基準財政需要額に算入されてます金額ですけども、約5億円弱ぐらいの金額が基準財政需要額に算定されております。消防費という費目の中で、人口に基づきましてそれぞれ補正係数を掛けた形で、当町の方に算入されてる状況となっております。

○木澤委員長 木田委員。

○木田委員 5億円って、これ2億何ぼしかないやのに、5億円ってどう。これ、7町に対してそんだけちゅうことですか。

○木澤委員長 2 巻企画財政課長。

○2 巻企画財政課長 いえ、当町だけの基準財政需要額の算入ということで、約3万人の規模で、自分とこで持つならば5億円弱の金額がかかるであろうということです。7町

におきましては、一部事務組合を設立させていただいてる関係から、それだけの経費が削減されてるということでありまして、本町で持つならばそのぐらいの常備消防の経費がかかるであろうという金額が算定されております。

○木澤委員長 斑鳩町で分担金 2 億 8, 0 0 0 何ぼか計上されてるうちの交付税算入が何ぼという計算はでるんですか。

2 巻企画財政課長。

○2 巻企画財政課長 ただいま委員長がおっしゃいました計算ではなくって、あくまでも本町が常備消防を仮に持つならばと仮定した形の金額の算定となっております。そうしたならば、5 億円弱の金額が必要であろうということで、本町の方に基準財政需要額の方で交付税算入されてるということになります。実際金額は 2 億何がしの負担金を払ってるだけであって、あくまでも本町が常備消防を持つならば、単独で持つならば、そのぐらいの金額がかかるだろうということで算入されております。

○木澤委員長 木田委員。

○木田委員 2 億何ぼはほんなら町がもらい得ということやな、ほんならな。違いまんのか。

○木澤委員長 池田総務部長。

○池田総務部長 地方交付税というのはね、一般的にその町が必要であろうという金額を算定しますので、ただ損得いうよりも、全体にはこんだけですと。国としては地方交付税の中では、消防費にやはり安全と安心ということで重点的に配置を、金額面で配置をしてということです。それ以外の例えば教育費なんぼ、これ交付税算入なんぼ、交付税、また衛生費何ぼとなっておりますんで、例えば健診もあるんですが、そういうぐあいに、平均的な金額を出しておりますんで、損得の勘定ではないということをご理解いただきたいと思います。今年度はこうであるけども、将来的に例えばもっと施設整備、例えば消防署の大きな建て替えとかいった場合とかありますし、また大規模災害あったら災害対策にかからない災害もありますわね。そんなときの経費も必ず発生します。それらを発生して平均で出して、1 年間でこれだけ要るであろうということで算定しておりますので、それだけのご理解いただきたいと思います。

○木澤委員長 暫時休憩します。

(午前 1 1 時 0 4 分 休憩)

(午前 1 1 時 0 6 分 再開)

○木澤委員長 再開いたします。

ほかにご質疑等ございませんか。

伴委員。

○伴委員 128ページの18節のこの備品ですね、これのちょっと内訳ちゅうのはどないなってるんですか。

○木澤委員長 清水総務課長。

○清水総務課長 128ページ、災害対策費の備品購入440万3,000円の内訳でございます。恐れ入りますけども、予算の概要という資料を見ていただきたいと思います。予算の概要の15ページでございます。この15ページの上から2つ目に、避難所施設の充実ということで備品購入費で250万円、それとその2つ下に災害時救助工具の整備という中で、平成20年度の予算270万円と組んでおりまして、その右側に備品購入費という形で190万3,000円上げております。この先ほど申しました250万と190万3,000円の合計が440万3,000円でございますけども、金額の内訳はそうでございますけども、何を買うのかということでございます。まず上から2つ目の避難所施設の充実について250万円につきましては、被害が起こった場合の想定をする中で、必要になるであろう電気、電装ですね、電装でありますとか発電機でありますとか、照明器具について、年度計画によって250万円を購入をさせて、去年もそういう形でさせていただいたものがございます。下から2番目の災害時救助工具の整備につきましては、これはことし新規で計上をさせていただいておるわけでございますけども、災害が起こった場合に、阪神大震災でもそうでございますし、福井地方におきましての地震でもそうでございますけども、家屋が倒壊して、その下にまだ人が救助されずにいてるといったときに、一番そのときに必要になったのは何やということで、いろんな話の中でも、大規模な工具、重機等々を、そこに行く道もふさがれてる中で何が必要になったかと。やっぱりふだん大工さんとかありますけども、日曜大工で使うのこぎりやったり、バールであったり、そういったものが一つでもあれば助けられたといったことがございます。

本町におきましてもそういった備品等々を備えていこうということで、平成20年度に予算を計上をさせていただいたわけでございますけども、その内訳でございますが、工具としては、今申し上げましたのこぎりでありましたり、バールでありましたり、番

線を切るカッターでありましたり、スコップでありましたり、重い柱を持ち上げるために使う油圧ジャッキ等々を整備していこうということで、その消耗品で下から2つ目でございます79万5,000円上げさせていただいてます。それと、190万3,000円につきましては、先ほど250万円のところで言わせてもらいましたが、ここでも仮設トイレであったり、照明器具を買わせていただこうと思います。それと、そうしたものを入れておく倉庫ですね、コンテナを2基計上しております。その設置につきましては、消防コミュニティーセンター、第1分団の詰所でございますけども、それと法隆寺の消防センター、第2分団の詰所でございますけど、そこに設置をしていくといった計画で計上をさせていただいているところでございます。

○木澤委員長 伴委員。

○伴委員 わかりました。

続けて、127ページの第9節のこの県防災ヘリコプター運営協議会負担金ですね、このヘリコプターちゅうのは防災のときに非常に有益やと思いますねんけど、当町でこのヘリコプターが来てもらったというような、そういうようなことは今まであったんでしょうか。

○木澤委員長 清水総務課長。

○清水総務課長 緊急で輸送のためにということでは、私の記憶の中ではないというふうに考えますが、ただ防災訓練等々南支部でありましたですね、以前に消防防災訓練等、河川敷等でやったときには来ていただいております。

○木澤委員長 伴委員。

○伴委員 ところで、このヘリコプターというのは、もし防災のときどのような使われ方をするわけですか。

○木澤委員長 清水総務課長。

○清水総務課長 どういった使われ方というか、当然、緊急を要して、道路等倒壊しておるとか、時間が早く被災者をヘリコプターに乗せて病院等に搬送するといった役目になるというふうに認識しています。

○木澤委員長 伴委員。

○伴委員 ということは、救急のヘリコプターと同じような使われ方すると考えさせてもらってええわけですか。

○木澤委員長 清水総務課長。

○清水総務課長 そのとおりでございます。

○木澤委員長 ほかにございませんでしょうか。

嶋田委員。

○嶋田委員 まず、斑鳩町は3分団ありますけども、それぞれにポンプ車、輸送車などを配置していただいておりますが、その耐用年数を教えていただけますか。

○木澤委員長 清水総務課長。

○清水総務課長 今委員がおっしゃいましたように、各分団にポンプ車、輸送車、1台ずつ設置して配置をしておりますが、ポンプ車につきましては耐用年数としては15年を見ております。輸送車につきましては17年を見ております。

○木澤委員長 嶋田委員。

○嶋田委員 今後の導入計画等はどうなりますか。

○木澤委員長 清水総務課長。

○清水総務課長 当然、古い登録車両から更新をしていく形に、自然としてはそういう形になっていくわけでございますけども、先ほど申しましたように、第1分団、第3分団それぞれポンプ車、輸送車各1台ずつ配置しておりますけども、その中で一番登録日が古いといえますか、一番長く使っていたのが第3分団のポンプ車、これが平成6年でございますけども、これに先ほど申し上げました、当町の考えてる耐用年数15年を足しますと、平成21年度に更新の年次がくると、その次に古いのは同じ第3分団の輸送車でございますけども、これも平成24年には更新時期が来るということでございますが、その年が来たからといって必ず更新をするということではございませんで、当然、毎日各分団の団員さんが毎月2回、そういった施設、整備でありますとか、ポンプ車、輸送車、その他施設について点検をしていただいております。本当に、私の口から申し上げるのもなんですけども、近隣と比べても当町の消防車、ポンプについては、常にきれいな状態で維持をしていただいたこともございますので、先ほど申しました第3分団のポンプ車、単純に耐用年数を足しますと平成21年という形にはなりますが、その状況を見ながら、その分団とも協議をしながら更新年次につきましては、それ以上延びていくこともあるというふうに考えております。いずれにいたしましても、ただ今消防団の方々が常に点検に力を入れていただいておりますので、良好な状況で保っていただいているということ

であります。

○木澤委員長 嶋田委員。

○嶋田委員 わかりました。

それと、128ページの防火水槽設置なんですけれども、これは緑ヶ丘はそれはそれでいいんですが、ほかの地区からはその設置要望いうの出てないんですか。

○木澤委員長 清水総務課長。

○清水総務課長 防火水槽の設置については、他の地区からの要望は現在のところ、来年度に反映させるべき要望は出ておりません。

○木澤委員長 嶋田委員。

○嶋田委員 そしたら、これ設置する場合に、何か要綱いうんですか、基準とかはあるんですか。

○木澤委員長 清水総務課長。

○清水総務課長 防火水槽につきましては、現在の消火栓の位置ございますとか、総合的に勘案する中で、例えば町が施設設置する場合、このこちらでいいます総合健康福祉会館にも地下にも設置しております。そうしたことで近年は進めておりますけれども、消防の弱点区域といえますか、そういった区域の方々によって、土地の提供等の申し出があって、そして要望が出た場合は、その補助要綱等々じゃなく、そういった大きな総合的な判断の中から決定をしていくべきものであるということで、防火水槽の設置についての補助金等の要望は今現在ございません。

○木澤委員長 嶋田委員。

○嶋田委員 わかりました。

それと、先ほど説明のあった概要の15ページの災害時救助工具の整備費ということで、コミセンと法隆寺の消防センターですか、にコンテナ置いて、バール等を保管することなんですけれども、これ災害時はどのように取り扱うわけなんですか。

○木澤委員長 清水総務課長。

○清水総務課長 どのように取り扱うかというの、一番最初にだれがあけんのというようなこと含めてのご質問だと思うんですけども、当然消防コミセン並びに法隆寺防災センターという形で設置いたしますので、第一義的には消防団の方々によってドアをあけていただいて、必要なものをとっていただくという形になると思います。当然、本団の指示

によってそうした作業が行われるというふうに考えております。

○木澤委員長 嶋田委員。

○嶋田委員 今年度でしたか、総務委員会で視察に行かさせていただきました、愛知県の方でこのようなコンテナで備蓄されているのを見させていただきましたけれども、実際、災害が起こったときに、これが果たして役に立つのかなと。斑鳩町でいえば、例えばです、地名出して悪いですが、高安の方で家屋が倒壊したと。パールやのこぎり、法隆寺の防災センターまでとりに来て、また引き返して、ほんで救助に当たるんかと。能登沖地震、また最近起こった新潟ですか、の地震では、近所の方が助けに出て、パールが欲しいな、のこぎりが欲しいなと、そういうことで、のこぎり、パールがちょっと有名になってきたんですけれども、地震が起こってすぐは近所の方が救助に当たると。その場合に、わざわざそこまで、例えば法隆寺の消防センターまでとりに来て、また帰るとか、そういう余裕はないと思うんですわ。同じ配置していただけるんならね、各自治会にそれぞれ2つ、3つ配置していただいた方が、よほど効果のあることではないのかなと思うんですけれども、そこら辺はどうですやろ。

○木澤委員長 清水総務課長。

○清水総務課長 なるほど委員おっしゃるとおりではあるというふうに考えます。今おっしゃいました高安地区には、工具を取りに戻るといようなこともございますが、まずは町民の皆さんに防災についての認識を高めていただくということが先決であろうというふうに考えてますんで、まずそうした防災意識といいますか、そういったものの啓発に努めてまいりたいというふうに考えております。

○木澤委員長 嶋田委員。

○嶋田委員 もちろん、各住民さんが自分の身は自分で守るということで、各家庭にそれぞれ置いていただくのが一番だと思いますし、そういうふうな啓発も大切だと思いますけれども、今、各自治会に配置するのがやぶさかでないということであれば、このコンテナで保管するよりも、各自治会に配置していただいた方がよほど効果のあることだと思いますが。そういうことは今のところは考えておられないということですか。

○木澤委員長 清水総務課長。

○清水総務課長 今、現時点におきましては、そのところは考えておりません。へ理屈を言うようでございますけれども、なるほど法隆寺消防センター及びコミュニティーセンタ

一に置いたところで、そこまで距離があるじゃないかといったのも、それは意見としては当然あると思いますけども、消防団員によって避難箇所にそれを持って駆けつけていくと、往復のということではなく行っていただく、行ったことの方が効果があるのではないかといったことで、今回そういう形で設置をしていきたいというふうに考えてます。距離の長い短いとは別といたしまして、例えば各自治会に設置をするとしても、その自治会の例えば自治会館の横にそういった道具を置いておくということで、わざわざそこにとりに行って、また持ってくるといったことも議論の一つとして、出てくるなんていうこともございますので、今現在のところは各自治会に設置するというところまでは考えてないということでご理解を賜りたいと思います。

○木澤委員長 嶋田委員。

○嶋田委員 距離の短い長いは、やっぱり短い方がいいんであって、しかも自治会において、これは災害時に使ってくださいよということであれば、その自治会での啓発にもなってくると思いますんでね、そこら辺もひとつ考えていただきたいと思います。

石川県の能登町では、災害時の要援護者の安否確認、100分以内でやったと。これは過疎な町ですから、人数的にもそう多くはないと思うんですけども、そういうふうに日々いろんなことを想定されてやっておられると、斑鳩町もそういうふうに、斑鳩町で2カ所置くんやったら、100何ぼある自治会に配布した方がよほど効果があると私自身は思いますのでね、そこら辺もまた考えていただきたいと思います。

○木澤委員長 ほかにございませんでしょうか。

中川議長。

○中川議長 済みません。今年度初めて計上していただいたこの防災情報メールシステムというのがあるんですが、今年度も計上していただきました緊急時非常招集メールとの使用料の数字の違いがなぜ違うのかということと、防災情報メールの内容とこの防災情報が新規やから、この導入業務委託料が今年度、20年度だけ必要なのかということのこの3点、済みませんけど、聞かせていただきたいと思います。

○木澤委員長 清水総務課長。

○清水総務課長 まず、昨年度導入いたしました緊急時非常招集メールでございますけども、このシステムが、例えば会議でありましたり、そうした情報をキャッチして、例えば消防団員でありますとか、町職員に役場の方から発信をする、情報を一方的に発信、

言い方違う、災害があつたということで招集をかける、発信という形の対象を限定して発信するといったこと、例えば消防団員ですとか役場の職員に限定してメールを発信するというシステムでございます。一方、この防災情報メールシステムといいますのは、今、教育委員会の方で実施しております安全安心メールがございますが、この様式と同じでございまして、当町がそうした情報を持っているところに登録者からメール発信する場合、そうした情報が欲しいから、登録していただいて、そこに発信するといった形になります。だから当然、周知、啓発していくんですけども、そうしたシステムつくりましたよと周知をしていくわけでございますけども、極端に言えば不特定多数の方々にそうした情報を送ることができるというシステムでございますので、若干そのシステムのプログラムは違いますので、同じものではないということでご理解を賜りたいと思います。

値段違うということでございますけども、こちらの１２６ページにあります緊急時非常メールシステム使用料が同じ使用料でも６０万円で、１２８ページにあります防災情報メールシステムの使用料が５０万４，０００円になっておりますのは、防災情報メールシステムにつきましては、これからシステム導入する中でいろいろ調整をするということで、１年間かけて、６ヶ月分、この予算では月８万４，０００円の６ヶ月分を組ませていただいたということでございます。そのうちの上の委託料につきましては、今回初めて導入するということで、導入業務を委託するといったことで、初年度にかかってくる費用が７９万６，０００円必要であるということでございます。

○木澤委員長 ほかにございませんでしょうか。

ないようでしたら、これをもって消防費に対する質疑を終結いたします。

次に、第９款教育費についての審査に入ります。

理事者の説明を求めます。

栗本教育長。

○栗本教育長 座らせていただいて説明させていただきます。

教育委員会に関係しますのは、予算書の１２９ページから１６０ページまででございます。平成２０年度の当初予算は１１億１，１９９万６，０００円を計上させていただいております。前年度と比較いたしますと、２億３８９万４，０００円、２２．４％の増となっております。その要因の主なものは、（仮称）文化財活用センター事業費の増でございます。

それでは、予算項目ごとにその主なものを説明させていただきます。

129ページの第9款教育費、第1項教育総務費、第1目教育委員会費についてでございます。今年度は179万8,000円を計上いたしております。前年度と比較いたしまして、1万円、0.5%の増となっております。予算の財源内訳はすべて一般財源となっております。昨年の6月に教育三法が改正され、教育委員会の責任体制の明確化やさまざまな教育行政の見直しが進められています。このような中で、地方教育行政の教育理念や教育制度のもと、教育委員会については、現時点だけではなく将来を展望した教育行政を展開していくことが望まれているところであり、そうした要請にこたえるべく月1回の定例教育委員会を開催するとともに、教育委員みずからの資質の向上と教育委員が一層活性化するよう研修を深め、きめ細かな教育行政を着実に進めていきたいと考えております。

次に、第2目事務局費についてでございます。129ページから132ページでございます。今年度は4,493万8,000円を計上いたしております。前年と比較して、791万3,000円、9.09%の増となっております。予算の財源内訳は、その他で14万9,000円、一般財源で9,478万9,000円となっております。その要因の主なものは、地震災害の軽減を図るため、気象庁から配信される緊急地震速報を受信し、地震の大きな揺れが来る前に音声で知らせる受信装置を各幼稚園、小学校、中学校へ配置するに要する経費を予算計上したことによる増額でございます。次に、130ページの第7節賃金では、県教育委員会より配置される教員だけではどうしても不足する教科補充や特別支援教育の充実等のために、今年度も町費負担講師を配置してまいります。第8節報償費では、小・中連携教育の中で実施しております英会話講師の謝金等を計上しております。斑鳩町小・中連携教育の取り組みにつきましては、特に道德教育に力を入れ、小・中学校9年間を一貫して教育の斑鳩の地域に学ぶことにより、郷土を愛する心をはぐくむとともに、自分のよさや個性に基づき自己の行き方を探求する力を育てるものでございます。また、英会話学習や小・中交流授業を推進し、小学校から中学校への移行期における学習、人間関係等のつまづきを防ぎ、不登校の減少及び新学習指導要領への円滑な移行を図ってまいりたいと考えております。131ページでございます。第13節委託料では、教職員の定期健康診査を実施し、健康管理や健康指導に要します経費を計上いたしております。また、子供の安全確保を図るために、保護者か

らの町内の不審者情報を携帯電話メールで迅速に伝える子ども安全安心メールを本年度も引き続き導入することとし、それに係る委託料を計上いたしております。

次に、132ページ、第3目、私立学校振興費についてでございます。今年度は1,030万円を計上いたしております。前年度と比較して増額となっております。予算の財源内訳は、国庫支出金で316万7,000円、一般財源で713万3,000円となっております。今年度も私立幼稚園就園奨励費補助金によりまして、保護者の負担軽減を図りますとともに、幼児教育の充実に努めたいと考えております。

次に、第4目スクールカウンセラー事業費についてでございます。本年度は15万9,000円を計上いたしております。前年度と比較して、32万5,000円、32.8%の減となっております。予算の財源内訳はすべて一般財源となっております。この主な要因は、18年度からの2カ年の研究指定事業として県から委託を受けて、斑鳩小学校に子どもと親の相談員を派遣事業として配置しております。事業完了による予算減額によるものでございます。調査研究の成果といたしましては、不登校傾向のある児童の声に耳を傾け、話し相手になる時間を持つことで、悩みや不安などからのストレスから少しずつ開放され、穏やかな気持ちになり、改善の方向に進み始める。児童や親の声を学級担任、管理職、養護教諭へ届け、情報交換を続ける中で、児童理解を深めることができ、よりよい範囲での助言や支援につながると考えております。また、不登校や問題行動への対応として、教職員と子供たちの人間的な触れ合いを深め、早期発見、早期指導に努めるため、斑鳩小学校にスクールカウンセラーを、斑鳩南中学校には心の教室相談員を本年度も引き続き配置してまいります。これらの教育総務費の予算合計は1億719万5,000円となり、前年度と比較いたしまして、757万8,000円、7.6%の増となっております。

続きまして、133ページから137ページにかけまして、第2項小学校費でございます。第1目学校管理費についてでございます。本年度は9,722万6,000円を計上いたしております。前年度と比較いたしまして、326万6,000円、3.5%の増となっております。予算の財源内訳は、国庫支出金で750万円、地方債で675万円、その他で8万4,000円、一般財源で8,296万2,000円となっております。この要因の主なものは、人事異動によります人件費、庁用備品の増によるものでございます。この学校管理費では、小学校3校において、その管理運営上必要な経費に

つきまして計上いたしております。小学校への新規格の机、いすの導入につきましては、今年度は第2学年を新しいJIS規格に対応した机、いすに更新することとし、それに要する経費を計上いたしております。また、学校施設の整備、管理につきましては、昨年度に引き続き斑鳩小学校の中館の耐震補強工事を実施してまいりたいと考えております。また、各小学校に心肺停止状況の人への応急処置の機器でありますAED、自動体外除細動器の設置に要します経費を予算計上いたしております。このほか、学校施設の警備保障、消火設備等の点検業務等の委託料や教職員の研修に係ります負担金等を計上させていただいております。

次に、135ページからの第2目教育振興費についてでございます。本年度は2,733万円を計上いたしております。前年度と比較して、312万5,000円、12.9%の増となっております。予算の財源内訳は、国庫支出金で48万6,000円、県支出金で19万円、合わせて67万6,000円でございます。一般財源で2,665万4,000円となっております。この要因の主なものは、現在、各小学校のコンピューター教室に設置していますパソコンにつきまして、既にリース期間も過ぎており、最新のソフト等への対応が難しくなっております。そうしたことから、より一層情報教育の充実に努めるとともに、子供たちがみずから適切な情報を選択する力の育成を図るために、本年度において新機種のパソコン、ビスタへの更新に係る経費の増によるものでございます。また、クラブ活動や運動会、文化活動等の特別活動を推進するために助成を行いますとともに、経済的理由によって通学困難な児童の保護者に対して、就学援助を実施してまいりたいと考えております。

次に、136ページでございます。第3目保健体育費についてでございます。本年度は4,672万9,000円を計上いたしております。前年度と比較して、1,663万1,000円、55.2%の増となっています。予算の財源内訳は、その他で76万4,000円、一般財源で4,596万5,000円となっております。主な要因は、学校給食において、現在の自校調理方式を維持しながら、より安定した人員を確保し、安心した給食を提供するため、本年度に斑鳩小学校を除く、斑鳩西小学校と斑鳩東小学校で学校給食調理・洗浄業務の民間委託に係る委託料の増によるものでございます。また、調理・洗浄業務内容の研修等を行い、子供たちに安心して楽しい給食となるよう努力してまいります。保健体育費では、児童の健康診断に要する委託料や学校医等への報

償費、給食用備品や学校給食に対しての保護者の負担を軽減するための給食補助金につきまして、今年度も引き続き予算計上をさせていただいております。

以上、小学校費の予算合計は、１億７，１２８万５，０００円となっております。前年度と比較いたしまして、２，３０２万２，０００円、１５．５％の増となっております。

次に、１３８ページからの第３項中学校費について説明させていただきます。第１目学校管理費についてでございます。今年度は８，８５５万４，０００円を計上いたしております。前年と比較して、３，０２５万円、５１．９％の増となっております。予算の財源内訳は、国庫支出金で２，７５０万円、地方債で２，４７５万円、その他で３万５，０００円、一般財源で３，６２６万９，０００円となっております。この主な要因は、斑鳩中学校本館東棟の校舎耐震補強工事に係ります工事請負費の増によるものでございます。この費目では、中学校における学校管理運営上必要な予算につきまして計上させていただいております。また、各中学校に心肺停止状況の人への応急処置の機器でありますＡＥＤの設置に要します経費を予算計上いたしております。その他、臨時学校用務員の配置や学校施設の警備保障、消火設備等の点検業務等の委託料や教職員の研修に係ります負担金等を前年度に引き続き計上をさせていただいております。

次に、１４０ページからの第２目教育振興費についてでございます。本年度は２，２２２万４，０００円の計上をいたしております。前年度と比較して、１３万４，０００円、０．６％の減となっております。予算の財源内訳は、国庫支出金で２７万５，０００円、県支出金で７万１，０００円、合わせてまして３４万６，０００円、一般財源で２，１８７万８，０００円となっております。この教育振興費では、中学校教育の充実を図りますために必要な備品購入を行うとともに、部活動や運動会、文化活動等への特別活動を推進するための助成や経済的理由によって就学困難な生徒の保護者に対しまして、小学校と同様に就学援助を本年度も引き続き実施してまいりたいと考えております。これらに要する予算を計上いたしております。

次に、１４１ページからでございます。第３目保健体育費についてでございます。本年度は、３，８２０万８，０００円を計上いたしております。前年度と比較して、１，５１８万４，０００円、６５．９％の増となっています。予算の財源内訳は、その他で３６万９，０００円、一般財源で３，７８３万９，０００円となっております。その主な

要因は、学校給食におきまして昨年度より実施いたしていましたが斑鳩南中学校に続き、本年度から斑鳩中学校におきましても学校給食の調理・洗浄業務の導入を実施してまいりたいと考えております。これに係る委託料の増と南中学校のプールの維持管理に係ります修繕料等でございます。この保健体育費では、生徒の健康診断に要する委託料や学校医等への報償費、給食用備品や学校給食に対します保護者の負担を軽減するための給食補助金につきましても、本年度に引き続き予算計上をさせていただいております。これら中学校費の予算合計は、1億4,898万6,000円となっております。昨年度と比較いたしまして、4,530万円、43.7%の増となっております。

続きまして、142ページからの第4項幼稚園費でございます。第1目幼稚園費についてでございますが、今年度は1億4,276万4,000円を計上いたしております。前年と比較いたしまして、736万円、5.4%の増となっております。予算の財源内訳は、国庫支出金で16万6,000円、その他で1,912万円、一般財源で1億2,347万8,000円となっております。この要因につきましては、人事異動によります人件費の増、並びに斑鳩幼稚園の公共下水道接続工事に係る経費の増でございます。賃金では、866万6,000円を計上いたしております。臨時講師5名分の賃金が主なものでございます。このうち3名につきましては、特別な支援を必要とする幼児に対し、その心身の状況と発達段階に応じた指導を行うために支援員として配置し、幼児教育の充実を図ってまいりたいと考えております。また、本年度より幼稚園の保育時間の拡大をし、3歳児から5歳児までの保育時間を統一するとともに、保育時間を月曜、火曜、木曜、金曜日は午後3時まで、水曜日は12時までと30分延長し、保育サービスの向上を図ってまいりたいと考えております。さらに、現在、各小・中学校に配置いたしておりますAEDを本年度から各幼稚園にも配置し、その充実を図り、人にやさしい安全安心の教育環境づくりに努めてまいります。このほか、幼稚園費では、園児の健康診断に要します学校医等への報償費や施設管理に係ります警備業務や消防設備の保守点検に要する経費等につきまして、前年度に引き続き計上させていただいております。

続きまして、社会教育の関係でございますが、145ページをお開きいただきたいと思います。145ページから155ページにかけまして、第5項社会教育費でございます。第1目社会教育総務費についてでございますが、本年度は4,522万3,000円を計上いたしております。前年度と比較して、357万7,000円、8.6%の増

となっております。予算の財源内訳は、県支出金で8万1,000円、そのほかで1万2,000円、一般財源で4,513万円となっております。乳幼児から高齢者まですべての人が現代的課題を主体的に学習し学んだ成果が個人キャリア活動、ボランティア活動、地域社会の発展、地域文化の創造等に幅広く生かされるよう、住民と行政の創造により各生涯学習を推進しているところでございます。第1節の報酬でございます。13万5,000円を計上いたしております。これは社会教育委員の報酬でございます。社会教育委員には、生涯学習の推進に当たり、専門的な立場でご意見や助言、ご指導をいただいているところでございます。次の第8節報償費でございます。132万6,000円を計上いたしております。重点課題であります家庭教育の充実のために、各幼稚園、小学校、中学校において、家庭教育学級を開設し、家庭における子供の育て方を学習するとともに、保護者の支援活動や情報交換を通じまして、コミュニティーを深め、さらにその輪を広げることに努めているところでございます。また、子供を持つ保護者にとどまらず、地域との連携、地域の教育力の向上が不可欠であることから、家庭教育の重要性を認識していただくために、地域家庭教育講座を実施していきたいと考えております。また、地域の教育力再生事業として、小学校の放課後からおおむね5時まで地域のボランティアによるスポーツ、昔の遊び、年寄りとの交流を通じ、子供たちが地域社会の中で穏やかに、健やかに心身、心豊かにはぐくまれる環境づくりを推進するために、放課後子どもプランを9月から11月まで3カ月間、試行的に実施してまいりたいと考えております。これらの事業に要する謝金として、家庭教育学級に14万8,000円、地域家庭教育講座に9万円、放課後子どもプランに28万9,000円を計上いたしております。次に、147ページの第9節負担金補助及び交付金でございますが、270万4,000円を計上いたしております。生涯学習を推進するため、その活動の基盤となります社会教育関係団体への支援及び育成が主なものでございます。

次に、第2目公民館費についてでございます。今年度は6,230万5,000円を計上いたしております。前年度と比較して、108万円、1.7%の減となっております。予算の財源内訳では、その他で654万7,000円、一般財源で5,575万8,000円となっております。生涯学習活動の拠点施設として、積極的な事業の展開に努めてまいります。また、自主的な学習活動の推進や支援を行いますとともに、20の公民館教室や歴史講座、文化講座などの生涯学習講座等の開催を通じまして、知識、技能

の習得や生きがいをづくりのために学習機会の提供、充実に努めてまいりたいと考えております。なお、公民館教室につきましては、本年度より受益者負担の観点から、講師謝礼を算定基準として受講料を徴収させていただきたいと考えております。

次に、第3目の文化財費についてでございます。149ページでございます。今年度は148万1,000円を計上いたしております。前年度と比較して、12万1,000円、8.9%の増となっております。予算の財源内訳はすべて一般財源となっております。各種芸術文化の発展と意識の向上を図るため、芸術文化に触れる機会づくりとして、本年度も文化振興財団と連携いたしまして、10月31日から11月3日までの間、斑鳩の里文化芸術祭をいかるがホールで実施したいと考えております。

次に、第4目文化財保護費についてでございます。150ページでございます。本年度は2億9,031万9,000円を計上いたしております。前年度に比較いたしまして、1億1,833万円、68.8%の増となっております。予算の財源内訳は、国庫支出金で6,320万円、県支出金で231万円、合わせて6,551万円、地方債で1億5,010万円、その他で418万2,000円、一般財源で7,052万7,000円となっております。第7節の賃金でございますが、1,204万1,000円を計上いたしております。主に、史跡中宮寺跡の整備に伴います発掘調査や個人住宅建設等に伴います町内遺跡の発掘調査のほか、公共事業及び開発事業に伴います発掘調査の作業員等の賃金でございます。第8節の報償費でございますが、89万6,000円を計上いたしております。平成18年度より進めております安田家古文書調査整備に伴います調査員等の謝金でございます。平成19年度末でご寄附をいただいた資料約6,000点の調査を終える見込みでございます。今年度の調査では、江戸時代末ごろの京都御所の改修関係の資料や江戸時代中ごろの法隆寺村本町での火事関係の貴重な資料がございます。平成20年度、これの調査内容を報告書に取りまとめ、安田家古文書から見える江戸時代の宮大工関係や法隆寺村の歴史を明らかにしてまいりたいと考えております。次に、151ページ、第13節委託料でございます。685万2,000円を計上いたしております。その主な内容といたしましては、(仮称)文化財活用センター建設工事等の施工管理に係る委託料、史跡中宮寺跡の整備に伴います発掘調査における地形測量業務等の委託料、史跡中宮寺跡管理業務委託料でございます。次に、152ページの第15節工事請負費でございます。2億6,034万9,000円を計上いたしてお

ります。その主な内容といたしましては、史跡藤ノ木古墳のガイダンス施設として、また斑鳩町の歴史文化の情報を発信する拠点施設として、（仮称）文化財活用センターを2カ年で施行しようとするものであり、施設につきましては、国宝の里帰り展示も可能とした構造となっております。

次に、第5目青少年野外活動センター管理運営費についてでございます。本年度は115万2,000円を計上いたしております。前年度と比較して、1万1,000円、0.9%の減となっております。予算の財源内訳はすべて一般財源となっております。例年7月から9月までの3カ月間の施設管理運営に要する経費でございます。

次に、153ページからでございますが、第6目図書館管理運営費についてでございます。今年度は7,665万7,000円を計上しております。前年と比較して、9万9,000円、1.2%の減となっております。予算の財源内訳は、県支出金で36万9,000円、1.2%の減となっております。予算の財源内訳は、県支出金で36万9,000円、その他で22万9,000円、一般財源で7,605万9,000円となっております。昨年に引き続き、小・中学校、幼稚園、保育園に対する本等の大量貸し出しを実施するとともに、司書教諭、図書担当者との定例会議の内容をより深めたいと考えております。また、資料の収集につきましては、当町の主産業であります農業、園芸関係資料や歴史的資料についての収集にかなり重点を置いていく考えでございます。154ページの賃金でございます。第7節賃金でございますが、1,064万7,000円を計上いたしております。館長及び臨時職員に係る費用でございます。第11節需用費でございますが、1,779万9,000円を計上いたしております。図書館利用者のニーズにこたえるべく、資料の新鮮度を保ち、蔵書の充実に努めてまいりたいと考えております。その図書購入費が主なものでございます。第13節委託料でございますが、1,845万8,000円を計上いたしております。主として、図書館施設管理業務委託料であり、いかるがホールと図書館と合わせ、財団法人斑鳩町文化振興財団を指定管理者としておりますことから、図書館にかかります経費を面積案分して、1,393万9,000円となっております。その他といたしましては、図書室の運営業務委託料が280万円でございます。

以上、これらの社会教育費の合計は、4億7,713万7,000円となっております。昨年度と比較いたしまして、1億1,998万8,000円の増となっております。

次に、155ページから160ページにかけまして、第6項保健体育費についてでこ

ざいます。第1目の保健体育総務費についてでございます。今年度は2,376万8,000円を計上しております。前年と比較して、94万4,000円、4.1%の増となっております。予算の財源内訳は、その他で6万2,000円、一般財源で2,370万6,000円となっております。すべての人々がいつでもどこでもいつまでも身近にスポーツに親しむことができる生涯スポーツの推進を図るために、各種のスポーツ教室や競技大会の実施、またスポーツへの関心が高まる中、そのニーズの多様化、高度化に対応するため、各種スポーツクラブの育成等を行っていくこととしております。157ページの19節負担金補助及び交付金でございます。斑鳩町体育協会に149万円、またいかるがの里・法隆寺マラソン、斑鳩三塔健康走ろう会実行委員会に対しまして、270万円の補助金の助成をしてみたいと考えております。また、昨年、町制60周年記念事業として、チャレンジデーを開催いたしましたところ、好評でありますことから、今年度も実行委員会としてチャレンジデーに参加を考えておりますことから、20万円の補助をしてみたいと考えております。

次に、第2目町民体育大会費についてでございます。本年度は125万3,000円を計上いたしております。前年度と比較して、6万3,000円、5.3%の増となっております。予算の財源内訳はすべて一般財源となっております。町民体育大会を通して、町民の皆さんの健康、体力の増進とスポーツに対する関心を高めるとともに、大会に参加し、楽しんでいただくことにより、その親睦を図り、明るいまちづくりに結びつくような大会にしてみたいと考えております。なお、本年度は第50回目の節目の年でございますから、趣向を凝らしてみたいと考えているところでございます。

次に、158ページの第3目健民運動場費についてでございます。本年度は460万円を計上いたしております。昨年度と比較して、89万1,000円、16.2%の減となっております。予算の財源内訳は、その他で92万1,000円、一般財源で367万9,000円となっております。屋外スポーツ施設の中心的拠点でありますことから、屋外スポーツの振興を図る上で、良好な状況で利用していただくために管理運営の徹底を図ってみたいと考えております。

次に、159ページの第4目町民プール運営費についてでございます。本年度は827万8,000円を計上いたしております。前年度と比較して、164万5,000円、24.8%の増となっております。予算の財源内訳は、その他で115万1,000円、

一般財源で712万7,000円となっております。平成20年度も7月1日オープンすることで計画いたしておりますが、快適かつ安心してご利用いただくために、管理棟の外壁やプールサイドの目隠し板の塗装、救護室にはエアコンを設置してまいりたいと考えております。

次に、第5目すこやか斑鳩・スポーツセンター運営費についてでございます。今年度は2,673万円を計上いたしております。前年と比較して、111万5,000円、4.0%の減となっております。予算の財源内訳は、その他で832万1,000円、一般財源で1,840万9,000円となっております。住民の健康増進、体力づくりの増進、スポーツレクリエーション活動、そして町民相互の交流の場として利用していただくために、常に良好な状態で利用していただけるよう適切な管理に努めるとともに、老朽化してきております設備の維持補修に努めてまいりたいと考えております。

以上、簡単でございますが、教育費に係ります予算の概要でございます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○木澤委員長 第9款教育費についての説明が終わりました。

ここで13時まで休憩いたします。

(午後0時01分 休憩)

(午後1時00分 再開)

○木澤委員長 それでは再開いたします。

教育費に対する質疑をお受けいたします。予算に関する説明書の129ページから160ページまでです。

浦野委員。

○浦野委員 151ページの一番下段の使用料及び賃借料ですね、4つほど土地の借り上げ、重機の借り上げ、機材の借り上げ料、施設使用料、この内訳について、ちょっと聞かせていただけますか。

○木澤委員長 栗本教育長。

○栗本教育長 これにつきましては、発掘調査のときに必要となります重機、ユンボとか、そうしたものの借り上げでございます。あと、これにつきましては、中宮寺跡の発掘調査いたしますので、そうしたときに使用いたします重機、そして土地の賃借料に。失礼しました。藤ノ木のレプリカを置いてあるところが一部お借りいたしております。その部

分の賃料でございます。これ施設使用料については、ちょっと課長の方から、そしたら説明させます。

○木澤委員長 清水生涯学習課長。

○清水生涯学習課長 失礼しました。それでは、今の使用料の件、賃借料の件でございますが、施設使用料は、史跡藤ノ木古墳開館20周年記念事業の開催ということで、いかるがホール、大ホールの使用料ということで予算を計上させていただいております。失礼しました。

○木澤委員長 浦野委員。

○浦野委員 わかりました。

そして、157ページの町民体育大会なんですけども、これ例年やられてるわけなんですけども、住民からいいですか、自治会の役員さんの負担がかなりかかっているように思うんです。というのは、体育大会やられるまでに自治会長が寄って、また選手の選考とか、それと体育大会当日には弁当の手配とか、またテント立てとか、いろいろ負担がかかっているように思うんですけども、体育大会に参加されてる方を見れば、いつも同じ顔ぶれの方がまた来られてるわけなんですけども、これはずっとマンネリ化いいですか、マンネリ化しているように思うんですけども、今度、周年事業でちょっと趣向を凝らしてという説明もありましたんですけども、ちょっとその辺の工夫というか、今後の考え方についてお聞きしておきたいと思うんですけど。

○木澤委員長 清水生涯学習課長。

○清水生涯学習課長 まず、この町民体育大会については、一番の目的は町民相互の交流と親睦を図るということを大きな目的としております。その中で、いつも言うことですが、全町民が一堂に会し、そしてコミュニケーションを図る最大の機会でありますことから、今後も継続していきたいという考えであります。その中で、各自治会に対して、役員さんは参加人数の確保に本当にご苦労をいただいとることも伺っております。その中で、町民体育大会の前には実行委員会を開いて、いろんなご意見もちょうだいして、今後どのように対応していくかということを考えております。そして、今回でございますが、町民体育大会第50回目ということで、節目の年ということで、今までとはちょっと違ったというか、中身といたしましては、オープニングに斑鳩小学校のソーラン踊りとか、そして昼休みにはみんなで参加できる婦人会の催しとか、そしてプロ

グラムには少林寺の演武等ということプログラムの中に入れていって、50回にふさわしい大会にしていきたいと考えております。

○木澤委員長 ほかにございませんでしょうか。

伴委員、どうぞ。

○伴委員 済みません。135ページの第8節総合学習ゲストティーチャー、これ今、小学校の方で、これ中学の方では140ページの第8節の方にも同じようにこれあるんですが、昨晚ちょっと子供と話ししてましてんけど、外国の先生がちゅうますか、学校に来られて、何か日本語の勉強をしたというようなことをちょっと子供が言ってて、ちょっとその辺のこれの内容、趣旨ちゅうのをお聞きしたいですが。

○木澤委員長 野崎教育委員会総務課長。

○野崎教委総務課長 今ご質問のゲストティーチャーの件でございます。総合学習の時間におきまして、小学校では3年生から4、5、6年生ですけれども、総合学習の時間を利用いたしまして、農業体験等米づくりのお話並びにその体験の指導とかを受けまして、あと最後になりますと、稲刈りの体験も済み、最終に米づくりのお米を炊いてパーティーをするといったようなことで、それに指導いただきます方のゲストティーチャーと申しますけれども、その方の報酬の謝礼ということで予算を計上していただいているところでございます。

中学校におきましては、職業体験、キャリア教育ということでやっておる中で、職業体験に向けての事前の講習、その中で美容師さん並びに旅行の添乗員、看護師さん、それから消防士、カメラマン、そういったような方の講師を招いて、実際にそういった職業の体験として講話をいただくということでございます。以上です。

○木澤委員長 伴委員。

○伴委員 どうもきのう私が子供に聞いたのと内容が違うとったんで、子供が勘違いしていると思うんですが、これも小学校と中学校とこれ金額違うのはどういうわけですか。

○木澤委員長 野崎課長。

○野崎教委総務課長 小学校は3校ございます。中学校は2校でございます。当然、学年も3年生から6年生まで、中学校については1、2年、3年という形で、そういった形でクラスも違いますので、そういった面での報酬の謝礼でも金額変わってくるということでございます。

○木澤委員長 伴委員。

○伴委員 了解いたしました。

続きまして、152ページの第25節藤ノ木古墳の整備基金積立金2万円入ってる、書かれてるんですが、これはどれぐらい今たまってるのでしょうか。

○木澤委員長 2巻企画財政課長。

○2巻企画財政課長 藤ノ木古墳整備基金の積立額の残高でございますが、予算の参考資料、こちらでございます。57ページのところに書いております⑥藤ノ木古墳整備基金といたしまして、平成18年度末現在高では3,658万5,000円、平成19年度末現在高見込みでは658万8,000円、平成20年度末現在高見込みでは660万8,000円となる見込みでございます。なお、平成18年度から19年度に大きく減少しておりますものは、藤ノ木古墳整備事業のために基金の取り崩しを行いまして、財源の確保を図ったところでございます。

○木澤委員長 伴委員。

○伴委員 この今、600万余り残高としてある。これ今後、これをどう活用されていくのかということをちょっとお聞きしたいんですが。

○木澤委員長 2巻企画財政課長。

○2巻企画財政課長 現在は藤ノ木古墳の整備に要する目的基金としておりますが、今後、藤ノ木関係の整備が終了した段階で、新たな基金として、例えば文化財の保存活用でございましたり、そうしたものに際しまして、基金の方を活用させて、この残高を用いまして基金の方を造成させていただきまして、活用させていただきたいと考えております。

○木澤委員長 伴委員。

○伴委員 次、152ページの第5目青少年野外活動センター、これ先ほど7月から9月にやっていたいてると。これ100万という、大体、毎年これぐらいの金額を上げられてると思うんですが、これ自身の費用対効果というのはどのようなものですか。

○木澤委員長 清水生涯学習課長。

○清水生涯学習課長 野外活動センターの件でございますが、まず平成19年度の利用人数でございますが、7団体が利用されまして327名、そして平成18年度が9団体で280名という利用をされております。そして、費用対効果という中で、18年度決算でございますが、総計で89万4,245円を支出いたしました。それを人数で割りま

すと、1人当たり2, 875円ということでございます。

○木澤委員長 伴委員、よろしいですか。

木田委員。

○木田委員 今のこの野外活動センターの話なんですねんけども、私は前々からこういう施設はやはり県とかに立派な施設があるということで、ある程度それもなくしたらええのと違うのかなということを申し上げたんですねんけど、一向にそういう気配もないんですねんけども、今、先ほど費用対効果ということで、1人当たり1, 875円ということなんですねんけども、これを存続させておく意味っちゃうんですか、これは最終処分場の補償工事か何かで、そこをというような形で土地も借り上げたりとかいうことで残っておるのであればいたし方ないかなと思うけども、そうでなければ、余りその費用対効果を考えたら、長年にわたって継続していく意味がないのといえないかなと、私はそういうふうに思うねんけども、町はそれは何ばか利用される方もおられるということなんで、残しておられるのかなとも思うやけど、やっぱりそういう英断ちゃうんか、それがなければ、なかなかそういう財政的に厳しい厳しい言いながら、それを断ち切ることができないというような状況になってくると思いますねんけども、またそのほかに159ページの町民プールの運営についても、これ6, 000人ですか、19年。だから、2カ月やから1日平均したら100人いうことでね、これも天理市なんかは天理市へプールがもう廃止になり、また奈良市にある奈良県営プールも廃止になりという状況の中で、やっぱりこういうものこそ民間に移管するちゃうんか、する方が費用面で助かるのと違うんかなと。それは私だけの考え方かもわからへんけども、6, 000人も利用してはったら、そんなん当然とっておくべきやと考えてはんのか。それらについて、どういうふうに考えておられるのかね。やっぱりこの財政財政と言う以上は、何かで切っていかなければ、大阪の橋下知事なんかでも、公共施設の内容もどんどんと切り捨てていこうということで、かなり反発出たってもそれをやっていこうというような心構え示しておられるからね。これ2つ合わせても1, 000万の予算も行かへんけども、そやけど、言うたらプールなんかでこれまたやっぱり140万も塗装とそしてエアコン設置でかかるというような状況の中で、費用対効果を考えたら、余りにも上がってないと思うねんけど、それやったら住民福祉とか住民サービスの方に回した方がええのではないかなと思うし、それに隣接した神南の県民テニスコートなんかやったら、これ600

人ほどでっしゃろ、年間通じて。だから、1日にしたらほんのわずかしか使用しておられないいう中でね、あの結構広い用地を残しておく。それも鳩水園のそのあの地域への何か、これはわからへんけども、結局やっぱりそういうようなんが切れるか切れへんかによって、町の財政が大きく左右されると思いますねんけど、それらの点について町の考え方はどうしてはるのか、お聞かせ願いたいと思います。

○木澤委員長 小城町長。

○小城町長 今、木田委員のご指摘のように、簡単にやめたらええやねんかということには私は相ならないと思います。やっぱりこの斑鳩町の自然の中で、野外活動センターについても、私もその経過があると思う。子供さんの数がだんだん減っていく中で、これだけの方が使われる、9団体、7団体とか使われる。やっぱりボーイスカウトもガールスカウトも皆さん方が子供を、青少年を健全育成に育てていこうちゅう中で、2カ月の間にそういう活用をされていくというのは、私は県の施設があっても、地元にやっぱりそういう施設があったら、そこで活用できていくということで、それは木田議員のおっしゃるように、もうこのプールがあれば、もうやめたらええやないかとか。私は大阪府の知事もおっしゃってるけども、なかなかあの現場を見て、あの子供館でも松本館長からお聞きになったらね、なかなかそう簡単に私は、ただあの方おっしゃってるのは、こんなこと設計でもこんなもつと単価を減らしたらええやないかと。それはもうだれでもそうおっしゃるんです。しかし、やっぱりこれ補助もらう中では、学校でも一応この同じ建物であったかて、設計の費用は文部科学省がもう決めてるわけですよ。やっぱりそういうことも踏まえた中で、我々としてはプールにしても、その6,000人という方、仮に私は1,000人であろうが2,000人であろうが、これは現状で継続できるんだったらしていくことが大事だろうと。私はやっぱりそれは事故とかそういうものもございますけども、そういうことを踏まえた中で、町としてもできるだけ最大限やっぱりこの子供さんが、お父さん、お母さん、やっぱりおじいちゃん、おばあちゃんとか一緒にプールに来られる、そういう姿を見ていく中では、それは簡単にはもう民間に委託したらええとか、あるいはそういうことでなっけますけども、私はやっぱり町として維持できる限りはやっていくと。この金が余ったから、福祉に回していくということでは私は相ならないと。福祉は私は最大限努力をしてると思います。ある程度やっぱり今でも奈良市でも、あるいはもう今出てるようにですね、ああいう無料券でも10

0円を取っていくということで、最近、マスコミの論調が変わってきてるんですね。もう当然そんなことをやっぴりやめて、奈良市みたいに当然に100円でも200円でももらうべきやというような、奈良市を見てても何見てても最近出てくるんですね。しかし、議会の皆さん方はやっぱりそれは無料でいけ、無料で一番ええやないかということで出てますけども、そういう議論の、今マスコミのかみ合わせちゅうのが私は非常に大事じゃないかなと思っております。そういうことについて考えていく中では、このプールにしても、あるいは野外活動センターにしても、私はやっぱり続けられるならば続けていくことがベターであろうと思いますし、そういう点については、簡単にやめたらいいということが出てきますけれども、私は青少年健全育成のためにも、ぜひとも子供さんが減ってくる中でも、こういうものを継続し、またそういう点についてはできるだけ万全を期して事故のないようにやっていくのが、我々としては行政の使命ではないかと思っております。

○木澤委員長 木田委員。

○木田委員 今、町長が言わはったこと、理解もできますねんけどね、そしたらでんな、やっぱりこの斑鳩町内の道路についても、安全施設とかそういうのは物すごい劣ってますやんか。それやったらやっぱり安心安全なまちづくりの方がもっと重要ではないかなと。斑鳩町で、だから毎年毎年交通事故の発生件数からしてもですよ、やっぱりそんなことも考えてもらわなでんな、そなん何でも続けていったら、継続は力なりか何か知らんけど、それ続けていったらええという、そういう考え方こそ改めてもらわないかんのではないかなと。私はそういうふうに思いまんねんで。だからそりゃ理事者の方にしたら、これは今までこないして続けてきてんねんからその方がええと思はるかもわからへんけども、私は単なるそうした一企業をやった者としては、そういうふうなにはやっぱりだんだんと削って切り離していかないかんのではないかなと思うねんけどね。だから今年度予算でも77億とかいうて、これ抑えてあるとかいうて言うてはっても、結局、言うたら最後になったらやっぱり90億近くになってくるん違いまんのか。いや、だからそういうことこそやっぱり、そんだけまだ町かてかなり余裕っちゅうか、あるように思うからそなんややっていかはんのかしらんけど、実際そんやもう困ってる町村にしたらそんなことには構うておられへんように思うねんけど。

そりゃもう福祉は町長も言わはるように、斑鳩町は決してどこにも劣ってないと、私

かてそういうふう思うてるし、他町の人に対して自負してそれは言えることやと思いますねんけど。だけど、将来的に考えたら何かそういう手だてを打たなければ、やっぱり夕張みたいな形になってくるのではないかなと。やっぱり企業の進出も少ないし、だから人口でも今、出てるなにでは右肩上がりになっていくのやったらなんやけど、右肩上がりにならずにもう横ばいか、ちょっと下がっていくような感じになってると、私はそういうふうに思いますねんけど。だから税収においてももう常に横ばい状態やから、そういうふうな中で何とか工夫してもろてやってもろてるのはわかるけども、そやけど、そういうふうなところからどんどんとできるだけのことはやっぱりやっていかな、将来10年、20年先になったらかなりやっぱりしんどなってくるのではないかなと。ということで、研究しはったらばと言うてることであって、何もそんな急にそんなもんやめよとは言っておりませんので、やっぱりそういうことも考えていただいた方がええのと違うのかなということなんですわ。だから決してそりややめよとは申ししておりません。とにかくああしてもう町長がそういう姿勢を見せてやるんやったら、それはそれで結構ですけど、将来にわたってそんなもう予算がないとか、何か言うふうなことのないように町の財政を運営していつてもらいたいことを強く要望しておきます。

○木澤委員長 浦野委員。

○浦野委員 今、木田委員おっしゃったことに私も同感です。これの予算の概要の7ページに町債残高、一般会計の残高推移ということで棒グラフがかかれておりますけども、平成24年度には残高がピークに達するというふうな棒グラフですけども、やはり一つ一つ吟味しながら、今まで継続してきたんやからできる限り継続というのも一理あるかもわかりませんけども、やはり少子高齢化社会に向かっているのは確実ですし、斑鳩町の人口も2年ほど前から減ってきておると。したがって、税収にも限りがありますし、また三位一体の改革と税源移譲と言いますけども、地方財政にすればどんどんどんどん逼迫しておるのも事実ですので、やはり町長の英断で見直しできることは見直ししていただきたいのと、私もそういう意味で先ほど町民体育大会をずっと継続するのかという意味で申し上げたわけなんですけども、ということで意見を言わせていただきます。

○木澤委員長 栗本教育長。

○栗本教育長 財政的には大変厳しいというのは事実でございます。先ほど町長からご答弁いただきましたように、野外活動センターでは、ただ利用人数がこれだけで2,80

0円だということではなしに、その中に、やはりその活用されているところに指導員として子供たちが日々研修した技術をもってその団体に指導すると。子供たちがやっぱりリーダーとして将来この町を育てていく、その子供たちのリーダーとしてやっぱりその中で指導員として活躍していただいている、そういう効果もあるわけでごさいます、そうした中にもやっぱり健全育成の目的があるわけでごさいます。そうしたことから、確かに施設のにも非常に老朽化してきています。そうした中でどう維持していくのかということは、これからの課題であるというふうに思っています。

それから、プールにおきまして最近の経済状況からいえば、よく言われます収入減、所得が減ってきてるといった中で、やっぱり子供たちが近くでそういう水遊びができる場所というのは非常に大事だろうというふうに思います。確かにちょっと離れば、500円、800円足せばいい施設もあるのは事実でごさいます。斑鳩町としては、やっぱりそうした子供たちが簡単に、あるいは近くで水遊びができるそういう施設としてこれからも維持していく必要があるんじゃないかなというふうに思っております。確かに子供たちは減ってはきていますものの、7,000人、8,000人という数はほぼ横ばいの状態で利用されているということでごさいますので、当分の間この施設の運営についてはむだ遣いじゃなしに、始末をしながらやっぱり子供たちの健全育成のために運営をしてまいりたいというふうに考えてます。

○木澤委員長 ほかにございませんでしょうか。

嶋田委員。

○嶋田委員 133ページの新規格、机、いす、これは説明では、平成20年度は2年生を対象に購入していくんやということなんですけど、これ最終的にはいつ完了するんですか。

○木澤委員長 野崎教育委員会総務課長。

○野崎教委総務課長 小学校におきます机、いすの購入でごさいます。当初、平成16年度から年次計画を立てまして、新しいJIS規格の対応する机、いすを更新してまいりました。6年生から導入をいたしまして、21年度、1年生で最終でごさいます。以上でごさいます。

○木澤委員長 嶋田委員。

○嶋田委員 これについては、子ども模擬議会で子供議員さんが机、いすが体格に合わな

いとか古くなってきたからということで、町長の英断で即、6年からですか、購入していただいていたということで、これは毎年聞いておりますねんけれども、やっと完了いうことになるわけですね。わかりました。

それと136ページ、これは小学校の関係なので要保護・準要保護ですね、それと中学校の分についての人数、ちょっと教えていただけますか。

○木澤委員長 野崎教育委員会総務課長。

○野崎教委総務課長 要保護・準要保護の人数でございます。まず小学校でございます。

要保護が6名、これにつきましては平成20年度見込みでございます。それから準要保護が158名、計164名でございます。続きまして、中学校でございます。要保護が4名、準要保護が76名、計80名、トータルいたしますと244名ということでございます。

○木澤委員長 嶋田委員。

○嶋田委員 これは例年いうんですか、毎年ふえてきてるんですかね。

○木澤委員長 野崎教育委員会総務課長。

○野崎教委総務課長 これにつきましても平成19年度の実績で見ますと、小学校につきましては161名に対しまして20年度見込み164名ということで、ふえております。同じく中学校におきましても平成19年度74名ということで80名ということで、ふえております。援助率でございますけれども、小学校では児童数に対します援助率でございますが、9.92%、中学校におきましては9.75%、これは平成19年度の実績でございます。それに対しまして平成20年度見込みでは、小学校では10%、中学校では10.22%ということでございます。以上です。

○木澤委員長 嶋田委員。

○嶋田委員 世相を反映してこれはふえてきているということで、1割近い方がそういうふうな援助を受けておられるということですね。わかりました。

それと給食費の未納いうのはどうなってますか。

○木澤委員長 野崎教育委員会総務課長。

○野崎教委総務課長 給食費の未納につきましては、小学校、中学校ともございません。

○木澤委員長 嶋田委員。

○嶋田委員 わかりました。

それと概要の中の、これは84ページの史跡藤ノ木古墳開棺20周年記念事業の開催ということで、これをちょっと説明していただけますか。

○木澤委員長 清水生涯学習課長。

○清水生涯学習課長 開棺調査20周年記念事業の内容でございますが、昭和63年に実施された藤ノ木古墳の石棺の開棺調査から、第3次調査でございますが、から20年目を迎えることから、その記念と意義を再認識するということを目的に藤ノ木古墳について20周年記念事業を実施いたしたいと考えております。

○木澤委員長 嶋田委員。

○嶋田委員 これ、もう日程やとか決まってるんですか。どのような方法をとられるんですか。

○木澤委員長 清水生涯学習課長。

○清水生涯学習課長 日程等でございますが、開催時期を平成20年11月1日、文化芸術祭の朝、式典を行いまして、その午後から場所はいかるがホールの大ホールということで、そして内容でございますが、記念講演、奈良大学教授の白石教授と、そして基調報告、そしてシンポという内容で実施を考えております。

○木澤委員長 嶋田委員。

○嶋田委員 わかりました。平成20年、21年と文化財活用センターですね、事業にかかれて、21年には文化財活用センターが完成するというふうなことをお聞きしていますが、これはこの20周年でないとあかんのですか、開棺いうんですか、文化財活用センターオープンのときに里帰り展も恐らく開かれるであろうと思いますけれども、藤ノ木の関係ですからそのときでも遅くはないと思うんですが、どうですか。

○木澤委員長 清水生涯学習課長。

○清水生涯学習課長 先ほど答弁させておりましたように、やはり第3次調査というのは、藤ノ木フィーバーというのは日本じゅう、世界じゅうという中でそういうブームを起こしました。それからちょうど20周年記念という中で、やはり藤ノ木古墳を風化させないというか、新たに再認識させていただくということで、今回藤ノ木古墳の整備も今年度3月で終わります。その中でこういう20周年記念事業を実施したいと考えております。

○木澤委員長 嶋田委員。

○嶋田委員 決して必要なものではないとは言っていないんですけど、この予算委員会の当初に総務部長の方から、限られた財源を真に必要な施策に充てるという趣旨のことをおっしゃってましたけれども、西岡さんですか、の生誕100周年にしろ、この20周年事業にしろ必要であるとは思いますが、真に必要なものかどうか。例えばこの2つをタイアップしてするとか、また来年20周年やけども、1年待ったら文化財活用センターがオープンするわけですね。そしたらこの藤ノ木のこのシンポジウムなんかでもそのときにやれば十分間に合うん違うかなと、このように思うんですけども、そういう考えはなかったわけですか。

○木澤委員長 栗本教育長。

○栗本教育長 この記念事業といいますのは、やっぱりその年のそのときにやるのが一番有効ではないかなというふうに考えております。確かに1年、2年ずらしてもええやないかというご意見もあるやろと思うんですが、記念事業としてとらえていく以上、その年度をやっぱ中心に考えていきたいというふうに考えております。ガイダンス施設等、21年に一応完成することに向けて今努力しているわけですが、これはこれでまたそういう展示施設が新たにできることから、当然第1回目の事業として藤ノ木から出土した遺物を持ち帰って、そしてそこで展示すると、そうしたイベントを組んでいくという予定はいたしております。まだ具体的に内容まではわかりませんが、そうした計画は考えております。しかし、一つの記念事業として、やっぱり20周年、20年を経過した中で一つの区切りをつけていきたいということで、事業費を組ませていただいたということでございますので、ご理解賜りたいと思います。

○木澤委員長 嶋田委員。

○嶋田委員 記念事業って、そしたら文化財活用センターの開棺記念事業でもええわけでしょ、何で20周年の記念事業がこれなんですか。勝手に記念事業と名前つけてるだけやないですか。

○木澤委員長 栗本教育長。

○栗本教育長 先ほど課長が言いましたように、藤ノ木古墳の石棺をあけられた記念ということでございまして、開棺20周年ということでございます。確かに嶋田委員もおっしゃっているように、別に藤ノ木古墳のことやから一緒にやってもいいやないかというお話もあろうかと思いますが、そうした一つの区切りとして開棺、石棺をあけた

日を記念して、そうした意義を忘れないためにもやっぱり20年という節目の年で事業を持っていきたいということでございます。

○木澤委員長 嶋田委員。

○嶋田委員 斑鳩として文化発信という意味からは必要やと思うんですよ。そやけど、20周年が記念いうたら30周年も記念、40周年も50周年も記念で、ほなその10年ごとに何かやられるわけですか。それよりも何億もかけた文化財活用センターがオープン、開館するという記念事業の方がよほど有意義ではないかなと私自身は思いますし、これ単発でやるんやったら、こんなんむだ遣いやと思いますけどね。

○木澤委員長 小城町長。

○小城町長 嶋田議員のご指摘のように、そういう形もいいわけですが、ちょうど藤ノ木古墳が整備ができて5月には一般の公開ということでやっていくわけですが、やっぱり秋もそういう時期に差しかかってこようと思います。そういう中で文化祭の式典をやった後、午後からそういう一つの簡単な形で、藤ノ木の関係で奈良大学と官学連携をしたもんですから、そこに白石教授がおられますから、やっぱり白石さんというのはもうかなり有名な方ですから、そういうことも踏まえた中で我々としては、そういう官学協定の中で奈良大学さんの先生にもひとつご講演をいただいて簡単なシンポジウムを開いたらということでさせていただくと。なるほど21年に藤ノ木のガイダンスが完成するわけですが、私は藤ノ木ガイダンスが完成した中では、やはり石棺から出てきたものが展示ができるような環境をやっぱりしていかなきゃいけませんし、必ずしも文化庁と約束もまだできておりませんから、やはりそういう点についてはこれから鋭意努力をしながら、そういうものの展示ができる関係等についてしていきたい。

当然そういうときにやれば一番いいというふうに思いますけども、私はやっぱり藤ノ木というのは、一つのやっぱり昭和60年の1985年にあの馬具が発見されて、そして地域あるいはまた全国からかなりの方々が来た、まさにその藤ノ木の関係といたら物すごく全国的にも有名になりましたし、世界からもああいう馬具はどこからも出てないということですから、斑鳩町の誇りというのか、そういうものについてやっぱり継続していくことが大事であろうということも考えながら、奈良大学との連携ということで、11月1日文化財の出展をする中で、昼からそういうものをしてはどうかということで、できるだけ経費を節減しながらやっていこうということでございますので、嶋田議員の

ご指摘の点はよくわかりますけれども、そういうことでことは藤ノ木古墳の整備が完成するという年にも差しかかりますし、そうしたことも踏まえてやっていきたいというふうなことでございますので、こういう点のご理解等をひとつよろしく願いいたします。

○木澤委員長 嶋田委員。

○嶋田委員 私自身は、藤ノ木の整備と文化財活用センターは同じものだと。藤ノ木の古墳、現場が整備できたらそれは一つそれでええという考えには至っておりません。藤ノ木の整備と文化財活用センターができて初めて、ああ、藤ノ木がこれで完成したんやなという考えでありますので、現場が整備完了したからそれを記念してこれをやるとか、そういう考えには毛頭なっておりませんので、これについては私は賛成するのはちょっとしんどい話。私の心の中では、やっぱり来年、何億もかけて国宝級を展示できる施設を備えた文化財活用センターのときにこういう事業をやっていただきたいと、そういう思いであります。

○木澤委員長 栗本教育長。

○栗本教育長 この20周年記念というのは、毎年、文化芸術祭で文化講演会というのを開会の後、午後にやらせていただいています。そういうものも含めてこの20周年という銘をつけて実施するということもこの中に含まれているということをご理解いただきたいというふうに思います。

○木澤委員長 ほかにございませんでしょうか。

木田委員。

○木田委員 ここに今載ってないですねんけども、学校の校庭とかにおける貯留浸透事業ucciゅうんですか、それはもうすべて完了したんですかな。というのも、やっぱり大和川の溢水予想地域とかいう、そういうマップucciゅうんですか、それが発表されておりましたな。だから一たび大和川が溢水するようなことになれば、この地域までは浸水するというようなことの中で、やっぱりもう全部完了しておるのであればよろしいねんけども、そうでなかったらまだ続けてもらいたいなとは思いますがねんけど、それについてもうすべて、あれ県の事業か何かやけど、完了したんですかな。

○木澤委員長 藤本都市建設部長。

○藤本都市建設部長 すべての学校で実施したということではございませんで、場所的な

こともございます。そうしたことで、斑中と健民グラウンド、東小学校でさせてもらってます。西小学校とか近隣で浸水部分も出てくるというようなことで、場所的にもできる部分とちょっと不可能なような状況もありますんで、その辺、選択しながら今まで実施してきておりまして、大和川の総合治水の中では貯留浸透事業についてはその目標は達成はいたしております。今後、治水対策についてはため池利用ということになるわけですが、そのため池についても場所の選定で非常に悩んでいると、最終的に整備した後はポンプアップしないといかんとか、またその樋が自然に抜けなくなってしまうと、掘り下げることによって抜けなくなってしまうというようなことがありますんで、少し今後難しい状況にはあります。ただ、県と町とで合計すれば相当量、治水対策はため池についてもできてるという状況にはなっているところでございます。

○木澤委員長 木田委員。

○木田委員 そういうことは、まだ予算が許す限りはまた何かため池とかにおけるそういう事業はやっていこうと考えてはんのか、もうこれで十分やったということでもう終了ということなんか、その点ちょっと教えていただきたいと思います。

○木澤委員長 小城町長。

○小城町長 今、藤本部長が申し上げましたように、斑鳩東小学校あるいはまた健民グラウンド、そして斑鳩中学という形でいたしております。これは県と国ともやっぱり貯留浸透の関係等について、今、現時点ではそういう目的は達成してるということでございますから、やっぱりその辺のことを十二分に把握しながら、また今後そういう状況、これから大和川流域幹線の整備が進んでいくと。これは亀の瀬の問題が一番大きな問題ですから、亀の瀬が一応工事がすべて完了しますと、恐らくこの大和川流域関連の関係等についてはやっぱり一番大きな問題ですから、そういう点については今、特にこういう関係等について県、国とも十分ご相談申し上げながら進めていきたいと考えてます。

○木澤委員長 木田委員。

○木田委員 東小学校の方はできてるということなんですけど、斑鳩小学校は何でその計画の中に入っていないんでしょうかな。

○木澤委員長 藤本都市建設部長。

○藤本都市建設部長 先ほど申しましたように、治水対策、大和川の総合治水の中で貯留浸透事業ということで、グラウンドとかの利用部分については今現在では100%斑鳩

町としてクリアしている状況になっていると。そうした中で、ため池を利用した部分がまだ100%に達してない。そうしたことで、ため池利用をした形の貯留事業を何とか進めたいということもあるわけですがけれども、そのため池がなかなか適なため池が今現在見つかっておらないというような状況で、今後もやっぱり当然大和川の総合治水の中でクリアしてない部分がありますんで、県とも十分協議して対応をしていきたい、このように考えているところです。

○木澤委員長 木田委員。

○木田委員 いや、ちょうど斑鳩小学校がなぜその地域っちゅうんか、そのなにかから除外されたんか、そのなには、東小学校の方がもっと下の方やと思うねんけども、下っちゅうんか、海拔っちゅうんか、それやったらちょっと低いように思うねんけど、それは斑鳩小学校の方が低いからもうそこが除外されたというふうに。東小学校の方がまだ斑鳩小学校より南の方に位置してると思うので、ここの中心地点でそういう事業が行われておったらやっぱり都市下水路ですか、これは何線いうんか知らん、もう忘れたけど、とにかくそれを使うてやっぱり大和川に出ていくということを考えたら、斑鳩小学校のグラウンドもかなりそういう効果を発揮するのではないかなと、単純ななにして思うねんけど、それは最初からもうそんなんして除外されてたということなんですか。

○木澤委員長 芳村副町長。

○芳村副町長 今も藤本君が答弁いたしましたように、大和川総合治水対策の中で斑鳩小学校については貯留浸透の位置づけはしてない。ただ、斑鳩小学校の運動場の構造、これは貯留浸透できるような構造じゃないと。いうのは斑鳩小学校は、見ていただいたらわかりますように西から東に勾配があります。貯留浸透施設にしても東側に水たまるだけというような運動場構造の欠点があるわけです。そういうことで、その部分も総合治水の中で省いているということでございます。それから南中学校も流域的な問題もありますし、その流域が斑鳩中学校のような流域であればその対象になるんですけれども、南中学校は南側に一級河川の三代川がある、こういうことでいろいろその状態を勘案しながら運動場等の貯留浸透をする場所と、しない場所に分かれてるということでご理解願いたいということです。

○木田委員 都市下水が、あれイツボ川でっか、真ん中に流れてるのね。あれを利用することになれば、この斑鳩の小学校のグラウンドからしたら大分向こうの方の河川

の下の方を流れてくるように思うねんけど、そういう位置づけされてんのやったらしゃあないけど、何か今はそういう危険性はないんかしらんけど、一時的な雨が降ったらやっぱりそういうことも心配されるので、ちょっとそこが除外されてるのが何か不思議でなりませんねんけど、それは県とか大和川の国のなにやからいたし方ないと思うねんけども、これで満足ということではなしに、斑鳩町としてもそういう溢水の危険性のあるところを早急にやっぱり改善、改良してもらわなければ、また富雄川のところに、これは関係ないこと言うて時間とつてもいかんねんけど、まだいまだに溢水した西団地のところに土のう積んであるのは、あれ何やってこの前もちょっと言われたことがありますねんわ。だからやっぱりそういうことも考えて、もうちょっと何か前向きななにでやってもらいたいなと思いますねんけど。それは要望しておきますわ、もうこの項とえろうは関係ないから。

○木澤委員長 ほかにございませんでしょうか。

宮崎委員。

○宮崎委員 150ページの文化財保存費っていうのが4目であるんですけど、ちょっとお聞きしたいんです。町の方で指定している文化財というのはあるんでしょうか。また、その修繕費とかは載ってないんですけど、まず、その指定される文化財があるかどうかちょっと教えていただけますか。

○木澤委員長 清水生涯学習課長。

○清水生涯学習課長 文化財には国史跡、県史跡、町史跡がございます。その中で今、委員がおっしゃってるのは町史跡というものでは、まず東小学校のこの駒塚古墳と調子丸古墳、それでございます。

○木澤委員長 宮崎委員。

○宮崎委員 建物はございませんか。

○木澤委員長 清水生涯学習課長。

○清水生涯学習課長 建物はありません。

○木澤委員長 宮崎委員。

○宮崎委員 将来的に斑鳩としてはかなり古い建物がいっぱいあると思うんですけど、それを町の指定にしていこうということは考えておられないのか、また県の指定に対して各自治会でいろいろ神社とか抱えておられますけど、氏子さんとかが少ないゆえに修理が

できないと、町の補助金出ないものかということもちょっと尋ねられたことがあるんですけど、今後そのようなことは考えておられるかどうか、ちょっとお聞きしたいんですけど。

○木澤委員長 栗本教育長。

○栗本教育長 今、特に町でもそういう文化財の指定するための検討調査委員会というものを設けておりますけれども、今のところそういった町指定に上がってくるような物件の話題はございません。ただ、最近、文化庁の方で登録文化財というのが言われておりますけれども、これは斑鳩町でも何件かそういう登録していただいている方はございますが、今のところ町の指定にまでいくというのには上げておりませんし、また、そうした委員さんの皆さんからも、この施設はどうか、この建物はどうかというような諮問もございませんので、今のところまだ町としてすぐに文化財の指定をしていくようなことはございませんので、ご理解いただきたいと思います。

○木澤委員長 ほかにございませんでしょうか。

木田委員。

○木田委員 160ページの14節の使用料及び賃借料の中でスポーツ器具使用料で79万8,000円となっておりますねんけど、どういう器具なんですか。

○木澤委員長 清水生涯学習課長。

○清水生涯学習課長 この分でございますが、体育館、スポーツセンターに置いておりますランニングマシン、その分でございます。その分が3台リースをしております。その分で79万8,000円ということで予算計上させていただいております。

○木澤委員長 木田委員。

○木田委員 これはリース料の方が高うつくように思うねんけど。買い取った方が安いように思うねんけど、この方がずっと安いんですかな、これ何年もかかって使用料払ってたら、約80万円でっしゃろ。これ5年でしたら400万とかいうことになったらそんなに買えるのと違うのかなと思いますねんけど、メンテナンスとか、そんなにかなり金かかるからこういう使い方してあるのか、どうなんでしょうかな、これ。

○木澤委員長 清水生涯学習課長。

○清水生涯学習課長 この3台のランニングマシンでございますが、3台で月当たり6万6,000円というので、1台借りたら2万2,000円という金額になります。た

だ、今、買い取った方が当然安いかどうかということになってきますが、やはりこれは安全性という中で、リースしておったら年何回の点検という中でリースにしております。

それともう一つは、今はっきりした数字は持っておりませんが、1台、これは100万から150万というふうに記憶しております。以上でございます。

○木澤委員長 木田委員。

○木田委員 だから安全面からとかいう、そういうメンテナンスの面からを考えたらそりゃリース料の方が安うついてるんかもわかりませんが、仮に150万としたって5年したら400万ほどになるから、やっぱりそれやったら買い取った方が安いのではないかなっちゃんふうにも思いますねんけど、それでええということであれば、それで納得せないかんのやろけど、やっぱりかなりいろんな面においてリース料やら使用料やらって、これ物すごい多いわけですよんか。それを何とか切り詰めていくような考え方でなかったら、何ぼでもふえていくのではないかなと。

それと新しい器具が出てきたら、これを置いてほしい、あれを置いてほしいというような要望が出てきたらやっぱりそれも置かんらんようになってきたら、どんどんどんどんそういうリース料、使用料が上がっていくように思いますねんけども、それらについて、また古うなったら施設を使う人がなくなってくるというようなことになったら悪循環になってくるから、これらについて今後どういうふうに考えておられるのかね。やっぱり器具でもかなり新しいもんがどんどんと民間の中には入っておるから、やっぱりそういうふうなんも使用したいというような声が出てきたら購入っちゃんか、それをリースで使うのか、そういうふうな考え方で今までからずっと来てはるのか、それはどういうふうになってるか。

○木澤委員長 小城町長。

○小城町長 今、木田委員さんからご指摘の点については、やっぱりリースにするのか、あるいは買い取るのかという関係でございますけども、買い取ったら5年でそういうことに計算上はなりますけども、やっぱり器具、機械というのは変わってまいりますから一番大変なのは小学校、中学校のワープロですね。ああいうものを入れますと、やっぱりもうすぐ二、三年で変わるというところ考えたら、それを全部また変えていかんなんということになりますし、そこらの関係等を十分精査をしながら、それはもう買い取って十分いけるのか、あるいはまたそういうリースをした方が有効であるのか、精査を当然

担当あるいはそういう者がやっておるわけですけども、そこらをもう一遍再点検をしながらやっていくことが大事だろうと思います。いずれにいたしましても買い取りがいいのか、あるいはまたリースがいいのか、その辺のこともやっぱり十分検討しながら今後そういうことの研究をしながら進めてまいりたいと思います。

○木澤委員長　ほかにございませんでしょうか。

宮崎委員。

○宮崎委員　済みません、先ほどこちょっと疑問に思ったんですけど、嶋田議員の先ほどの20周年のあのことなんですけど、白石さんですかね、講師が。でしたかね。奈良大学の。僕、記憶にあったのは、一番初めに藤井先生が携わっておられたと思うんですけど、奈良大学との提携ということなんですけど、その辺が僕わからないので、なぜそちらの方にされたのか、ちょっと教えていただけますか。

○木澤委員長　小城町長。

○小城町長　一応この発掘そのものについては、橿原考古学研究所から藤井先生が来られてやっておられたと思います。こういう藤ノ木古墳が立派なものが出てもう国の史跡、そういうものになってまいりますと、やっぱり学者というのはもうたくさんおられますからね。もうそりゃ今、橿考研の樋口所長とか、あるいはそういう精通した近藤先生とか、また網干先生とか、もういろいろな方々が藤ノ木についてはどういうことやということで、発掘した藤井先生はいろいろな角度で町の関係の催し等については太子塾にも来てもらったり、いろんな関係等はしてますけども、ひとつ新たな見解から白石先生に、また藤ノ木の方の開棺についての20周年。開棺の中でも特に骨の関係については片山先生という先生がおられますし、もういろんな飾り金具の問題等については精通した方もおられますから、その中でも白石先生も特に奈良大におられる先生ですけども、非常に権威があるということで、奈良大にお願いをしますと、ひとつ官学協定やから斑鳩町の藤ノ木についても私が講演に行かせてもらうということになったと思っています。

○木澤委員長　中川議長。

○中川議長　済みません、134ページ、15節の工事請負費、小学校の耐震補強工事が1,500万と、139ページの斑鳩中学校の5,500万という金額の開きがあるんですけど、これは平米数の開きという理解でいいんですか、平米数の差が違うということで。

○木澤委員長 野崎教育委員会総務課長。

○野崎教委総務課長 平米数といいますよりも、耐震補強する場所の面的な部分、面積と
いいますか、そういったものによって多少若干変わってきております。実施設計の段階
で、ただ面積だけでなしに施工する、中学校ですと鉄骨ブレースというような工法がご
ざいまして、工法等によりまして若干そういった面で金額的に差が出てくるのではない
かなというふうに考えております。

○木澤委員長 中川議長。

○中川議長 1, 500万と5, 500万と、言ったら壁の補強する面積の例えば平米数
等はわかりますか、数字。

○木澤委員長 野崎教育委員会総務課長。

○野崎教委総務課長 斑鳩小学校の場合ですと、今、中館の工事を19年度でもさせてい
ただいております、今度20年度、2期工事ということで、南面と東面とって分け
て工期を2期工事ということでさせていただいております。斑鳩中学校につきましては
20年度から本館の東棟ということでさせていただいております、そうした部分で面
積の面で金額が違ってまいるということでございます。

○木澤委員長 数字はわかりますか、今、議長聞いてはる数字。

○中川議長 そりゃ面積が3倍ぐらいやったらそんなもんでんなということに理解できる
ねんけど、その内容もちやうねんけども。

○木澤委員長 暫時休憩します。

(午後1時04分 休憩)

(午後1時06分 再開)

○木澤委員長 再開いたします。

ほかに質疑等ございませんか。

そしたら1点だけちょっと私の方からお聞きしたいと思います。

147ページのところで人権教育のところですけども、私、民生費の方でも質問さ
せていただいた際に教育長の方から、全国大会については一体的な取り組みやというこ
とでおっしゃっていただいたんですが、人権教育推進協議会補助金、これ前年度から比
べて倍以上になってるんですけども、この関係と、その全国大会の主催団体の名称をち
よっと教えてもらえますか。

清水生涯学習課長。

○清水生涯学習課長 今の人権の全国大会の件でございますが、昨年と比べまして、これはすべて人権教育推進協議会の補助金として今年度60万円をプラスした額で予算計上させていただいております。その60万の内訳でございますが、まず参加者60名といたしております。その分で4,000円の60人で24万円と。それとあとはバス借り上げ。会場は、奈良市の鴻池の体育館が全体会場やと。あと生駒市、郡山市、奈良市分科会が2日間設けられます。その分でバス2台の借り上げとして2日間で36名の計60万円を上げております。そしてあとの動員の人数要請でございますが、斑鳩町の人権教育推進協議会の会から学校部会とか行政部会とか社会部会、そこで振り分けをさせていただきます。そしてあと実施団体でございますが、今年度は第60回という大会で実行委員会という形で全同協教育大会奈良県実行委員会というので実行委員会形式で大会を開催されると。以上でございます。

○木澤委員長 いろんな団体で参加要請、振り分けるとおっしゃいましたが、斑鳩町で60人で、職員さんについてはどうなってるのでしょうか。

清水生涯学習課長。

○清水生涯学習課長 先ほど申し上げましたように、学校部会という中で学校の小・中・幼稚園ということで30名程度、そして人権社会部会、人権推進協議会の中で社会部会もあります。その中で23名程度。そしてあとは行政部会として役場の職員が6名という形で一応今、考えております。

○木澤委員長 それでは、ほかにはないようでしたら、これをもって教育費に対する質疑を終結いたします。

次に、第10款災害復旧費について並びに第11款公債費、第12款予備費について説明を求めます。

池田総務部長。

○池田総務部長 それでは、第10款災害復旧費、第11款公債費及び第12款予備費につきまして、あわせてご説明を申し上げます。悪いですけど、座ってご説明させていただきます。

初めに、第10款災害復旧費についてであります。一般会計予算書の161ページから163ページになっております。第10款災害復旧費では、災害の発生に伴い早急に

各施設の災害復旧に対応できるよう各名目予算として１，０００円をそれぞれの費目に計上いたしております。

続きまして、１６３ページであります。第１１款公債費についてであります。初めに、第１目元金についてであります。本年度は７億５，７７８万９，０００円を計上しております。前年度と比較して２億６，５３１万６，０００円、２５．９％の減となっております。予算の財源内訳は、国庫支出金で６，８６０万円、県支出金で８５７万４，０００円、合わせて７，７１７万４，０００円、その他で２，１６２万４，０００円、一般財源で６億５，８９９万１，０００円となっております。大きく減額となった主な要因でありますけれども、昭和５７年度に義務教育施設の建設用地の取得に伴って発行いたしました斑鳩南中学校建設用地取得事業債、また平成８年度にいかるがホール等の建設に伴って発行したふるさとづくり事業債が平成１９年度をもって完済したことによるものでございます。

次に、第２目利子では、本年度は１億９，３５５万３，０００円を計上しております。前年度と比較して２，６１１万２，０００円、１５．６％の増となっております。予算の財源内訳は、国庫支出金で８０３万５，０００円、県支出金で１００万３，０００円、合わせて９０３万８，０００円、その他で８４９万２，０００円、一般財源で１億７，６０２万３，０００円となっております。

続きまして、１６４ページであります。第１２款予備費についてであります。不意の支出に備えるため５，０００万円を計上をいたしております。

以上でご説明とさせていただきます。よろしくご審査のほどお願いを申し上げます。

○木澤委員長 第１０款災害復旧費、第１１款公債費、第１２款予備費についての説明が終わりましたので、これに対する質疑をお受けいたします。予算に関する説明書の１６１ページから１６４ページまでです。

伴委員。

○伴委員 第１０款の災害復旧費のことを全体的にちょっとお聞きしたいんですけど、昨年の８月末に集中豪雨がありまして、そのときに町の消防団、町の職員の方に非常に大変なご苦勞をおかけしたと思うんですが、一方、町の建設組合さんも災害時に備え資材の準備、備蓄などをいつでも対応できるようにしておられます。それで先日の議会本会議で監査委員さんの話の中で、町内業者の保護よりも育成にウエートを移す必要がある

とおっしゃったんですが、このあたりこの災害の問題に対して町はどのように考えていただいているのか、ちょっとお聞きしたいんですが。

○木澤委員長 芳村副町長。

○芳村副町長 監査委員さんのご指摘には、育成ということの話をさせていただきまして、監査委員さんは育成より保護やなというようなご指摘でございました。我々としては、災害に対しては建設業組合、これは非常に大きなご協力をいただいております。町が地域地域の水害等に対しまして建設業組合に土嚢、杭などをもってしていただいてその対応をしていただく、予防していただくということで非常に喜んでいただいております。それについて要請をするということはありません。あくまでも工事業業云々につきましては、やはり原則的には指名競争入札をもって執行するというものをしております。以上です。

○木澤委員長 伴委員。

○伴委員 ということは、防災と入札というのは、全くこの辺は関係のないもんやと考えさせてもらっていいわけですね。以上です。

○木澤委員長 ほかにございませんでしょうか。

ないようでしたら、これをもって第10款災害復旧費、第11款公債費、第12款予備費に対する質疑を終結いたします。

以上で一般会計に対する質疑を終結いたします。

次に、議案第21号、平成20年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計予算についての審査に入ります。

理事者の説明を求めます。

西本住民生活部長。

○西本住民生活部長 それでは、まず議案書の朗読をさせていただきます。

議案第21号

平成20年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計予算について

標記について、地方自治法第211条第1項の規定により、別紙のとおり提出し、議会の議決を求めます。

平成20年3月3日提出

斑鳩町長 小城利重

続きまして、特別会計予算書の１ページをごらんいただきたいと存じます。予算書の方を朗読させていただきます。

平成２０年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計予算

平成２０年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第１条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ３１億２，８８０万円とする。

２ 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第１表 歳入歳出予算」による。

（一時借入金）

第２表 地方自治法第２３５条の３第２項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は１億円と定める。

（歳出予算の流用）

第３条 地方自治法第２２０条第２項ただし書きの規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

（１）保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

（２）各項に計上した給与、職員手当及び共済費（賃金に係る共済費を除く）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

平成２０年３月３日提出

斑鳩町長 小 城 利 重

それでは、座らせていただきまして説明を申し上げます。

まず、この国保特別会計予算の概要であります。予算総額は歳入歳出それぞれ３１億２，８８０万円であります。前年度予算額と比較しまして１億４，５６０万円、４．９％の増となっております。国民健康保険制度は国民皆保険の中で他の制度の受け皿として重要な役割を担い、地域医療の充実と住民の健康増進に大きく貢献してきたところであります。平成２０年度からは後期高齢者医療制度の開始や６５歳以上の退職医療制度の廃止、国保税の年金からの特別徴収の実施、また生活習慣病予防に着目した特定健康診査等の実施が医療保険者に義務づけられるなど、国民健康保険を取り巻く環境は大

きく変化いたします。

また、後期高齢者医療制度への現役世代への支援が必要となりますことから、国民健康保険税につきまして加入者の皆様には新たなご負担をいただくことにもなりますので、ますます収納率の向上に取り組みますとともに、保健事業の積極的な展開によりまして医療費の抑制に努め、制度の円滑な運営に努めてまいりたいと考えております。

それでは、予算書の9ページをごらんいただきたいと存じます。初めに、歳入予算であります、第1款国民健康保険税、第1項国民健康保険税についてであります。7億8,510万円を計上しております。前年度と比較して7,830万円、9.1%の減を見込んでおります。その内訳であります、現年課税分及び滞納繰り越し分を合わせ一般被保険者分で7億2,900万円、また退職被保険者分では5,610万円をそれぞれ計上しております。この特別会計の主たる財源であります国民健康保険税につきましては、先ほども申し上げましたが、後期高齢者医療制度への支援ということで、後期高齢者支援金分を創設するための所要の改正につきまして本3月議会に条例改正案を上程させていただいているところであります。

今回の改正につきましては、加入者の方々の負担がふえることとなりますので、負担の公平性や自主財源の確保の観点からもより一層の収納率向上に努めてまいりたいと考えているところであります。また滞納整理に当たりましては、催告状の送付、徴収嘱託員による訪問徴収、口座振替の推進を初め納付相談にも積極的に努めながら短期被保険者証の交付による計画的な納付励行を進め、悪質な滞納者に対しまして資格証明書の交付もやむを得ないのではないかと考えているところであります。

次に、10ページ、第2款国庫支出金であります。本年度予算額は8億6,601万3,000円を計上しております。前年度予算額と比較しまして1億5,223万6,000円、21.2%の増を見込んでおります。

第1項国庫負担金、第1目療養給付費負担金についてであります。本年度予算額は6億3,362万6,000円の計上をしております。前年度予算額と比較しまして2億664万2,000円、48.4%の増を見込んでおります。医療給付費分現年分としまして4億8,628万5,000円を計上しており、一般被保険者療養給付費等の総額に制度上の負担割合をもって積算をしております。後期高齢者支援金分現年分としまして9,468万4,000円を計上しており、医療給付費分と同様に制度上の負担割

合をもって積算をしております。また介護納付金分現年度分といたしまして5, 264万6, 000円を計上しております。前の2つと同様に制度上の負担割合をもって積算をしております。

次に、第2目老人保健医療費拠出金負担金についてであります。本年度予算額は2, 408万2, 000円を計上しております。前年度予算額と比較しまして9, 848万8, 000円、80.4%の減を見込んでおり、老人保健医療費拠出金の額に制度上の負担割合をもって積算をしております。

次に、第3目高額療養費共同事業負担金についてであります。本年度予算額は1, 259万5, 000円を計上しております。前年度予算額と比較しまして184万2, 000円、17.1%の増を見込んでおります。国の負担として高額医療費共同事業拠出金の4分の1を計上しております。

次に、11ページ、第4目特定健康診査等負担金についてであります。452万1, 000円を計上しております。前年度より皆増となっております。特定健康診査及び特定保健指導に係ります経費につきまして、補助基準単価の3分の1が国により負担されます。

次に、第2項国庫補助金、第1目財政調整交付金であります。本年度予算額は1億9, 118万9, 000円を計上しております。前年度予算額と比較しまして3, 671万9, 000円、23.8%の増を見込んでおります。医療給付費分普通財政調整交付金で1億5, 093万8, 000円、後期高齢者支援金分普通財政調整交付金で2, 506万3, 000円、介護納付金分普通財政調整交付金で1, 498万8, 000円、医療給付費分特別財政調整交付金で20万円を計上しております。それぞれ制度上の負担割合をもって積算をしております。

次に、12ページ、第3款療養給付費等交付金についてであります。本年度予算額は1億9, 889万8, 000円を計上しております。前年度予算額と比較しまして5億3, 944万9, 000円、73.1%の減を見込んでおります。65歳以上の退職者医療制度の廃止に伴う減となっております。

次に、第4款前期後期高齢者交付金についてであります。5億5, 114万3, 000円を計上しております。前年度より皆増となっております。前期高齢者の偏在による保険者間の負担の不均衡を調整するため創設されたものであります。

次に、13ページ、第5款県支出金についてであります。本年度予算額は1億5,637万6,000円を計上しております。前年度予算額と比較しまして4,582万円、41.4%の増を見込んでおります。第1項県負担金、第1目高額療養費共同事業負担金についてであります。本年度予算額は1,259万5,000円を計上しております。前年度予算額に比較しまして184万2,000円、17.1%の増を見込んでおります。県の負担として高額医療費共同事業拠出金の4分の1を計上しております。第2目特定健康診査等負担金についてであります。452万1,000円を計上しております。前年度の皆増となっております。特定健康診査及び特定保健指導に係る経費について補助単価の3分の1が県より負担されます。

次に、第2項県補助金、第1目財政調整交付金についてであります。本年度予算額は1億3,926万円を計上しております。前年度予算額に比較しまして3,945万7,000円、39.5%の増を見込んでおります。医療給付費分、普通財政調整交付金で1億507万5,000円、後期高齢者支援金分普通財政調整交付金で1,949万3,000円、介護納付金分普通財政調整交付金で1,083万9,000円、特別調整交付金で385万3,000円を計上しております。それぞれ制度上の負担割合をもって積算をしております。

次に、14ページ、第6款共同事業交付金であります。本年度予算額は2億5,187万7,000円を計上しております。前年度予算額と比較しまして889万7,000円、3.4%の減を見込んでおります。共同事業医療費交付金で5,038万1,000円、保険財政共同安定化事業交付金で2億149万6,000円をそれぞれ計上しております。それぞれ高額な医療費につきまして各保険者が拠出した資金をもって対応を図ろうとする制度であります。

次に、第7款財産収入についてであります。第1項財産運用収入、第1目利子及び配当金で本年度予算額は7万5,000円を計上しております。国保財政の基盤安定を図るため基金を設けており、その積立金により生じる預金の受取利息を見込んだものであります。

次に、15ページ、第8款繰入金についてであります。本年度予算額は2億6,282万2,000円を計上しております。前年度予算額と比較しまして7,664万1,000円、41.2%の増を見込んでおります。国保財政の基盤安定を図るもの、職員

給与などの人件費、事務に係る経費、出産育児一時金、財政安定化支援事業に係りますもののほか、平成20年度におきましては国保財政の赤字補てん分としまして9,355万4,000円を一般会計より繰り入れるものであります。

次に、16ページの第9款繰越金であります。第1項繰越金、第1目繰越金で本年度は1,000円を計上しております。

次に、第10款諸収入についてであります。第1項延滞金加算金及び過料、第1目延滞金で5万円を計上しております。前年度予算額と同額であります。

次に、第2項受託事業収入、第1目特定健康診査等受託料で1,000円を計上しております。

次に、第3項雑入、第1目一般被保険者第三者納付金で本年度予算額は150万円を計上しております。前年度予算額と同額となっております。第2目退職被保険者等第三者納付金で本年度予算額は100万円を計上しております。前年度予算額と同額となっております。第3目一般被保険者返納金で本年度予算額は5万円を計上しております。前年度予算額と同額となっております。第4目退職被保険者返納金で本年度予算額は3万円を計上しております。前年度予算額と同額となっております。第5目納付金で本年度予算額は2万4,000円を計上しております。徴収嘱託員の雇用保険料等の自己負担分であります。第6目雑入で本年度予算額は5,384万円を計上しております。

以上が歳入についてであります。

続きまして、18ページからの歳出予算でございます。

第1款総務費では、5,065万6,000円の計上となっております。前年度予算額と比較しまして202万9,000円の増となっております。第1項総務管理費、第1目一般管理費についてであります。本年度予算額は3,360万9,000円を計上しております。前年度予算額と比較しまして182万8,000円、5.8%の増となっております。

予算の財源内訳ですが、県支出金で261万6,000円、その他で2,873万6,000円、一般財源で225万7,000円となっております。主なものは、国保事務に携わります職員の人件費、一般事務的経費及び医療費適正化の一環であります診療報酬明細書の内容点検業務を継続して行うための経費でございます。医療費の適正化対策を行い、年々ふえ続けます医療費の抑制に努めてまいりたいと考えております。

次に、２０ページ、第２項徴税費、第１目賦課徴収費についてであります。本年度予算額は１，５９４万３，０００円を計上しております。前年度予算額と比較しまして４７万９，０００円、３．１％の増となっております。予算の財源内訳は、その他で１，５９４万３，０００円となっております。国保税の賦課徴収業務に係ります事務的な経費が主なものでございます。

次に、２１ページ、第３項運営協議会費、第１目運営協議会費についてであります。本年度予算額は１８万円を計上しております。前年度と同額となっております。予算の財源内訳は、その他で１８万円となっております。国保運営協議会の委員９名の報酬で４回分を計上しております。

次に、第４項趣旨普及費、第１目趣旨普及費についてであります。本年度予算額は９２万４，０００円を計上しております。前年度予算額と比較しまして２４万８，０００円、２１．２％の減であります。予算の財源内訳は、国庫支出金で２０万円、その他で７２万４，０００円となっております。国民健康保険制度の理解とエイズ予防の普及に努めてまいりたいと考えております。

次に、２３ページから第２款保険給付費についてでございます。本年度予算額は２２億３，５６４万６，０００円を計上しております。前年度予算額と比較しまして２億１９３万８，０００円、１０．４％の増となっております。歳出予算の過半を占め、本特別会計の根幹をなす科目でございます。予算編成時における療養諸費、高額療養費などの推移や動向などを勘案し積算をいたしてきたところでございます。

第１項療養諸費、第１目一般被保険者療養給付費についてでございます。本年度予算額は１８億３，８８３万２，０００円を計上しております。前年度予算額と比較しまして８億３，４９８万３，０００円、８３．２％の増となっております。予算の財源内訳は、国庫支出金で５億６，７４７万２，０００円、県支出金で９，０３６万４，０００円、合わせて６億５，７８３万６，０００円、その他で５億９，０６３万９，０００円、一般財源で５億９，０３５万７，０００円となっております。増加の主な要因は、６５歳以上の退職者医療制度が廃止されることによりまして退職被保険者が一般被保険者となるためでございます。

次に、第２目退職被保険者療養給付費についてであります。本年度予算額は１億６，２５５万２，０００円を計上しております。前年度予算額と比較しまして６億４，２３

2万6,000円、79.8%の減となっております。予算の財源内訳は、その他で1億3,677万5,000円、一般財源で2,577万7,000円となっております。減少の主な要因は、65歳以上の退職医療制度の廃止によるものでございます。

次に、第3目一般被保険者療養費についてであります。本年度予算額は3,807万5,000円を計上しております。前年度予算額と比較しまして1,927万3,000円、102.5%の増となっております。予算の財源内訳ですが、国庫支出金で1,274万3,000円、県支出金で210万1,000円、合わせて1,484万4,000円、その他で1,298万4,000円、一般財源で1,024万7,000円となっております。増加の主な要因は、一般被保険者療養給付費と同じであります。

次に、第4目退職被保険者等療養費についてでございます。本年度予算額は324万4,000円を計上しております。前年度と比較しまして2,221万1,000円、87.3%の減となっております。予算の財源内訳は、その他で298万3,000円、一般財源で26万1,000円となっております。減少の主な要因は、退職被保険者等療養給付費と同じであります。

次に、第5目診査手数料についてであります。本年度予算額は1,061万円を計上しております。前年度予算額と比較しまして100万9,000円、10.5%の増となっております。予算の財源内訳は、一般財源で1,061万円となっております。

次に、24ページ、第2項高額療養費、第1目一般被保険者高額療養費についてであります。本年度予算額は1億5,761万7,000円を計上しております。前年度予算額と比較しまして5,907万8,000円、60%の増となっております。予算の財源内訳は、国庫支出金で4,946万9,000円、県支出金で735万5,000円、合わせて5,682万4,000円、その他で9,447万4,000円、一般財源で631万4,000円となっております。増加の主な要因は、一般被保険者療養給付費と同じでございます。

次に、第2目退職被保険者等高額療養費についてであります。本年度予算額は1,331万6,000円を計上しております。前年度予算額と比較しまして3,746万8,000円、73.8%の減となっております。予算の財源内訳は、その他で1,044万1,000円、一般財源で287万4,000円となっております。減少の主な要因は、退職被保険者等療養給付費と同様でございます。

次に、第3項移送費、第1目一般被保険者移送費についてであります。本年度予算額は5万円を計上しております。予算の財源内訳は、一般財源で5万円となっております。前年度と同額となっております。

次に、25ページ、第2目退職被保険者等移送費についてであります。本年度予算額は5万円を計上しております。予算の財源内訳は、一般財源で5万円となっております。前年度と同額でございます。

次に、第4項、出産育児諸費、第1目出産育児一時金についてであります。本年度予算額は1,050万円を計上しております。予算の財源内訳は、その他で700万円、一般財源で350万円となっております。前年度と同程度の出産見込みとしております。

次に、26ページ、第5項葬祭諸費、第1目葬祭費についてであります。本年度予算額は80万円を計上しております。前年度予算額と比較しまして240万円、75%の減となっております。予算の財源内訳は、一般財源で80万円となっております。減少の主な要因は、75歳以上の被保険者が後期高齢者医療制度へ移行するためであります。

次に、第3款後期高齢者支援金等、第1項後期高齢者支援金等、第1目後期高齢者支援金についてであります。2億9,585万8,000円を計上しております。予算の財源内訳は、国庫支出金で1億1,974万7,000円、県支出金で1,949万3,000円、合わせて1億3,924万円、その他で3,399万9,000円、一般財源では1億2,261万9,000円となっております。後期高齢者医療制度への保険者として支援に係ります部分であります。

次に、27ページ、第2目後期高齢者関係事務費拠出金についてであります。10万7,000円を計上しております。予算の財源内訳は、一般財源で10万7,000円となっております。後期高齢者支援金の納付事務に係ります経費であります。

次に、第4款前期高齢者納付金等、第1項前期高齢者納付金等、第1目前期高齢者納付金についてであります。21万3,000円を計上しております。予算の財源内訳は、一般財源で21万3,000円となっております。前期高齢者の偏在によります保険者間の負担の不均衡を調整するためのもので交付金の財源として納付するものであります。

次に、第2目前期高齢者関係事務費拠出金についてであります。11万1,000円を計上しております。予算の財源内訳は、一般財源で11万1,000円となっております。前期高齢者の納付事務に係ります経費であります。

次に、２８ページ、第５款老人保健拠出金、第１項老人保健拠出金、第１目老人保健医療費拠出金についてであります。本年度予算額は１億３１８万６，０００円を計上しております。前年度予算額と比較しまして３億５，４３１万７，０００円、７７．６％の減となっております。予算の財源内訳は、国庫支出金で３，１６３万１，０００円、県支出金で５２５万５，０００円、合わせて３，６８８万６，０００円、その他で３，２３５万４，０００円、一般財源で３，３９４万６，０００円となっております。老人保健医療制度における平成２０年３月診療分に前々年度の精算に係ります部分を計上しております。

次に、第５目老人保健事務費拠出金についてであります。本年度予算額は５９万１，０００円を計上しております。前年度予算額と比較しまして６４２万５，０００円、９１．６％の減となっております。予算の財源内訳は、一般財源で５９万１，０００円となっております。老人医療費拠出金の事務に係ります経費であります。

次に、第６款介護納付金、第１項介護納付金、第１目介護納付金についてであります。本年度予算額は１億５，４８４万４，０００円を計上しております。前年度予算額と比較しまして２，８６４万４，０００円、１５．６％の減となっています。予算の財源内訳は、国庫支出金で６，７６３万５，０００円、県支出金で１，０８３万９，０００円、合わせて７，８４７万４，０００円、その他で５１７万６，０００円、一般財源で７，１１９万４，０００円となっております。介護保険の第２号被保険者の保険料分としまして社会保険診療報酬支払基金に介護納付金を納付する必要があるとして、当該年度の概算介護給付費納付金の額と前々年度の精算額を調整して算出したものとなっております。

次に、２９ページ、第７款共同事業拠出金、第１項共同事業拠出金、第１目高額医療費共同事業拠出金についてであります。本年度予算額は５，０３８万２，０００円を計上しております。前年度予算額と比較しまして７３６万８，０００円、１７．１％の増となっております。予算の財源内訳は、国庫支出金で１，２５９万５，０００円、県支出金で１，２５９万５，０００円、合わせて２，５１９万円、一般財源で２，５１９万２，０００円となっております。１つのレセプト８０万円以上の高額な医療費があった場合、県内の各国保被保険者が拠出金を出し合い、相互に貸し付け合うもので、国保連合会に拠出するものであります。

次に、第2目保険財政共同安定化事業拠出金についてであります。本年度予算額は2億149万6,000円を計上しております。前年度予算額と比較しまして785万1,000円、3.8%の減となっております。予算の財源内訳は、その他で2億149万6,000円となっております。1つのレセプト30万円以上の高額な医療費があった場合、県内の各国保保険者が拠出金を出し合い、相互に助け合うもので、これも国保連合会に拠出するものであります。

次に、第3目その他共同事業拠出金についてであります。本年度予算額は前年度と同額の2,000円を計上しております。予算の財源内訳は、その他で2,000円となっております。

次に、30ページ、第8款保険事業費、第1項特定健康診査等事業費、第1目特定健康診査等事業費についてであります。3,007万円を計上しております。予算の財源内訳は、国庫支出金で452万1,000円、県支出金で452万1,000円、合わせて904万2,000円、その他で1,000円、一般財源で2,102万7,000円となっております。平成20年度からの医療保険者に義務づけられました特定健康診査、特定保健指導につきまして、その所要額を計上しております。

次に、第2項保険事業費、第1目医療費通知費についてであります。本年度予算額は223万5,000円を計上しております。前年度予算額と比較しまして11万2,000円、5.3%の増となっております。予算の財源内訳は、県支出金で123万7,000円、一般財源で99万8,000円となっております。医療費通知は、被保険者が利用しました医療サービスと、その費用を確認していただきますことにより、みずから健康管理の必要性を自覚していただき、健康づくりの意識の高揚を促すことを目的としているものでございます。

次に、31ページ、第2目人間ドック検診受診費用助成費でございます。本年度予算額は前年度と同額の100万円を計上しております。予算の財源内訳は、一般財源となっております。これは国民健康保険の被保険者に対し人間ドック検診費用の一部を助成するもので、疾病予防及び早期発見等、健康の保持増進を図ることを目的としているものであります。助成費は1人につき検診費用の2分の1、助成の限度額を2万円としております。

次に、第9款公債費、第1項一般公債費、第1目利子についてであります。本年度予

算額も前年度と同額の１０万円を計上しております。予算の財源内訳は、すべて一般財源となっております。財政状況の必要に応じまして医療費の支払い資金を金融機関等で一時的に借入れをすることとした場合、その利子分を計上するものでございます。

次に、３２ページ、第１０款諸支出金、第１項償還金及び還付加算金、第１目一般被保険者償還金についてであります。本年度予算額は１，０００円を計上しております。前年度と同額となっております。予算の財源内訳は、すべて一般財源となっております。

次に、第２目退職被保険者等償還金についてであります。本年度予算額は１，０００円を計上しております。前年度と同額で、財源内訳は、すべて一般財源となっております。

次に、第３目一般被保険者医療費給付費分、保険税還付金についてであります。本年度予算額は１００万円を計上しております。前年度と同額となっており、財源内訳は一般財源となっております。

次に、第４目一般被保険者介護納付金分保険税還付金についてであります。本年度予算額は１０万円を計上しております。前年度と同額となっており、予算の財政内訳はすべて一般財源となっております。

次に、第５目退職被保険者等医療費給付費分保険税還付金についてであります。本年度予算額は１５万円を計上しております。前年度と同額となっており、予算の財源内訳はすべて一般財源となっております。

次に、３３ページ、第６目退職被保険者等介護納付金分保険税還付金についてであります。本年度予算額は１０万円を計上しております。前年度と同額となっており、予算の財源内訳はすべて一般財源となっております。

最後に、第１１款予備費であります。１００万円を計上いたしております。平成２０年度の予算編成に当たりまして５，３７９万９，０００円の歳入不足となったことから、諸収入におきまして同額を計上させていただきまして、歳入歳出を同額とする手法をとらせていただいております。

以上、簡単であります。平成２０年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計予算の説明とさせていただきます。何とぞ温かいご審議を賜りまして、提案どおりご承認を賜りますようお願いを申し上げます。

○木澤委員長 国民健康保険事業特別会計予算について説明が終わりました。

ここで15時5分まで休憩いたします。

(午後2時47分 休憩)

(午後3時05分 再開)

○木澤委員長 それでは再開いたします。

国民健康保険事業特別会計予算についての質疑をお受けいたします。ございませんか。

そしたら済みません、私の方から。予算書の15ページのその他一般会計繰入金というところで、一般会計の方からこれは繰り入れをしていただくという、とてもよくやっていたいたというふうに思っているんですけども、これはこういった基準によって繰り入れをされているものなんでしょうかね。

池田総務部長。

○池田総務部長 この繰り入れというのは繰り出しの関係がありますんで、一般会計の、私の方から答えさせていただきます。

まず、一般会計の特別の繰り入れでございます。ここに節の中に載っている、今はその他一般会計繰入金だけでいいですか。この分につきましては、ご承知のように国民健康保険につきましてはずっと累積赤字が続いております。平成18年度決算で約5億3,000万、また平成19年決算をうつ中で6億数千万と見込まれております。そうした中で今年度今議会に国民健康保険税の税率改定が盛り込まれておりますけども、恒常的な国民健康保険の赤字の解消策といたしまして、やはりまず1点目は介護納付分の赤字がございます。これは平成12年から介護納付分が始まっておりますけども、介護納付金として出す分と受け入れる分につきましては差がございますんで、その分についてはやはりその赤字を埋めていこうということで、平成18年度までの介護納付分に関する累積赤字分について約9,300万ございますので、その分については埋めていこうということで、今回赤字補てんをさせていただいたわけでございます。そうした中で、今回国保税の値上げの改正もさせていただきますけども、より住民の方にご理解をいただけるものとしてこのような予算計上をさせていただいております。

○木澤委員長 これにつきましては、私どももこれまでずっと一般会計からの繰り入れということを要望してきましたので、よくご決断いただいたと高く評価をさせていただいております。本年度そういう形で介護納付分の累積赤字を埋めるということで繰り入れをしていただいておりますけども、翌年度以降、恒常的に続けていっていただける

ものなのかということも、あわせてお聞きをしておきたいと思います。

池田総務部長。

○池田総務部長 翌年度の話になってくるわけでございますけども、また21年度の予算編成をする中で検討させていただきますけども、やはり平成19年度決算を見ても恐らく介護納付分に関する赤字は発生すると考えられます。今年度、国民健康保険税の値上げの改定を行ったところで国民健康保険税の赤字はやはり続いていくと。そうすることを総合的に勘案いたしますと、平成19年度分の赤字、今度は約4,400万と推計されておりますけども、まずその分については埋めていく方向でまた予算編成の段階で町長、副町長等ともご相談申し上げながら予算編成を組んでいきたい、このように考えております。

○木澤委員長 そうしましたら、次、28ページの介護納付金のところですけども、そうした構造上の介護納付金が大きな割合を占めているという問題も常に指摘をさせていただいてきましたけれども、これ単純に前年度と比較して2,864万4,000円、少なくなっている、下がっているその原因というのは何なんでしょうか。

植村健康推進課長。

○植村健康推進課長 19年度の当初予算としまして1億8,300万円を組ませていただいておりますが、委員長もご承知のように19年度につきましては補正予算で前々年度の精算で余剰金が出たことから、これを減額させていただいております。19年度は決算としましては1億4,800万程度となっておりますので、これらを見込む中で今年度1億5,400万余りを組ませていただいたということでございます。

○木澤委員長 わかりました。

そしたら済みません、続きまして、制度改正に伴って国保の方も65歳から74歳までの方が特別徴収になるという、すぐにではないですけども、なるということですけども、これによって何世帯が普通徴収から特別徴収に変わるのかという数字がわかるようでしたら教えて。

植村健康推進課長。

○植村健康推進課長 今の国民健康保険の統計の中では実際には出してはいないんですけども、推計する中では、およそ480世帯ぐらいが特別徴収になるのではないかと見込んでおります。

○木澤委員長 特別徴収に変わって金額的に非常に少ない方、生活保護基準を下回るような世帯からも年金から天引きをされる形になるというふうに思うんですね。今回、保険税率の改定によって当然保険税上がりますんで、普通徴収の方にとっては滞納の方もふえてくるのではないかなというふうに思いますけれども、私、以前に一般質問で短期保険証の発行等についての中で滞納者に対する対応について強化をしていただきたいというふうをお願いをしていたんですけれども、その辺のご検討というのはどのようにされているのでしょうか。

植村健康推進課長。

○植村健康推進課長 まず、特別徴収につきましては、あくまでも世帯主が年金を年間18万円以上受けておられるということが条件です。したがって、年金を受けておられないという世帯につきましては特別徴収は開始しないということが前提でございますし、また生活保護基準以下ということになりますと、生活保護そのものの対象にもなるのかなという思いもあります。それで生活保護になりますと健康保険の対象から外れますので、そのあたりにつきましては担当課とも相談をしていく中で、そのセーフティネットを考えていただくべきかなというふうに思います。

それから、保険証の交付につきましてはですけども、本町としましては、短期保険証を交付していく中で、やはり悪質な滞納のある方については資格書という考えを持っております。これにつきましては医師会、歯科医師会などにもお話もさせていただく中では一定のご理解をいただきつつあるということでございます。ただ、基本的には、そういう書というのは発行しないにこしたことはございませんから、保険証、また4月に更新があるわけですけども、その際にできる限り面談をするようご本人さんに役場の窓口に出向いていただいて、今後の保険料の納付の計画等もご相談させていただく中で、できる限りはスムーズに健康保険証を交付していきたいという思いでいるところでございます。

○木澤委員長 これまでにもずっと言ってきましたけど、資格証の発行についてはできるだけしないほしいと、また画一的な発行はしないほしいというふうに申し上げてきましたのと、あと短期保険証も手に渡っていない方については資格証を発行してるのと変わらない状態であるという指摘も以前にさせていただいておりますんで、なるべく出向いていただいてということでの対応ですけども、よくやっぱり実態をつかんでいた

だいて悪質でない方がそんな状況にならないように対応をお願いしたいと思います。

今回の税率改定のことについては一般質問でもいろいろ聞かせていただいておりますので、ここでお聞きしませんけれども、やはり一般会計からの繰り入れで町の方として非常に頑張っている状況はよく理解していますけれども、新たに制度ができることによって住民の負担増になるのが仕方がないという立場には立てないということだけ申し上げておきたいと思います。

中川議長。

○中川議長 済みません、ちょっと1つだけお願いします。17ページの6目の雑入、これ説明の中にも雑入5,379万9,000円ってありますけど、これどんな雑入でんやろ、こんな雑入やったらおれも欲しいねんけど。

○木澤委員長 植村健康推進課長。

○植村健康推進課長 予算でございますので、歳入と歳出が同金額になるということが前提でございます。現在の国民健康保険税の今度支援分は新たに追加させていただくわけですけれども、医療分と介護分については税率が据え置きということになってきております。本来この税率で仮に100%の収納があっても、歳出の保険給付に追いつくことができないという部分で、今回9,300万円を一般会計から繰り入れはいただくわけですけれども、それでもなおかつ5,379万円の赤字が生じるということで、これにつきましては歳入と歳出の金額を合わせるためということで、ご理解をいただきたいと思います。

○木澤委員長 中川議長。

○中川議長 数字合わせの雑入で、入ってない金額を入ったように書いてるということでしょうか、なら。ということでんな。

○木澤委員長 暫時休憩します。

(午後3時19分 休憩)

(午後3時20分 再開)

○木澤委員長 再開いたします。

植村健康推進課長。

○植村健康推進課長 予算の歳出と歳入を同額にするために、この不足分を雑入として上げさせていただいたものです。決算で赤字になりました分は翌年度会計から繰り上げ充

用で補てんするということになります。

○木澤委員長 ほかにございませんか。

浦野委員。

○浦野委員 23 ページ、保険給付費の1目の一般被保険者療養給付費、比較の欄で8億3,498万3,000円、それと2目の退職被保険者等医療給付費、前年度比較でマイナスの6億4,232万6,000円、これプラマイがゼロに近くなるというんやったら理解ができるんですけど、2億近くプラスの方が多いんですけど、ちょっとその辺の説明をお願いしたいんですけど。

○木澤委員長 植村健康推進課長。

○植村健康推進課長 一般、退職合わせて保険給付全体でおよそ1億9,000万円ぐらい増加するというふうに見込んでおります。その中で先ほど部長の説明もございましたように、退職者医療のうち65歳以上の方については一般被保険者給付の方へ移ると見込む中で、こういう数字になったということでご理解をいただきたいと思います。

○木澤委員長 ほかにございませんか。

木田委員。

○木田委員 26 ページの保険給付費の葬祭諸費の中で、予算これ40人ということなんですけれども、今までやったら年間通じたら大体150人とか170人とか、参考書の中には去年は139人とかいろいろ出てますけれども、この40人と決められたそれはどういう意味で40人と決められたんですかな。

○木澤委員長 植村健康推進課長。

○植村健康推進課長 例年であれば、木田委員のおっしゃるとおり150人から170人程度亡くられる方がおられますが、今回制度改正によりまして75歳以上の方につきましては国民健康保険の資格を喪失されて後期高齢者医療制度の方に移られるということで、亡くられる方が少なくなるのではないかとということで40名を上げさせていただいているところです。

○木澤委員長 木田委員。

○木田委員 ということは、後期高齢者の方の予算の中では葬祭費用という分はそれだけの分、あとの残り分、大体150やったら100か110ぐらい入ってるんですかな、それは。

○木澤委員長 植村健康推進課長。

○植村健康推進課長 あとで出てきます本町の後期高齢者の特別会計につきましては、その葬祭費は見込んでおりません。といいますのも後期高齢者のいわゆる給付に当たりますので、これにつきましては広域連合から直接支払うということで、広域連合の予算の中で奈良県全体で見込まれるということになるものでございます。

○木田委員 ややこしいな、75歳までは町からもらえて、75歳以上は後期高齢者、県か何かかな。

○木澤委員長 暫時休憩します。

(午後3時23分 休憩)

(午後3時23分 再開)

○木澤委員長 再開いたします。

ほかにございませんでしょうか。

伴委員。

○伴委員 31ページの第2目の人間ドックの検診受診費用助成費なんですが、これは何人ぐらいの方が受けておられるわけですか。

○木澤委員長 植村健康推進課長。

○植村健康推進課長 50名を想定しております。

○木澤委員長 伴委員。

○伴委員 これは助成受けるのに何か基準とか、そういうのはどういう形になってるわけですか。

○木澤委員長 植村健康推進課長。

○植村健康推進課長 条件としましては、国民健康保険に1年以上加入されていること、それから国民健康保険税を含む町税に滞納がないこと、あるいは基本健康診査、ことしであります特定健康診査を受診されていないことなどでございます。

○木澤委員長 年齢は。

植村健康推進課長。

○植村健康推進課長 40歳以上でございます。

○木澤委員長 伴委員。

○伴委員 ということは、これは斑鳩町に住んでこの保険に加入してれば、日本全国ど

このお医者さんにかかってもええっていうことなんですね。

○木澤委員長 植村健康推進課長。

○植村健康推進課長 この人間ドックにつきましては指定の医療機関はございません、どこで受けていただいても結構です。

○木澤委員長 ほかにございませんでしょうか。

それでは、ないようでしたら、これをもちまして国民健康保険事業特別会計予算に対する質疑を終結いたします。

続きまして、議案第22号、平成20年度斑鳩町老人保健特別会計予算についての審査に入ります。

理事者の説明を求めます。

西本住民生活部長。

○西本住民生活部長 それでは、まず議案書を朗読させていただきます。

議案第22号

平成20年度斑鳩町老人保健特別会計予算について

標記について、地方自治法第211条第1項の規定により、別紙のとおり提出し、議会の議決を求めます。

平成20年3月3日提出

斑鳩町長 小城利重

続きまして、特別会計予算書の41ページをごらんいただきたいと存じます。予算書を朗読させていただきます。

平成20年度斑鳩町老人保健特別会計予算

平成20年度斑鳩町老人保健特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2億4,400万円とする。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

平成20年3月3日提出

斑鳩町長 小城利重

それでは、座らせていただきましてご説明をさせていただきます。

まず、この特別会計予算の概要について申し上げます。

予算額といたしまして歳入歳出それぞれ２億４，４００万円で、前年度対比で１７億４，３００万円、８７．７％の減となっております。平成２０年４月から後期高齢者医療制度が始まりますことから、この特別会計におきましては、主に平成２０年３月診療分及び月おくれ請求分の医療給付、また、それに付随する事務に係る費用を計上しているため前年度と比較して大幅な減少となっております。また、月おくれ請求分の医療給付などへの対応から、法律ではこの特別会計を２０年度から３年間は設置を継続することとなっております。

それでは、予算書の４７ページをごらんいただきたいと存じます。初めに、歳入予算についてであります。

第１款支払基金交付金、第１項支払基金交付金、第１目医療費交付金では、本年度予算額は１億３，１１５万円を計上しております。前年度予算額と比較しまして９億４，９７５万円、８７．９％の減となっております。歳出科目の医療給付費等の総額に制度上の負担割合を乗じて積算をしております。

次に、第２目審査支払手数料交付金であります。本年度予算額は８３万７，０００円を計上しております。前年度予算額と比較しまして７６８万９，０００円、９０．２％の減となっております。歳出科目の審査支払手数料に対します支払基金からの交付金であります。

次に、第２款国庫支出金、第１項国庫負担金、第１目医療費負担金であります。本年度予算額は７，２５６万７，０００円を計上しております。前年度予算額と比較しまして５億１，９３６万６，０００円、８７．７％の減となっております。第１款の支払基金交付金と同じように所定の負担割合より積算しております。

次に、４８ページ、第３款県支出金、第１項県負担金、第１目医療費県負担金であります。本年度予算額は１，８１４万２，０００円を計上しております。前年度予算額と比較しまして１億２，９８４万１，０００円、８７．７％の減となっております。第１款の支払基金交付金と同じように所定の負担割合で積算しております。

次に、第４款繰入金、第１項一般会計繰入金、第１目一般会計繰入金であります。本年度予算額は２，１３０万円を計上しております。前年度予算額と比較しまして１億３，６３５万４，０００円、８６．５％の減となっております。第１款の支払基金交付金と

同様に所定の負担割合により積算しており、一般会計予算の第3款民生費より繰り入れ措置を行うものであります。

次に、49ページ、第5款繰越金、第1項繰越金、第1目繰越金であります。本年度予算額は1,000円を計上しております。前年度と同額を計上しております。この特別会計の前年度の精算により債務超過となった場合に、その超過額をこの科目に受け入れするものであります。

次に、第6款諸収入、第1項雑入、第1目第三者納付金であります。本年度予算額は1,000円を計上しております。前年度予算額と同額を計上しております。交通事故などの第三者に起因する医療給付に伴う損害保険からの補てん金などを受け入れるものであります。

次に、50ページ、第2目返納金であります。本年度予算額は1,000円を計上しております。前年度と同額を計上しております。医療給付に返還金が生じた場合など、この科目で受け入れるものであります。

次に、第3目雑入であります。本年度予算額は1,000円を計上しております。前年度と同額を計上しております。

続きまして、51ページからの歳出予算についてであります。第1款総務費、第1項総務管理費、第1目一般管理費であります。本年度予算額は793万4,000円を計上しております。前年度予算額に比較しまして617万1,000円、67.8%の減となっております。予算の財源内訳は、その他で一般会計繰入金としまして293万3,000円、一般財源で1,000円となっております。医療給付等に係ります一般事務に要する経費を計上しております。

次に、52ページをごらんいただきたいと思います。第2款医療諸費、第1項医療諸費、第1目医療給付費であります。本年度予算額は2億2,000万円を計上しております。前年度予算額と比較しまして16億8,540万円、88.5%の減となっております。予算の財源内訳ですが、国庫支出金で6,750万1,000円、県支出金で1,687万6,000円、合わせまして8,437万7,000円、支払基金交付金で1億1,875万1,000円、一般会計繰入金で1,687万2,000円、合わせて1億3,562万3,000円となっております。積算につきましては、さきに説明させていただきましたように医療費の動向を勘案し予算計上をいたしております。

次に、第2目医療費支給費であります。本年度予算額は2,000万円を計上しております。前年度予算額と比較しまして4,340万円、68.5%の減となっております。予算の財源内訳は、国庫支出金で506万6,000円、県支出金で126万6,000円、合わせて633万2,000円、支払基金交付金で1,239万9,000円、一般会計繰入金で126万9,000円、合わせて1,366万8,000円となっております。整骨、コルセット等に要しました費用及び高額医療費の支給が主なものであります。

次に、第3目審査支払手数料であります。本年度予算額は86万4,000円を計上しております。前年度予算額と比較しまして792万9,000円、90.2%の減となっております。予算の財源内訳は、支払基金交付金で83万7,000円、一般会計繰入金で2万7,000円、合わせて86万4,000円となっております。医療機関から請求されましたレセプトの診療内容及び請求額等の審査、国保連合会等に委託する経費であります。

次に、53ページでございます。第3款諸支出金、第1項償還金、第1目償還金であります。本年度予算額は1,000円を計上しております。予算の財源内訳は、すべて一般財源となっております。平成19年度決算の確定に伴いまして支払基金、国、県からの交付金の精算におきまして超過交付が生じた場合、この科目より返還するものであります。

次に、第2目返還金であります。本年度予算額は1,000円を計上しております。予算の財源内訳は、すべて一般財源となっております。第三者納付金等で過誤徴収が生じた場合、この科目より返還するものであります。

次に、第4目予備費、第1項予備費、第1目予備費であります。本年度予算額は20万円を計上しております。前年度予算額と比較しまして10万円の減となっております。予算の財源内訳は、すべて一般財源となっております。

以上、簡単ではありますが、斑鳩町老人保健特別会計予算の説明とさせていただきます。何とぞ温かいご審議を賜りまして、原案どおりご承認を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○木澤委員長 老人保健特別会計予算について説明が終わりましたので、これに対する質疑をお受けいたします。ございませんか。

それでは、これをもって質疑を終結いたします。

続いて、議案第２３号、平成２０年度斑鳩町大字龍田財産区特別会計予算についての審査に入ります。

理事者の説明を求めます。

池田総務部長。

○池田総務部長 それでは、まず議案書を朗読させていただきます。

議案第２３号

平成２０年度斑鳩町大字龍田財産区特別会計予算について

標記について、地方自治法第２１１条第１項の規定により、別紙のとおり提出し、議会の議決を求めます。

平成２０年３月３日提出

斑鳩町長 小 城 利 重

それでは、座ってご説明させていただきます。

特別会計予算書の５５ページをお願いいたします。

まず、予算の総則を朗読させていただきます。

平成２０年度斑鳩町大字龍田財産区特別会計予算

平成２０年度斑鳩町大字龍田財産区特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第１条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ４５４万５，０００円とする。

２ 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第１表 歳入歳出予算」による。

平成２０年３月３日提出

斑鳩町長 小 城 利 重

それでは、予算書の５９ページをお願いいたします。

初めに、歳入予算についてであります。第１款繰越金として前年度からの繰越金４５３万９，０００円を計上しております。

次に、第２款諸収入についてであります。預金利子等で６，０００円を計上しております。

続きまして、歳出予算についてであります。第１款総務費として、財産区の維持管理

に要します費用 6 2 万 6, 0 0 0 円を計上しております。

次に、第 2 款予備費として 3 9 1 万 9, 0 0 0 円を計上いたしております。

以上で斑鳩町大字龍田財産区特別会計予算のご説明とさせていただきます。よろしくご審査のほどお願いを申し上げます。

○木澤委員長 大字龍田財産区特別会計予算について説明が終わりましたので、これに対する質疑をお受けいたします。

浦野委員。

○浦野委員 今、予算の説明に関しては理解するんですけども、下司田池は釣り池業者との和解も完了して現在ため池としてあるんですけども、周辺の住宅開発によりまして雨水の流入量が極端に減っておるかなと思います。ほとんど池に水がたまらない状態が続いておると。したがって、水質も特に夏場ですと腐敗していると、若干酸素吸入とかで防御はされてるんですけども。それと周辺の住宅環境からしますと、景観的にも決してよいものではないと思います。地元から以前から池の土手の地すべり、また今言いました水質の悪臭の問題とかのことも役場に対して苦情が入っておったように思いますけども、今後何らかの有効利用ありますか、ビジョン的なものはないのでしょうか。

○木澤委員長 池田総務部長。

○池田総務部長 質問者もご承知のように、この土地はあくまでも財産区財産でございます。そうした中で、今、質問もされましたように裁判などのように重要な事項につきましては当然町議会の議決が必要となってまいります。そうした中で、財産区財産としての財産管理のあり方、もう 1 点は水利権としての問題もございます。こういう現状でありますので、今現在はこのままで推移を見守っているという状況でありますので、ご理解を願いたいと思います。

○浦野委員 わかりました。

○木澤委員長 中川議長。

○中川議長 歳入を見てたら前年度からの繰り越ししかないんですよ、預金は別にして。

これ財産の管理費として大体これ毎年これぐらいの費用はかかってくるかなと思うたら、あと 6 年ほどしたら繰り越しもなくなってしまった後はどういうふうな管理の仕方していきはるのか、説明をお願いしたい。

○木澤委員長 池田総務部長。

○池田総務部長 仮にこの財産がなくなってきたときですけども、まず財産区財産でありますので、国民健康保険のように一般会計の繰り入れというのはあり得ないことになってまいります、財産区です。そうした中では、この財産区財産の財産を売って歳入を得るとしか考えられないと思います。または水利権の問題がございますので、そこらで水利組合の方が歳入としてどうしていかれるかという問題も協議していかなければならない問題であると考えております。そうした中で、先ほどの大きな２点問題がありますので、今はこのまま現状を見守っていく状態であるということでご理解をいただきたいと思います。

○木澤委員長 伴委員。

○伴委員 私、これは初めてなんで、これ自体が私はっきりわかってないようなんで、この財産区にされた、その辺ちょっと教えていただければありがたいんですが。

○木澤委員長 芳村副町長。

○芳村副町長 この財産区財産を設立にした経緯といいますと、当初は７人ほどの水利権者がいました。共同としてその池、今の下司田池を持っておられた。そこで、共同ですから７人の方の所有権として取得するというようなことで訴訟をされた。その訴訟をする経緯の中で流れでは、その所有権はその７人の方に所有権を移すということの経緯があった。しかし、これ共有地ですからやっぱり龍田地区の共有地であるという町の池やということから、地元とお話をしまして財産区財産の設立をした。そして町が管理をしてきた。その中では釣り池として営業されてた方がおられます。その釣り池をやはり撤去していただくということで町は裁判した経緯があるんです。大体何年ぐらいかかったんかな、５、６年かかったんですかね。ちょうどおとしですか。

（「６年」と呼ぶ者あり）

○芳村副町長 ６年かかった。おとし円満解決で話し合いで解決になったということなんです。いずれにいたしましても、そういう流れございますけれども、先ほど私が申しましたような形で財産区財産の設立をして、そして財産区が今４人の方ですか、水利権を持っておられるということで協定を結んでおります。そういう状態です。

○木澤委員長 伴委員。

○伴委員 何とこのうわかったようなわからんようなあれなんですけど、また勉強させていただきますわ。

○木澤委員長 先ほど議長がおっしゃったことですが、以前にも同じような質問が出て同じような答えををしていただいていたと思うんですけど、協議自体は始めていただいている状況なんですか、財産がなくなったらどう対応していくかという。

池田総務部長。

○池田総務部長 まだそれにつきましては協議はいたしておりません。

○木澤委員長 いろんな事情もあつてのことかと思ひますけども、そやからなくなつていくのはもうはつきりしてるかと思ひますんで、先延ばししてるわけじゃないでしょうけども、早いうちからやっぱり対策をしていただくのがいいかと思ひますんで、ちょっといろんな事情は私わかりませんから、その辺の対応はまたお願いをしたいと思ひます。ほかにございませんか。よろしいですか。

それでは、これをもちまして大字龍田財産区特別会計予算に対する質疑を終結いたします。

続きまして、議案第24号、平成20年度斑鳩町公共下水道事業特別会計予算についての審査に入ります。

理事者の説明を求めます。

谷口上下水道部長。

○谷口上下水道部長 それでは、まず議案書を朗読させていただきます。

議案第24号

平成20年度斑鳩町公共下水道事業特別会計予算について

標記の件について、地方自治法第211条第1項の規定により、別紙のとおり提出し、議会の議決を求めます。

平成20年3月3日提出

斑鳩町長 小 城 利 重

恐れ入ります。それでは予算書の63ページをお願いいたします。

まず朗読をさせていただきます。

平成20年度斑鳩町公共下水道事業特別会計予算

平成20年度斑鳩町公共下水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ15億9,500万円とする。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は7億円と定める。

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費（賃金に係る共済費を除く）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

平成20年3月3日提出

斑鳩町長 小 城 利 重

それでは、着席いたしまして説明をさせていただきます。

まず、ご説明をさせていただきますが、事業執行の主な考え方につきましては町長施政方針及び提出議案説明によりご説明をさせていただいておりますので、省略をさせていただきます。

それでは、予算に関する説明書によりご説明申します。

まず、69ページをお願いいたします。

歳入につきまして、第1款分担金及び負担金では、公共下水道加入負担金として250戸の接続を見込み2,500万円を計上いたしております。整備完了済みの龍田西3丁目地内の供用開始につきまして、現在工事中の龍田西汚水幹線工事が完成した10月以降に供用開始をする予定といたしているところから、昨年度に比べまして接続件数を少し少なく見込んでおります。

次に、第2款使用料及び手数料、第1項使用料では、下水道使用料として新たな接続件数250戸の使用料金を見込み、前年度より394万4,000円の増額の6,087万9,000円を計上いたしております。第2項手数料では、排水設備指定工事店指定手数料及び更新手数料、排水設備工事責任技術者登録手数料及び更新手数料として52万5,000円を計上いたしております。

次に、70ページの第3款国庫支出金に入ります。第3款国庫支出金では4億円を計上し、水質改善下水道事業費補助で3億円、汚水処理施設整備交付金で1億円となり、前年度と比較いたしまして2億2,000万円の減額となっております。昨年度と比較しまして継続工事として取り組んでおります幹線工事のうち龍田西汚水幹線工事と神南汚水幹線工事の完成年度となりますことから、年次割り額が減となること及び汚水処理施設整備交付金につきまして対象事業費に対しまして今年度の補助率が25%となりますことから国庫支出金が減額となっております。

第4款繰入金につきましては、3億3,632万5,000円を計上し、前年度に比べ事業費の減額及び地方債の充当率が100%になったことにより3,779万3,000円の減額となります。

次に、71ページの第6款諸収入では、雑入といたしまして消費税還付金等で前年度より342万4,000円増額の2,547万円を計上いたしております。

次に、72ページをお願いいたします。第7款町債につきまして7億4,680万円を計上し、前年度と比較いたしまして下水道事業債の充当率が100%となりましたことにより1,710万円の増額となります。

次に、73ページの歳出についてご説明をさせていただきます。第1款公共下水道費、第1項下水道管理費、第1目下水道総務費につきましては3,587万5,000円を計上し、前年度と比較いたしまして11万6,000円の減額となっております。主な内容といたしましては、人件費の減によるものでございます。なお、財源内訳といたしましては、その他で3,587万3,000円、一般財源で2,000円でございます。

次に、74ページをお願いいたします。第2目施設管理費では3,503万6,000円を計上いたしております。前年度と比較いたしまして94万円の増額となります。これは下水道使用料の増加に伴い県へ支払います汚水の処理費といたしまして、流域下水道維持管理負担金の増加を見込んでおります。

続きまして、75ページをお願いいたします。第2項下水道新設改良費では11億3,537万4,000円を計上し、前年度と比較いたしまして2億2,848万6,000円、16.8%の減でございます。予算の財源内訳といたしましては、国庫補助金で4億円、地方債で7億2,820万円、一般財源で717万4,000円でございます。事業概要といたしましては、面整備につきまして龍田西6丁目、龍田2丁目、龍田3丁目、神南3丁目、小吉田1丁目、興留1丁目、興留9丁目、服部1丁目地区の約11ヘクタール、整備延長といたしまして3,400メートルを予定いたしております。幹線管渠につきましては、龍田西污水幹線工事と神南污水幹線工事が継続事業の最終年度となり、1,331メートルの幹線管渠が完成することとなります。また平成19年度に発注いたしております2工区の1工事におきましては、神南3丁目から神南5丁目までの530メートルの管渠築造工事3カ年の継続事業として平成21年度の完成に向けて進めてまいる予定でございます。

続きまして、77ページをお願いいたします。第2款流域下水道費につきましては、1,947万6,000円を計上しております。流域下水道管渠築造につきましては、信貴山幹線工事も完成し、前年度と比較いたしまして4,226万5,000円の減額となり、流域下水道センターの処理場の整備に係るもののみとなっております。予算の財源内訳につきましては、地方債で1,860万円、一般財源で87万6,000円となっております。

次に、第3款公債費では、第1目元金で1億9,658万5,000円、第2目利子につきましては1億7,265万4,000円を計上いたしております。予算の財源内訳といたしましては、その他及び一般財源でございます。

続きまして、恐れ入ります、66ページにお戻りいただけますでしょうか。第2表、債務負担行為についてご説明させていただきます。債務負担行為につきましては、斑鳩町排水設備改造資金融資あっせん及び利子補給制度に関する条例に伴う利子補給及び損失補償でございます。

次に、第3表、地方債についてでございます。目的及び限度額等でございますが、詳細な説明につきましてはご省略させていただきます。

以上で平成20年度斑鳩町公共下水道事業特別会計予算についてのご説明とさせていただきます。何とぞ原案どおりご承認賜りますようお願い申し上げます。

○木澤委員長 公共下水道事業特別会計予算について説明が終わりましたので、これに対する質疑をお受けいたします。

中川議長。

○中川議長 済みません、76ページの22節補償補てん及び賠償金ですか、これ地下埋設物等移設補償って何ですのやろ。

○木澤委員長 谷口上下水道部長。

○谷口上下水道部長 これは開削工事に伴います上水道の移設補償というのが主でございます。

○木澤委員長 ほかにございませんでしょうか。ございませんか。

そうしましたら少しお尋ねしたいと思うんですけども、平成17年度、18年度で目標件数というか、実績自体が600何件ということで接続実績があって、今、来年度、平成20年度は250件ということですが、全体の計画の中から見てこの接続率というのは計画上どんな状況になっているのでしょうか。

谷口上下水道部長。

○谷口上下水道部長 現在の状況でいきますと、接続率ですね、水洗化率ですけども、約60%というような進捗ぐあいを確認しておりますので、現段階は非常にいいかなと考えております。ただし、これが油断することではございませんので、今後ともさらに啓発に努力はしていきたいと考えております。

○木澤委員長 私、加入率を上げるためと、また住民さんからの声にもこたえて、以前にもアンケート調査をしていただいていると思いますけれども、所得に応じた軽減等の検討もされて、ぜひ普及をやっぱりしていくことがこの下水道事業というのは一番の目的かなと。水質管理ですね、今は環境問題が本当にシビアな問題になってきてますんで、そういうこともあわせてこの下水道事業の一番の目的をやっぱり達成していくための方策について検討をお願いしてましたけども、すぐに答えは出ないかもしれませんが、今の検討の状況というのはどんな状況なんでしょうか。

谷口上下水道部長。

○谷口上下水道部長 まず、これは委員会等でもご説明させていただきました去年の秋から戸別訪問、くみ取りトイレのご家庭の戸別訪問をまず第1弾でやってみました。直に訪問することによって各ご家庭のご意見等いろいろと確認させていただきました。それ

を参考に今後、また水洗トイレのもちろんご家庭についても折を見て進めていく、もしくはその状況を見てもっとペースを上げて訪問させていただきたいと、こう考えております。もちろん啓発に関しましてはチラシとか広報は従来どおり非常にやっていきたいと考えております。

○木澤委員長 今、私お尋ねした中での軽減策等の検討についてということについては。済みません。

谷口上下水道部長。

○谷口上下水道部長 今現段階で実際にそういった意見を多くいただいているということでもございませんので、軽減ということにつきましては現段階で検討は考えておりません。ただし、加入負担金とか接続の改造費用の融資あっせんにつきまして利用しやすいように金融機関とも協議は十分進めております。それだけご理解いただきたいと思います。

○木澤委員長 その融資あっせん制度につきましてもいろいろな意見を申し上げてきました。対応方を図っていただいていると思いますけれども、今後、普及率、水洗化率等も見の中で、さらには住民さんの声もありましたので、検討はぜひしていただきたいというふうをお願いをしておきたいと思います。

ほかないようでしたら、これをもって公共下水道事業特別会計予算に対する質疑を結びたいします。

続いて、議案第25号、平成20年度斑鳩町介護保険事業特別会計予算についての審査に入ります。

理事者の説明を求めます。

西本住民生活部長。

○西本住民生活部長 それでは、議案書の朗読をさせていただきます。

議案第25号

平成20年度斑鳩町介護保険事業特別会計予算について

標記について、地方自治法第211条第1項の規定により、別紙のとおり提出し、議会の議決を求めます。

平成20年3月3日提出

斑鳩町長 小 城 利 重

続きまして、特別会計予算書の87ページをごらんいただきたいと思います。予算書

の朗読をさせていただきます。

平成20年度斑鳩町介護保険事業特別会計予算

平成20年度斑鳩町介護保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ14億7,990万円とする。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(歳出予算の流用)

第2条 地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 介護給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

(2) 各項に計上した給与、職員手当及び共済費（賃金に係る共済費を除く）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

平成20年3月3日提出

斑鳩町長 小 城 利 重

それでは、座らせていただきましてご説明を申し上げます。

まず初めに、歳入予算についてであります。95ページをお開きいただきたいと思います。

第1款保険料についてであります。3億1,263万3,000円を計上しており、前年度と比較しまして1,757万6,000円、6%の増となっております。この金額につきましては、65歳以上のいわゆる第1号被保険者に係ります保険料であります。

次に、第2款使用料及び手数料についてであります。保険料の督促手数料といたしまして前年度と同額の2,000円を計上しております。

次に、96ページ、第3款国庫支出金についてであります。第1項国庫負担金、第2項の国庫補助金を合わせまして2億9,171万2,000円を計上しており、前年度と比較しまして577万4,000円、2%の増となっております。そのうちで国庫負担金としまして施設給付費を除く介護給付費の20%と施設給付費の15%に当たる

2億4,260万7,000円を計上しております。また国庫補助金では調整交付金として3,642万円、地域支援事業交付金の介護予防事業分として上限事業費の25%、438万2,000円、包括的支援事業任意事業分としまして上限事業費の40.5%の830万3,000円を計上しております。

次に、97ページ、第4款支払基金交付金についてであります。本年度予算額4億2,987万4,000円を計上しております。そのうちで介護給付費交付金としまして介護給付費の31%に当たる4億2,444万1,000円、地域支援事業交付金の介護予防事業分として上限事業費の31%の543万3,000円を計上しております。これらは40歳から64歳までの保険料に係りますものであります。

次に、98ページ、第5款県支出金では、第1項県負担金と第2項県補助金を合わせてまして2億871万5,000円を計上しております。そのうちで県負担金としまして施設給付費を除く介護給付費の12.5%と施設給付費の14.5%に当たる2億237万2,000円を計上しております。また県補助金では地域支援事業交付金の介護予防事業分として上限事業費の12.5%の219万1,000円、包括的支援事業任意事業分として上限事業費の20.25%の415万2,000円を計上しております。

次に、99ページ、第6款財産収入であります。介護保険給付費準備基金利子として20万4,000円を計上しております。

次に、第7款寄附金につきまして1,000円を計上しております。

次に、第8款繰入金では、一般会計繰入金と基金繰入金を合わせてまして2億3,564万4,000円を計上しております。このうちで一般会計からの繰入金としまして2億3,564万3,000円となっております。その内訳であります。介護給付費繰入金としまして介護給付費の12.5%に当たる1億7,114万6,000円、また地域支援事業費繰入金としまして上限事業費の12.5%と上限事業費を上回る分を一般会計からの繰り入れをすることとしまして、介護予防事業分として219万1,000円、包括的支援事業任意事業分として871万8,000円を計上しております。その他一般会計繰入金では、職員給与費、事務費繰入金として5,358万8,000円を計上しております。また基金繰入金では介護給付費準備基金繰入金としまして1,000円を計上しております。

次に、101ページ、第9款繰越金では100万円を計上しております。

次に、第１０款諸収入であります。第１項延滞金加算金及び割引料では過料金等を計上し、また第２項雑入では弁償金等の雑入としまして合わせて款全体で１１万５，０００円を計上しております。

続きまして、歳出予算であります。１０４ページをお開きいただきたいと思います。

第１款総務費、第１項総務管理費、第１目一般管理費についてであります。本年度予算額は３，２９７万７，０００円を計上しております。その財源内訳は、すべてその他となっております。主なものは、職員４人分の人件費に要します経費、国民健康保険団体連合会への負担金、電算システムのソフト使用料等の経費であります。

次に、１０５ページ、第２項徴収費、第１目賦課徴収費についてであります。本年度予算額は１５１万２，０００円を計上しております。予算の財源内訳は、すべてその他となっております。この主なものは、年金から特別徴収する方への保険料の通知及び普通徴収の方への納付書等の送付に係ります経費であります。

次に、１０６ページ、第３項介護認定審査会費、第１目介護認定審査会費についてであります。本年度予算額は１，８５８万６，０００円を計上しております。予算の財源内訳は、すべてその他となっております。主なものは、要介護認定に係る主治医意見書の作成手数料、訪問調査に伴います認定調査事務委託料等であります。

次に、１０７ページ、第４項趣旨普及費、第１目趣旨普及費であります。本年度予算額は３４万１，０００円を計上しております。予算の財源内訳は、すべてその他となっております。これにつきましては、一般向けの制度全般に関しますパンフレットや保険料額決定通知時に同封いたします介護保険料に関する内容を中心としたパンフレットの作成に係ります経費であります。

次に、１０８ページ、第５項介護保険運営協議会費、第１目介護保険運営協議会費についてであります。本年度予算額は２０万円を計上しております。予算の財源内訳は、すべてその他となっております。これは第４期事業計画策定及び介護保険事業の運営に関する重要な事項としまして、事業計画の進行管理、特別会計の運営管理等につきましてはご審議いただくために介護保険運営協議会を設置をいたしておりますが、その協議会委員の委員報酬であります。平成２０年度につきましては計５回の開催を予定しております。

次に、第６項地域包括支援センター運営協議会費、第１目地域包括支援センター運営

協議会費についてであります。本年度予算額は4万円を計上しております。これは地域包括支援センターの公正・中立な運営を図りますため地域包括支援センター運営協議会を設置しておりますが、その協議会委員の委員報酬であります。平成20年度においては計1回の開催を予定しております。

次に、109ページ、第2款の介護給付費、第1項介護サービス等諸費、第1目介護サービス等諸費についてであります。本年度予算額は12億812万円を計上しております。この目につきましては、項の整理を行ったことから前年度予算額と比較しまして全額の増となっております。また財源の内訳は、国庫支出金で2億4,461万円、県支出金で1億8,016万6,000円、合わせまして4億2,477万6,000円、その他で5億2,553万7,000円、一般財源で2億5,780万7,000円となっております。これは要介護1から要介護5に認定されました方への介護サービス等に係ります経費であります。前年度までは予算科目をさらに10目まで細分化しておりましたが、平成20年度からはこの科目に集約したところであります。予算科目の廃目になった部分につきましては、115から117ページに記載をしております。

次に、110ページから112ページの第2項介護予防サービス等諸費についてであります。本年度予算額は9,535万2,000円を計上しております。目の整理を行ったことから前年度予算額と比較しまして全額の増となっております。財源の内訳は、国庫支出金で2,160万6,000円、県支出金で1,191万8,000円、合わせて3,352万4,000円、その他で4,147万6,000円、一般財源で2,035万2,000円となっております。この介護予防サービスは要介護状態が軽く生活機能が改善する可能性が高い人などが受けるサービスであります。要介護認定結果が要支援1及び要支援2と認定された方々へのサービスの費用に要します所要額を計上しております。

次に、112ページ、第3項その他諸費についてであります。本年度予算額は224万6,000円を計上しており、前年度予算額と比較しまして12万7,000円、6%の増となっております。予算の財源内訳ですが、国庫支出金で50万9,000円、県支出金で28万1,000円、合わせて79万円、その他で97万7,000円、一般財源で47万9,000円となっております。これは各介護サービス事業者から請求されます介護報酬につきまして国保連合会において支給限度額等の審査及び支払い事務

をされますことからこれに係ります経費であります。

次に、１１３ページ、第４項高額サービス等費であります。本年度予算額は１，９４２万円を計上しており、目の整理を行ったことから前年度予算額と比較しまして全額の増となっております。財源の内訳は、国庫支出金で４４０万１，０００円、県支出金で２４２万８，０００円、合わせて６８２万９，０００円、その他で８４４万８，０００円、一般財源で４１４万３，０００円となっております。これは国民健康保険と同じように１割の自己負担額が高額になった場合、一定額を超えた部分について償還払いをすることに係ります経費であります。なお、上限額につきましては、生活保護の受給者、住民税世帯非課税で老齢福祉年金の受給者、住民税世帯非課税で個人の合計所得金額と年金収入額を合わせた金額が８０万円以下の方が１万５，０００円、また住民税世帯非課税で合計所得額と課税年金収入額を合わせた金額が８０万１円以上の方が２万４，６００円、これら以外の方が３万７，２００円となっております。

次に、１１４ページ、第５項特定入所者介護サービス等諸費についてであります。本年度予算額は４，４０２万６，０００円を計上しており、目の整理を行ったことから前年度の金額と比較しまして全額の増となっております。財源の内訳は、国庫支出金で７８９万９，０００円、県支出金で７５８万１，０００円、合わせて１，５４８万円、その他で１，９１５万円、一般財源で９３９万６，０００円となっております。各目ごとの予算計上額は省略させていただきますが、施設に入所等をされている方々の居住費と食費に係ります経費であります。

次に、１１７ページ、第３款財政安定化基金拠出金、第１項財政安定化基金拠出金、第１目財政安定化基金拠出金についてであります。本年度予算額は１２４万８，０００円を計上しております。予算の財源内訳は、すべて一般財源となっております。これは県において各市町村の介護保険特別会計の健全な運営のために基金を設置されますので、これへの拠出金であります。

次に、１１８ページ、第４款基金積立金、第１項基金積立金、第１目介護保険給付費準備基金積立金についてであります。本年度予算額は１，１１８万９，０００円を計上しております。予算の財源内訳は、その他で２０万４，０００円、一般財源で１，０９８万５，０００円となっております。これは介護保険の保険給付に関し保険料等の余剰金が生じます場合にその余剰金を基金に積み立て、次年度以降の保険給付費の財源とす

るものであります。

次に、第5款地域支援事業費、第1項介護予防事業費、第1目介護予防特定高齢者施策事業費についてであります。本年度予算額は1,383万4,000円を計上しております。財源内訳は、国庫支出金で345万8,000円、県支出金で173万2,000円、合わせて519万円、その他で601万8,000円、一般財源で262万6,000円となっております。これは要介護状態に移行するおそれの高い特定高齢者を対象として実施しています介護予防事業に係ります経費で、臨時職員や歯科衛生士の賃金、運動機能向上指導業務委託料、食の自立支援事業委託料、生活機能評価業務委託料等が主な経費であります。

次に、第2目介護予防一般高齢者施策事業費であります。本年度予算額は373万9,000円を計上しております。財源内訳は、国庫支出金で92万3,000円、県支出金で46万円、合わせて138万3,000円、その他で165万4,000円、一般財源で70万2,000円となっております。65歳以上の高齢者を対象として実施しております運動機能向上指導等に係ります経費であります。

次に、120ページ、第2項、包括的支援事業・任意事業費、第1目包括的支援事業費についてであります。本年度予算額は1,644万8,000円を計上しております。財源内訳は、国庫支出金で544万8,000円、県支出金で272万4,000円、合わせて817万2,000円、その他572万2,000円、一般財源で255万4,000円となっております。斑鳩町社会福祉協議会に委託しております地域包括支援センターの運営に係ります経費であります。この地域包括支援センターは、高齢者の保健、福祉、介護を推進していく上での重要な拠点でございます。

次に、第2目任意事業費についてであります。本年度予算額は861万8,000円を計上しております。財源の内訳は、国庫支出金で285万5,000円、県支出金で142万8,000円、合わせて428万3,000円、その他で299万6,000円、一般財源で133万9,000円となっております。これは配食サービスや家庭介護用品支給事業等に係ります経費であります。

次に、121ページ、第6款諸支出金、第1項償還金及び還付加算金であります。第1目第1号被保険者保険料還付金、第2目の償還金及び第3目第1号被保険者還付加算金といたしまして、合わせて100万4,000円を計上しております。財源の内訳は、

その他 2, 000 円、一般財源 100 万 2, 000 円であります。

次に、122 ページ、第 7 款予備費であります、100 万円を計上しており、財源内訳は一般財源であります。

以上、簡単でございますが、斑鳩町介護保険事業特別会計予算の説明とさせていただきます。ご審議を賜りまして原案どおりご承認賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○木澤委員長 介護保険事業特別会計予算について説明が終わりました。

ここで会議時間を 18 時まで延長いたします。

それでは、これに対する質疑をお受けいたします。

浦野委員。

○浦野委員 予算関係参考資料の 43 ページなんですけども、介護保険事業特別会計参考資料の第 1 号被保険者欄で平成 17 年度までの要介護 1 の認定者が 318 人と。それが 18 年度から要支援 1、2 というランク分けになりましたので、例えば 20 年度でいいますと、要支援 1 が 140 名、要支援 2 が 194 名、要介護 1 が 101 名というふうな予想になってるんですけども、17 年度と比べますと要介護 1 の 300 名余りが要支援 2 と要介護 1 の方にばらけたというふうな見方になるかと思うんですけども、要するに介護度が軽く見られるように介護度の認定の度合いが変わったのかどうかを 1 点目聞きたいのと、それと例えば介護認定を受けてない老人が急に体を壊されたり病気になられたときに、介護認定受けるのに 3 週間か 4 週間ぐらい期間が必要かと思うんですけども、体が急に弱られて介護を受けたいという場合は特別に早く認定するような措置があるのかどうか、その 2 点お願いします。

○木澤委員長 西川福祉課長。

○西川福祉課長 まず 1 点目でございます。予算の参考資料の 43 ページ、介護認定の状況なんでございます。平成 17 年度の今、委員が申されましたように 18 年度から介護保険制度が介護予防を重視した制度に制度改革が行われました。そのときに伴いまして今まで要支援と、それから要介護 1 から 5 という 6 段階という形になっておったものが要支援の中で要支援 1、2 と、また要介護の方が 1 から 5 という形の制度改革が行われております。そのときに、今、17 年度で申しますと、要介護 1、また要支援の方が 172 名、要介護 1 の方が 318 名、それから要介護 2 の方が 160 名という形でおられ

ましたが、そのときの制度改正で要支援１、２ができたということで、そちらの方に認定をする際に振り分けるという形で制度改正が行われております。現実的には要介護１の方、要支援の方がそれぞれ要支援１に１４５、要支援２、１８６と要介護１で１１３と、これで１４４名の方となります。あと要介護２で１６０名の方が２１６と５０名ふえたという形で、それぞれそれに適した要介護度に振り分けられたという形になっております。要介護認定の制度改正に伴いましては、介護予防を重点的に制度を進めるという方で、こういう形で要支援１、要支援２の方については介護予防事業を進めていくという形で今現在サービスを提供しているところでございまして、要介護認定度が低くなったというものではございませんで、それに適した、その人の認定調査または主治医の意見または審査会におきまして適切に今の状況に合った要介護度に認定されたという状況でございます。

次に、急なことで要介護サービスが必要になった場合ということでございます。現実には要介護申請をしていただきまして認定を受けるまでには１カ月という期間が必要でございまして。ただ、認定を受けるまでにどうしてもサービスを受けなアカンという状況になれば、先にサービスを受けていただいて、後に認定結果が出た結果に基づいてサービスの認定をしていくということができることになっております。それが特例という形で設けているものでございまして、この制度で設けておりますので、それによってもし万が一あれば、それによって対処、対応していけるということでございます。

○木澤委員長　ほかにございませんでしょうか。

そうしましたら私の方からお尋ねしたいんですけれども、今、平成２０年度で第３期の計画としては最終年度になるのかなというふうに思うんですけれども、給付と保険料の関係でいうと、どんな状況でしょうか。

西川福祉課長。

○西川福祉課長　今、第３期事業計画の第２期目という形で１９年度を行っているところでございます。サービスの事業計画の数値から比較しますと、１８年度が９９．４２％、ほぼ事業どおり計画が進んでいるところでございます。１９年度につきましても今現在推計しておりますところでは９７．７ぐらいという形での見込みをしておるところでございます。いずれにしても来年度２０年度は事業計画を見直す年でございますが、それまでに第３期計画は計画どおり進んでいるところでございます。

○木澤委員長 そうしましたら、いよいよ来年度で第４期の計画をつくっていくということですが、介護保険の運営協議会等の開催について来年度の予定とかがわかっていたら教えてください、どういった段階を踏んでその計画を立てていくことになるのか。

西川福祉課長。

○西川福祉課長 介護保険の運営協議会につきましては５回、来年度見込んでおります。その５回の時期につきましては現在まだ検討しているところございまして、それぞれ５回開かせていただきまして、最終的には保険料も決定していくということになるかと思っております。

○木澤委員長 今、斑鳩町としては７段階ということで低所得者対策ということでやっていただけてはいますが、第３期の計画をつくる際にも７段階目の数値につきましてはいろいろ意見があったと思いますので、また来年度策定していく際にも経過の方を見ていきたいと思っておりますけれども、そうしたこれまでの指摘も反映していただき、ぜひご検討いただきたいということをお願いしておきたいと思っております。

ほかにございませんか。

そうしましたら介護保険事業特別会計予算に対する質疑をこれをもって終結いたします。

続いて、議案第２６号、平成２０年度斑鳩町後期高齢者医療特別会計予算についての審査に入ります。

理事者の説明を求めます。

西本住民生活部長。

○西本住民生活部長 それでは、まず議案書を朗読させていただきます。

議案第２６号

平成２０年度斑鳩町後期高齢者医療特別会計予算について

標記について、地方自治法第２１１条第１項の規定により、別紙のとおり提出し、議会の議決を求めます。

平成２０年３月３日提出

斑鳩町長 小 城 利 重

続きまして、特別会計予算書の１３１ページをごらんいただきたいと思います。予算書を朗読させていただきます。

平成２０年度斑鳩町後期高齢者医療特別会計予算

平成２０年度斑鳩町後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第１条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ２億８，３５０万円とする。

２ 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第１表 歳入歳出予算」による。

平成２０年３月３日提出

斑鳩町長 小 城 利 重

それでは、座らせていただきましてご説明を申し上げます。

まず、この特別会計予算の概要につきましてご説明を申し上げます。

この特別会計は、平成２０年度から実施されます後期高齢者医療制度に係ります町で行う事務につきまして、その予算を計上いたしております。予算総額といたしまして、先ほど申しましたように、歳入歳出２億８，３５０万円を計上いたしております。後期高齢者医療制度は、資格の管理や保険給付の保険料の決定などは広域連合が行い、保険料の徴収や被保険者の被保険者証の引き渡し、そして各種申請相談は市町村が行うこととなっております。そのためこの特別会計では、主に徴収した保険料を広域連合に委託する費用、また被保険者証の交付などに付随いたします事務経費を計上いたしております。

それでは、予算書の１３７ページをごらんいただきたいと思います。初めに、歳入予算についてでございます。

第１款後期高齢者医療保険料、第１項後期高齢者医療保険料、第１目特別徴収保険料についてであります。１億９，４６０万円を計上しております。この特別徴収であります。原則としまして年額１８万円以上の公的年金を受給している被保険者が対象となります。また特別徴収を行う保険料額につきましては広域連合の積算に基づきますもので、斑鳩町におきます賦課総額の約８割に相当する額を見込んでおります。

次に、第２目普通徴収保険料についてであります。４，３７８万５，０００円を計上しております。特別徴収の対象とならない被保険者については、納付書や口座振替により納付していただくことになります。特別徴収と同様に広域連合の積算に基づくもので、斑鳩町における賦課総額の約２割に相当する額を見込んでいるところであります。

次に、第2款使用料及び手数料、第1項手数料、第1目督促手数料についてであります。2万6,000円を計上しております。督促に係ります手数料を受け入れるものであります。

次に、138ページ、第3款寄附金、第1項寄附金、第1目寄附金についてであります。1,000円を計上しております。寄附金があった場合に受け入れるものであります。

次に、第4款繰入金、第1項他会計繰入金、第1目一般会計繰入金についてであります。4,508万5,000円を計上しております。その内訳であります、第1節特別会計事務費繰入金では561万2,000円を計上しております。保険料の徴収事務を行うことに伴う納付書、封筒などの印刷物などの作成、徴収の管理を行う電算システムの使用料などに係ります事務経費を一般会計から繰り入れるものであります。

また、第2節後期高齢者医療広域連合納付金繰入金では3,947万3,000円を計上しております。その内訳といたしまして、まず広域連合の運営に係る事務経費相当分として事務費負担金繰入金1,497万3,000円を、次に低所得者の保険料軽減に伴う公費負担相当分としまして保険基盤安定負担金繰入金2,450万円を計上しております。これらは一たん一般会計からこの科目に受け入れ、歳出科目の後期高齢者医療広域連合納付金において広域連合に納付するものであります。また積算であります、事務費負担金繰入金は各市町村の人口や高齢者人口の割合などに応じて定められた額、また保険基盤安定負担金繰入金は2割、5割、7割の保険料軽減に相当する額を広域連合が算出しております。なお、この保険基盤安定負担金につきましては、県がその4分の3を負担し、町はその4分の1を負担することとなっており、県の負担分につきましては後に一般会計予算の民生費、県負担金で受け入れることとなっております。

次に、139ページ、第5款諸収入、第1項延滞金加算金及び過料、第1目延滞金についてであります。1,000円を計上しております。これは納付期限後に保険料を納付する場合に、その保険料の一定の割合を乗じて得た額を延滞金として徴収し、受け入れるものであります。

次に、第2目過料についてであります。1,000円を計上しております。それは不正行為などにより保険料を免れた者に対する罰則金があった場合、それを受け入れるものであります。

次に、第5款諸収入、第2項雑入、第1目雑入についてであります。1,000円を計上しております。

以上が歳入でございます。

続きまして、140ページ、歳出の方をごらんいただきたいと思います。

初めに、第1款総務費、第1項総務管理費、第1目一般管理費についてであります。126万7,000円を計上しております。予算の財源内訳は、その他で126万7,000円となっております。被保険者証の郵送などに係ります事務経費であります。

次に、第2項徴収費、第1目賦課徴収費についてであります。407万5,000円を計上しております。財源内訳は、すべてその他となっております。納付書などの印刷物の作成や郵送料、徴収の管理などを行う電算システムの使用料などに係ります事務経費でございます。

次に、141ページ、第2款後期高齢者医療広域連合納付金、第1項後期高齢者医療広域連合納付金、第1目後期高齢者医療広域連合納付金についてであります。2億7,785万8,000円を計上しております。財源の内訳は、その他で3,947万3,000円、一般財源で2億3,838万5,000円となっております。歳入予算のところで説明をさせていただきましたが、特別徴収または普通徴収によって徴収した保険料相当額2億3,838万5,000円の後期高齢者医療広域連合納付金繰入金として繰り入れました広域連合の運営に係ります事務経費相当額1,497万3,000円と低所得者の保険料軽減に伴います保険基盤安定負担金等2,450万円を広域連合に納付するものであります。

最後に、142ページ、第3款予備費、第1項予備費、第1目予備費についてであります。30万円を計上いたしております。予算の財源内訳は、その他で30万円となっております。

以上、簡単ではございますが、斑鳩町後期高齢者医療特別会計予算の説明とさせていただきます。ご審議を賜りまして原案どおりご承認賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○木澤委員長 それでは、後期高齢者医療特別会計予算について説明が終わりましたので、これに対する質疑をお受けいたします。ございませんでしょうか。

そしたら、済みません、また私の方からお尋ねをしたいと思いますけれども、事務費

の部分はこれまで老人保健会計の方でも必要であったと思うんですけども、その老人保健会計のときと比べて後期高齢者医療制度が設立されることによって事務費の関係というのはふえてるのか減ってるのか、ちょっとその辺の状況がわかるようやったらお尋ねしたいと思うんですけども。

植村健康推進課長。

○植村健康推進課長 老人保健特別会計もこの特別会計につきましても人件費等は組んでおりません。単に事務を行う費用ということです。ただ、今回老健と違いますのは、保険料の徴収をしなければなりませんので、納付書の印刷であるとか納付書の郵送代とか、そういう部分については老健にはなかった部分ですので、その部分がふえると。一方で、今まで老人保健の高齢者受給者証がなくなりますので、その分が減ります。ですから事務費としてはそう変わるものではないと思います。

○木澤委員長 広域連合にかわって徴収等の事務は市町村が行うということですが、それに対しての国や県等からの補助金はないのでしょうか。

植村健康推進課長。

○植村健康推進課長 後期高齢者に対します事務費につきましては、町の一般会計から一たん繰り入れてこの特別会計から広域連合の方に出すということになっております。これにつきましては今の段階では国などのいわゆる助成というのは明確には出てはおりません。

○木澤委員長 老人保健特別会計のときと比べて事務費はそんなに変わらないということですが、広域連合の事務を町が変わって行うということでは、やはり国の県の負担も、まだ明確になっていないだけなのかもわかりませんねんけども、国や県に対してもやはり求めていくべきではないかなというふうに思うんですけども。

植村健康推進課長。

○植村健康推進課長 済みません、ちょっと先ほど説明が足りなかったと思いますが、本町で行う事務についてはそれほど変わらないかもしれませんが、ただ、広域連合に事務費として出す分につきましては今回も1,497万円分があります。これにつきましては、当然今、各市町村から広域連合に人を派遣しまして、そこで広域連合の事務をやっていると。その部分とか給付に係る一般的な事務の部分を39の市町村全部で見ようということでの負担金ということですから、老人保健制度にはなかった費用ということでは

この経費があります。ただ、これも平成19年度から広域連合はできておりますので、そのときには一般会計の老人福祉費から昨年19年度でありますと、およそ670万円ほどを去年も拠出はしているところでございます。

○木澤委員長 この制度ですね、後期高齢者医療制度ができて保険料も高くなると、事務費も繰り出しの分でふえるという認識でよろしいですね。

植村健康推進課長。

○植村健康推進課長 この制度は、新たに保険料を納めていただくものですから、それを一たん徴収させていただいて、その保険料をそのまま広域連合に拠出するという点が今までの老健制度とは違う点が1つ。それから、その広域連合の事務を支える経費として当然拠出する、それが1,400万円ですが、昨年と比べますと、昨年は670万円拠出してますが、それから比べますと800万円ぐらいふえるということでございますが、これはもう本格的に広域連合が給付の事務を行うということに係りまして人件費以外にもろもろの事務費がかかってくると、広域連合のコンピューターシステムの経費であるとか、そういうふうに本格的に経費がかかってくるので今回経費は増加するというところでございます。

○木澤委員長 保険料と言いましたけど、ここの後期高齢者医療制度としての保険料とまた別個で国保税の方、ちょっとそれは適当でなかったかなと思いますのであれですけども、あと、この後期高齢者医療制度についても滞納によって資格証が発行されることになるかと思いますが、これにつきましても裁量というんですか、後期高齢者医療制度の広域連合の方の取り決めになるかとは思いますが、そちらの方として今、資格証の発行について広域連合の方でどういう認識を持っておられて、それを受けて町としてどう対応されるのかについてもお尋ねをしておきたいと思います。

植村健康推進課長。

○植村健康推進課長 資格書につきましては、法令で定めがある部分もございまして、その部分については広域連合の方でお考えになられることと思います。ただ、市町村代表によります幹事会というものをつくりまして市町村側の意見というのも広域連合側に申させていただいているところです。その中では国民健康保険の取り扱いとの整合性というのがやはり課題となっておりまして、実際には資格書を仮に法令どおり発行するとしても平成21年度以降ということでございまして、引き続き広域連合と市町村側と

でこの取り扱いについてどうしていくかということは、来年、平成２０年度も話し合いをしていくという状況でございます。

○木澤委員長　法の方で国保制度の方との整合性ということもおっしゃいましたけども、それ以外の部分でも画一的な機械的な発行はしないということで私も広域連合の方で考えていただいているというふうにお聞きをしていますので、先ほど国民健康保険特別会計のところでもお尋ねしましたけれども、町といたしましても、今後の意向もありますけれども、機械的な発行はしないでいただきたいというふうに、これは要望しておきたいと思います。

ほかよろしいでしょうか、ございませんか。

それでは、これをもちまして後期高齢者医療特別会計予算に対する質疑を終結いたします。

続いて、議案第２７号、平成２０年度斑鳩町水道事業会計予算についての審査に入ります。

理事者の説明を求めます。

谷口上下水道部長。

○谷口上下水道部長　それでは、まず議案書から朗読をさせていただきます。

議案第２７号

平成２０年度斑鳩町水道事業会計予算について

標記の件について、地方自治法第２１１条第１項の規定により、別紙のとおり提出し、議会の議決を求めます。

平成２０年３月３日提出

斑鳩町長　小　城　利　重

それでは、ちょっと着席させていただきます。

水道事業執行の主な考え方につきましては、議会初日に町長から施政方針及び予算の提出議案説明で述べさせていただいておりますことから、省略をさせていただきたいと思います。

それでは、まず初めに、１９ページをお願いいたします。斑鳩町水道事業会計予算説明、事項別明細書によりご説明をさせていただきます。

まず、収入の収益的収支の第１款水道事業収益では７億７，８１２万５，０００円の

計上で、対前年度1,636万5,000円の減額であります。その内訳といたしまして、第1項営業収益では7億7,245万5,000円の計上で、対前年度1,306万円の減額でございます。減額の主なものは、水道料金収入でございます。第2項営業外収益では566万9,000円で、対前年度320万6,000円の減額でございます。減額の主なものといたしましては、高料金対策として受けておりました一般会計補助金をなくしたことによるものでございます。第3項特別利益では1,000円の計上をいたしております。

次に、資本的収支の第1款資本的収入では1億6,129万1,000円の計上で、対前年度2,361万8,000円の減額でございます。減額の主な理由は、公共下水道工事に伴う支障移転工事が減となったことによる工事負担金の減でございます。内訳といたしまして、第1項企業債で4,600万円の計上で、前年度より2,600万円の増でございます。第2項補助金では2,251万6,000円の計上で、対前年度411万6,000円の減額であります。第3項工事負担金では9,277万5,000円の計上で、対前年度4,526万1,000円の減額でございます。理由は、公共下水道工事に伴う支障移転工事の減少でございます。

次に、支出の部で収益的支出の第1款水道事業費用では7億7,205万8,000円の計上で、対前年度2,512万8,000円の減額であります。その内訳といたしまして、第1項営業費用で7億787万2,000円の計上で、対前年度561万4,000円の減額であります。第2項営業外費用で5,368万6,000円の計上で、対前年度1,951万4,000円の減額であります。第3項特別損失で50万円、第4項予備費で1,000万円の計上であります。

次に、資本的収支の第1款資本的支出では4億1,456万円の計上で、対前年度3,687万3,000円の増額であります。増額の主な理由は、新規水道の整備によるものでございます。内訳といたしまして、第1項建設改良費で3億1,449万6,000円の計上で、対前年度5,590万6,000円の増額であります。第2項企業債償還金で1億6万4,000円の計上で、対前年度1,903万3,000円の減額であります。

次に、20ページをお願いいたします。20ページ以降の予算説明の主な項目についてご説明を申し上げます。

まず、給水収益の水道料金では7億4,788万1,000円で、水道使用料の減少により対前年度1,211万9,000円の減額となっております。なお、各口径別の戸数と料金見込みを掲載いたしておりますので、ご参照いただきますようよろしくお願いいたします。

次に、21ページでございます。第2項営業外収益、第2目他会計補助金、第2節他会計補助金では、水道料金の高料金対策として前年度までは第4次拡張事業までの支払い利息の3分の1の2分の1は一般会計から受け入れしておりましたが、水道事業会計の動向を勘案する中で、本年度より補助金の受け入れをなくしたことにより対前年度580万4,000円の減でございます。

次に、支出の部で22ページ以降でございます。第1款水道事業費用、第1項営業費用、第1目の原水及び上水費の特に23ページをお願いいたします。23ページの第19節の受水費であります。県水の受水費では対前年度152万3,000円減の3億4,408万5,000円であります。第2目の配水及び給水費、第6節消耗品費では、災害対策として救援物資、災害用給水バック等購入費で217万6,000円を計上いたしており、また第9節の委託料では対前年度183万9,000円減の636万2,000円を計上し、漏水調査を引き続き実施することといたしております。

次に、25ページでございます。第4目総係費のうち第13節委託料では、対前年度81万8,000円減の1,299万3,000円の計上で、主なものといたしましては検針業務委託及び料金会計電算システムの保守料等を計上いたしております。

次に、26ページをお願いいたします。第2項営業外費用、第1目支払い利息、第1節企業債利息では、対前年度1,556万円減の4,486万5,000円の計上であります。

次に、27ページをお願いいたします。資本的収入でございます。第2項補助金では、対前年度411万6,000円減の2,251万6,000円の計上であり、昨年度に引き続き経年塩化ビニール管の更新事業につきましても国庫補助金を活用しながら更新整備に努めてまいります。第3項工事負担金、第1目工事負担金、第1節加入分担金では、新築家屋等の動向を見る中で対前年度429万4,000円減の3,454万5,000円の計上、第2節工事負担金では、先ほど申し上げましたように公共下水道工事に伴う移設工事の減少により対前年度4,096万7,000円減の5,823万円の

計上であります。

次に、２８ページをお願いいたします。資本的支出では、第１項建設改良費、第１目配水設備改良費、第２節の工事請負費では、対前年度２，２６１万３，０００円増の２億３，０１６万３，０００円を計上しております。第２項企業債償還金でございますが、これは元金の償還であり、対前年度１，９０３万３，０００円減の１億６万４，０００円でございます。

次に、１７ページ、１８ページをお願いいたします。まず１７ページでございます。平成１９年度の損益計算書でございますが、下から３行目をごらんいただけますでしょうか。当年度の純利益で３，７４３万円と見込んでおります。

次に、１８ページをお願いいたします。平成２０年度の予定損益計算書でございます。下から同じく３行目でございますが、平成２０年度の当年度の純利益につきまして８７６万１，０００円を予定いたしております。このことから水道事業会計は、引き続きほぼ安定的に推移すると見込んでおります。

以上が平成２０年度予算の概要でございますが、最後に、安全で安心できる水を安定的に供給できるよう努めますとともに、水道事業会計の財政状況や業務状況及び水質結果などを広報等に掲載を行い、住民の方々への情報の提供に引き続き努めてまいりたいと考えております。

それでは、恐れ入ります、予算書の１ページをお願いいたします。予算書の朗読をもちまして説明とかえさせていただきます。

平成２０年度斑鳩町水道事業会計予算

（総則）

第１条 平成２０年度斑鳩町水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第２条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- １．給水戸数 １万２７４戸
- ２．年間給水量 ３３４万５，０００立方メートル
- ３．一日平均給水量 ９，１６４立方メートル
- ４．主要な建設費 ３億１，４４９万６，０００円

（収益的収入及び支出）

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりとする。

収 入

第1款 水道事業収益	7億7,812万5,000円
第1項 営業収益	7億7,245万5,000円
第2項 営業外収益	566万9,000円
第3項 特別利益	1,000円

支 出

第1款 水道事業費用	7億7,205万8,000円
第1項 営業費用	7億787万2,000円
第2項 営業外費用	5,368万6,000円
第3項 特別損失	50万円
第4項 予備費	1,000万円

次に、2ページをお願いいたします。

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりとする。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2億5,326万9,000円は、損益勘定留保資金で補てんするものとする。)

収 入

第1款 資本的収入	1億6,129万1,000円
第1項 企業債	4,600万円
第2項 補助金	2,251万6,000円
第3項 工事負担金	9,277万5,000円

支 出

第1款 資本的支出	4億1,456万円
第1項 建設改良費	3億1,449万6,000円
第2項 企業債償還金	1億6万4,000円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりとする。

起債の目的、上水安全対策事業、老朽管更新事業、限度額４，６００万円であり、
起債の方法、利率、償還の方法につきましては省略させていただきます。

次に、３ページをお願いいたします。

（一時借入金）

第６条 一時借入金の限度額は、１億円とする。

（予定支出の各項の経費の金額の流用）

第７条 予定支出の各項の経費の金額を流用する場合は、次のとおりと定める。

１．営業費用と営業外費用の各項の間

（議会の議決を経なければ、流用することのできない経費）

第８条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、もしくはこれら以外の経費の金額に流用し、またこれら以外の経費の金額をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

１．職員給与費 ８，９２８万４，０００円

（棚卸資産の購入限度額）

第９条 棚卸資産の購入限度額は、５００万円とする。

（重要な資産の取り扱い及び処分）

第１０条 重要な資産の取り扱い及び処分を次のとおりとする。

１．取得する資産

配水施設 配水管整備等

浄水設備 浄水場整備等

取水設備 取水井戸整備等

平成２０年３月３日提出

斑鳩町長 小 城 利 重

以上、議案第２７号、平成２０年度斑鳩町水道事業会計予算についてのご説明とさせていただきます。ご審議賜り、何とぞ原案どおりご承認賜りますようよろしくお願いいたします。以上です。

○木澤委員長 水道事業会計予算について説明が終わりましたので、これに対する質疑をお受けいたします。

浦野委員。

○浦野委員 20ページの年間有収水量ですけども、年間総給水量334万5,000立方メートルに対して有収水量は314万5,000立方メートルと、こうなってますけども、老朽管のやりかえとかで有収率の推移についてちょっとお聞かせ願えますか。

○木澤委員長 植嶋上水道課長。

○植嶋上水道課長 この有収率でございますが、大体今94%でございます。この数字を現在維持しているところでございます。

浦野委員。

○浦野委員 94%よりもアップにならないわけですね、もうこれで限度。

○木澤委員長 植嶋上水道課長。

○植嶋上水道課長 この有収率でございますが、近隣の市町村から比べますと、斑鳩町の場合94%というのは相当高い数字となっております。現在当町では漏水調査等を行いまして漏水などの水のむだをなくすというふうに種々考えてやっております。この中でやっぱり94%、95%というところが一番最高ではないかなというふうに考えております。

○木澤委員長 ほかにございませんか。

木田委員。

○木田委員 参考資料の50ページのところで過去5年間の給水量というところで、平成19年度見込みということで331万2,000立米、そして1万6,515立米、0.5%増となっておりますねんけど、それまで減、減でずっと来てたんが、急にこんなにふえたいのはどういうことなのかということと、それと惣目というんか、あそこにある配水タンクですか、その更新ということはもう以前から何かおっしゃってましたんですねんけど、それはまだ今のところ考えておられないのかどうかいう、その2点だけちょっとお聞かせ願いたいと思います。

○木澤委員長 植嶋上水道課長。

○植嶋上水道課長 まずの惣目の配水池ですか、これですねんけども、いろいろな問題もございまして、今のところは早速というふうには考えておらないという状況でございます。

それから、過去5年間の給水量でございます。これにつきましては、平成14年度か

ら徐々に減ってきているところでございます。この１９年度につきましては若干、平成１８年よりも上がっているところでございますが、１７年度にも下がっているということは、だんだんだんだん減っているようでございます。この減っている原因といたしましては、やはり住民の方々の節水意識の向上、それから節水器具でございます。器具についてはいろいろと節水器具が出ておりますが、この節水器具の普及によるというふうに考えております。

○木澤委員長 木田委員。

○木田委員 その節水器具の使用によってということなんですけどねんけど、言うたら前の１４年度とかに比較したらそりゃ減っておるのはわかりますねんけど、また１８年度と比較したらやっぱりこないしてふえておるん違うかなと思うねんけども、減っておること比較したらそれはふえておると思いますねんけども、そのなを先のことと見比べるよりも、もう直近のなと見比べたらこれだけふえておるというふうに思われますねんけど、それはもう節水の器具を使いながらこんだけふえたということで理解すべきもんかね。

やっぱり今度のこれを見てなにしたら、今度は３１４万５，０００立米ですか、予算の中では。だからそれやったらまだ急に減るいうことで、１万５，０００立米ですか、何かそれが減るいうようなことになんのと違うかなと思うねんけども、こういうなにがどういふんでこういう結果になってるのか、ちょっとわからへんねんけども、とにかく節水器具だけのなにでふえたり減ったりしてるのか、人口的ななにも加わってこういうふうに減ったりふえたりしてるのか、それについてどういふふうにこれ。今、課長が言われたように節水器具だけやということで、それと１７年度に比べたら減ってあるやんかというふうな話なんですけどねんけど、それだけでこういうふうな増減が起こるのかなというふうに疑問がわきますねんけども、これかなりどんどんと減っていくように見受けられたのに、急にぱっと、１万６，０００トンいうたらかなりの量やと思いますねんけどね。だからそれがどうしてこういうふうになるのかなと。計算上そうなるのか、あるいは実際そういうふう給水人口がまたふえたんかなという、収量もふえたんかなと思うねんけども、そうではなしに、ただ節水器具だけのなにでふえたり減ったりしたというふうに理解してよろしいんですかね、それは。

○木澤委員長 小城町長。

○小城町長 15年、16年、この辺の時期は県が渇水対策というんか、やっぱり水をできるだけ節約せよということで、町民プールの関係も何日か休むとかいうこともございました。ただ、19年の去年の夏は非常に暑かったということもございますし、そういう変化は当然あらうと思います。今、課長が言いましたように節水器具だけのものじゃなしに、多少はやっぱりそういう点ではその年によって県が渇水でもう水がないからということもありますし、水を儉約しようと、節約しようということで減ってきてることもあります。この関係等については、もう以前からも委員会でもご指摘されてますように、何で県水のもろてる量をもっと減らしたらええいやなということもございます。この関係等についても県水についてはもう何カ年の契約をしてますから、できるだけそういう点では減らす努力はしてますものの、もう今、木田委員もご指摘のように、その年によって多少なりともやっぱり天候の加減で変わってこようと思います。当然今、節水の関係もございますけども、一番の問題は、天気の影響が関係が一番左右されると思っております。

○木澤委員長 ほかにございませんか。

ないようでしたら、これをもって水道事業会計予算に対する質疑を終結いたします。

これをもって当委員会に付託されました平成20年度一般会計、各特別会計及び水道事業会計予算の審査を終わります。

審査結果についての取りまとめをいたしたいと思いますので、暫時休憩いたします。

(午後5時04分 休憩)

(午後5時20分 再開)

○木澤委員長 それでは再開いたします。

嶋田委員。

○嶋田委員 採決に入る前に一言申し上げたいと思います。

先ほど私の一般会計予算のところでの質問させていただきましたけれども、納得できるような答弁をもらっていると私自身は思っておりません。西岡常一さんの100周年、また開棺20周年のシンポジウムですか、それら安易に冠をつけてやっているなあという感じはいまだにぬぐっておりません。また、ことし総務常任委員会として視察に行った防災の備蓄品に関しても、担当職員が一緒に行ったにもかかわらず、まだ本当に住民の用になるような調査研究はされておられないように感じております。それらについて

ははっきり言えば賛成しかねるところもありますが、限られた財源を真に必要な施策に充てておられる部分もありますので、その部分を考慮いたして、私の後の表決にあらわしたいと思います。以上です。

○木澤委員長 それでは、順次お諮りしていきたいと思います。

お諮りいたします。議案第２０号、平成２０年度斑鳩町一般会計予算について、当委員会として原案どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○木澤委員長 異議なしと認めます。よって、議案第２０号については、当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、お諮りいたします。議案第２１号、平成２０年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計予算について、当委員会として原案どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○木澤委員長 異議なしと認めます。よって、議案第２１号については、当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。

続いて、お諮りいたします。議案第２２号、平成２０年度斑鳩町老人保健特別会計予算について、当委員会として原案どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○木澤委員長 異議なしと認めます。よって、議案第２２号については、当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。

続きまして、お諮りいたします。議案第２３号、平成２０年度斑鳩町大字龍田財産区特別会計予算について、当委員会として原案どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○木澤委員長 異議なしと認めます。よって、議案第２３号については、当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。

続きまして、お諮りいたします。議案第２４号、平成２０年度斑鳩町公共下水道事業特別会計予算について、当委員会として原案どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○木澤委員長 異議なしと認めます。よって、議案第２４号については、当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。

続きまして、お諮りいたします。議案第２５号、平成２０年度斑鳩町介護保険事業特別会計予算について、当委員会として原案どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○木澤委員長 異議なしと認めます。よって、議案第２５号については、当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。

続きまして、お諮りいたします。議案第２６号、平成２０年度斑鳩町後期高齢者医療特別会計予算について、当委員会として原案どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○木澤委員長 異議なしと認めます。よって、議案第２６号については、当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。

続きまして、お諮りいたします。議案第２７号、平成２０年度斑鳩町水道事業会計予算について、当委員会として原案どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○木澤委員長 異議なしと認めます。よって、議案第２７号については、当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。

これをもって本会議から付託を受けました平成２０年度の一般会計、各特別会計及び水道事業会計予算の審査についてはすべて終了いたしました。

なお、委員会審査の結果報告については、正副委員長にご一任いただきたいと思いますと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○木澤委員長 ありがとうございます。それでは、そのように取り計らってまいります。

それでは、閉会に当たり町長のあいさつをお受けいたします。

小城町長。

○小城町長 委員の皆さんには、昨日ときょうと２日間にわたりまして慎重審議を賜ったわけでございます。その中でいろいろなご意見等をいただきまして、その関係等については、２５日が最終でございますけれども、平成２０年度の関係等についてこれから皆さ

ん方に認めていただいた中で、我々としてはどうあるべきかということで、予算等について慎重に執行してまいりたいと考えております。いずれにいたしましても、皆さん方のご意見等の関係等については十分精査しながら、また我々としても部局あるいは担当で勉強しながら頑張ってまいりたいと思います。

いずれにいたしましても、議案第20号から議案の第27号まで原案どおりご承認いただきましたことを心から厚くお礼を申し上げまして、閉会のあいさつといたします。ありがとうございました。

○木澤委員長 皆さんには、10日、11日の2日間にわたり熱心に審査を賜り、どうもありがとうございました。

なお、本会議から付託を受けました補正予算につきましては、19日に改めて予算常任委員会を開催し審議してまいりたいと思いますので、定刻までにご参集いただきますようお願い申し上げます。

それでは、これをもって予算常任委員会を閉会いたします。どうもお疲れさまでした。

(午後5時28分 閉会)